

砥 部 町 議 会
平成 1 7 年 第 1 回 定 例 会
会 議 録

平成17年第1回定例会（第1日） 会議録

招集年月日	平成17年3月10日	
招集場所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成17年3月10日 午前9時 議長宣告	
応招議員	1 番 山口元之 2 番 政岡洋三郎 3 番 西岡章一 4 番 土居美智子 5 番 中村 茂 6 番 西村良彰 7 番 井上洋一 8 番 樋口泰幸 9 番 栗林政伸 10 番 土居英昭 11 番 宮内光久 12 番 大野和博 13 番 中島博志 14 番 田室博志 15 番 平岡文男 16 番 山本典男 17 番 玉井啓補 18 番 三谷喜好	
不応招議員	なし	
出席議員	出席議員は、応招議員の18名	
欠席議員	なし	
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職、氏名	町 長 中村剛志 助 役 柳田 穂 収入役 佐川秀紀 教育長 佐野弘明 総務課長 明賀 徹 企画課長 藤田正純 監理財政課長 松下行吉 税務課長 相田由紀夫 住民サービス課長 丸本正和 民生こども課長 正岡修平 生きがい推進課長 松村昇二 健康づくり課長 佐野恵美 学校教育課長 大西 潤 生涯学習課長 大野哲郎 広田支所長 上岡洋一 環境保全課長 日浦昭二 商工観光課長 西崎 悟 農林課長 大内久利 建設課長 萬代喜正 下水道課長 東岡秀樹 水道課長 辻 充則	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫	
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
議員の指名	3 番 西 岡 章 一 4 番 土 居 美 智 子	

平成17年第1回砥部町議会定例会

平成17年3月10日(木)

午前9時00分開会

○議長(田室博志) 開会を前に去る2月17日に教育長に就任されました佐野教育長のご挨拶をお願いします。佐野教育長。

○教育長 失礼します。教育長の佐野弘明でございます。開会前の貴重な時間をいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。去る2月16日の臨時会におきまして議員の皆様方の温かいご賛同をいただきまして、教育委員の職を与えていただきました。翌2月17日に引き続き教育長を拝命をいたしました。

いま、新砥部町が新しいまちづくりを進めている中で、教育に寄せられる期待は大変大きいものがあるとう決意を新たにしているところでございます。まだまだ未熟、浅学非才でございますけれども、議員の皆様方の倍旧のご指導、ご鞭撻をいただきまして、その職をまっとういたしたいと考えております。今後ともご指導いただきますようよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長(田室博志) ただいまから、平成17年第1回砥部町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 行政報告

○議長(田室博志) 日程第1平成17年度施政方針及び行政報告を行ないます。中村町長。

○町長 (挨拶・施政方針・行政報告、別紙のとおり)

○議長(田室博志) 平成17年度施政方針及び行政報告を終わります。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(田室博志) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番 西岡章一君、4番 土居美智子君を指名します。

~~~~~

日程第3 会期の決定

○議長(田室博志) 日程第3、会期の決定を議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、去る3月2日開催の議会運営委員会におきまして、本日から18日までの9日間とすることに決定しました。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月18日までの9日間に決定しました。

~~~~~

日程第4 諸般の報告

○議長（田室博志） 日程第4、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第5 一般質問

○議長（田室博志） 日程第5、ただいまから一般質問を行います。

質問回数・質問時間は従来通り制限しておりますので、質問要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますようお願いいたします。議員各位のご協力をお願いいたします。それでは、議席順に質問を許します。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） おはようございます。4番、土居美智子でございます。新砥部町になりまして最初の一般質問となります、その意味では、適度な緊張感もありますが、私といたしましては、昨年の3月議会から取り上げてまいりました公共下水道問題を重ねて住民代表としての立場から質問させていただきたいと思っております。この問題は「当初の事業計画」以降かなりの時間が経過していると伺っておりますが、その後現在にいたるまでの間、政府、都道府県、地方自治体の財政事情は様変わりの一途をたどっていると、私は今日まで観測してまいりました。今の通常国会で政府が揚げた地域再生法案は、地域が自主性、裁量性の高い資金として活用できるよう国庫補助負担金制度を改革し、農林水産省、国土交通省、環境省所管の汚水処理施設の整備を相互に調整し、効率的な汚水処理施設の普及を図ろうとするもので、省庁を超えて汚水処理の普及を連携して推進するものです。既存の都道府県構想にとらわれず、市町村の自主性、裁量性により、最も効率的な整備計画を制定することを可能とするものです。環境省分で75億円が予算化されたようです。この地域再生法案は、まさしく今、砥部町が問題として考えなければならない下水道問題にあると思っております。総工費236億円、工期30年、地元住民の負担は194億円、その償還は60年、松前町徳丸地区の問題、これらの諸条件をなぜ住民の皆様が説明されないのか。私はお尋ねしたいと思っております。特に、私が申し上げたいのは、ますます高齢化が進む新砥部町住民のみなさんは、それぞれ将来に対する生活基盤があるはずで、高齢者2人だけの生活だから今のままでいいという考え、いずれは子どもたちのところへと考えている人、自分達の財政を基盤に、あるいは家族構成を基盤に、それぞれ異なった考えがあると思っております。この基盤を無視して、行政を行うべきではないと私はこのように考えます。住民の皆様が納得できるよう、町長のご所見をお聞かせください。

2つめの質問に入ります。財政に絡むもう一つの問題について、町長にお尋ねしたい

と思います。旧砥部町、広田村2町村合併協議会が開催され、新砥部町における諸事項の確認がなされました。私もほぼ毎回傍聴させていただきました。私が気になりますのは、町長はじめ三役、各種事務事業の扱いの中で報酬が支払われているもの、もちろん議員も含まれますが、その当時の高額の方角にそろえて合併を迎えました。私は当時、いまからの社会事情を考えた時、これでは納得できない旨の意見を言わせていただきました。その当時の回答は、この措置は合併を向かえるために、決めなければならない項目なのでとりあえず決定しておき、新町において協議検討するものというお話でした。私の勉強不足でしょうか、議員に対する費用弁償金額も以前には、議長と議員が金額に差がありましたが、今回は前議長の額に統一されていました。旧砥部町、砥部町長、3役の報酬金額につきましては、「報酬審議会」が開催され、減額されました。このことは当時の議員にも説明がありましたが、それ以外の諸々報酬について報酬審議会が開催されたこと、その結果の説明を受けた記憶が私にはありません。合併協議会開催中での報酬審議会だと思われそうですが、もしかして二重手間になるのかも知れませんが、日時、構成人数、審議された項目と結果を教えてください。また、新町の重要ポストも決定されました。多くの「新町において協議検討」するものについて、今後、どの様に取り組みられていく計画か併せてお尋ねいたします。これらの問題は、砥部町がいかに生き残っていくのか大切な問題です。他町村の足並みをみることはありません。我々砥部町がいかに重要な問題を抱えているかということをおたちはひしひしと考えなければならぬと思います。砥部町の財政を睨み合わせながら慎重にそしてオープンな形で早急に審議会を開催していただきたいと思っています。

3つ目の質問に入ります。砥部町役場内で切手、はがきの販売をしてはいかがでしょうか。合併により、旧広田地区より本町へ出向いてくる用件が多くなってくると思います。また、役場内業務に於いても、郵便物の発送が多くなると想定されます。郵便局は目と鼻の先にありますが、庁内で切手類が購入できれば、発行された証明書をその場で発送でき、住民の便宜を図る事ができると思います。総務省の見解も、現行法の中で可能としています。以前にも話がでたかと思いますが、砥部焼等のアピールできるデザイン切手にすれば一石二鳥となるでしょう。町長の考えはいかがでしょうか。ついでに再利用できる砥部町封筒なら一石三鳥となると思います。以上、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 ただいまの土居美智子議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。先ほどの施政方針でも申し上げましたように本年4月には国の内示を得て、下水道法及び都市計画法の事業認可がいただける見通しであります。17年度から事業を着手したいというふうに考えております。事業認可をいただきますと、認可区域、整備順位、全体排水計画区域等、そしてまた詳細な事項が確定されます。認可取得以降できる限り早い時期に関係地域へ説明を行うとともに、「広報とべ」で本町の下水道計画の詳細について町民の皆様方に広く知らせていきたいと考えております。現在、国の三位一体改革に伴う地方交付税の削減により、各自治体が非常に厳しい財政運営を強いられております。

本町におきましては一層の行政改革を進めていかなければならないと考えております。一方、国におきましては、平成17年度から汚水処理施設整備交付金制度を創設します。この制度は、地域が自主性・主体性の高い資金として活用できる国庫補助負担金制度の改革であり、市町村が2種類以上の汚水処理施設を早期かつ効果的に整備することや、対象区域の境界及び整備手法が明確になっていることを条件に5年間の地域再生計画を策定し、内閣府に申請、認定を受けるものであります。現在、この制度の内容の詳細につきましては、まだ情報が不足しておりまして、十分把握できておりませんが、今後、制度の内容を精査した上で、前向きに検討していきたいというふうに考えております。次に、もう一点の財政問題についてですが、はじめに、合併協議会中での報酬等審議会は、開催しておりませんので、ご報告をしておきます。議会の議員様、そして町長、助役、収入役の報酬等の額については、報酬等審議会の答申を受けて、これらの額に関する条例で決定されます。これは先程土居議員さんが言われたとおりでございます。新町発足時におきましては、新町の体制が整っていないため、暫定的に旧砥部町の額で、新町発足時に専決処分をして、今、実施をしているところであります。今後は、合併協議会で確認された現行の報酬額を基に、同規模自治体の例なども参考にし、その結果、報酬等の見直しの必要があるときは、「特別職報酬等審議会」に諮問するとともに、議会にお諮りをしたいと考えています。

続きまして、合併協議における「新町において調整する」とした事務事業につきましては、住民の皆様や議員の皆様のお声を聞きながら、事業の必要性を精査し、また、その事業における費用対効果等、財政状況を加味した上で、調整をしていきたいというふうに考えております。

3番目の、切手、ハガキの販売についてのご質問でございますが、切手やハガキの販売業務につきましては、住民の利便性を考慮し、日本郵政公社四国支社が認めた場合に、その業務が行えるということでございます。そしてまた、利便性を考慮するということは、そこで販売業務が行われていなければ、周囲の住民に迷惑がかかるという意味でございます。そういうことでこのあたりを日本郵政公社さんが、どのように考えるかということでございます。砥部町役場の場合は、すぐ近くに郵便局があり、その必要性があるということが認識できませんので、役場内での切手やハガキの販売は、無理である可能性が高いというふうに考えております。また、デザイン切手の作成につきましては、万博など、よほど大きな行事に対してのみ許可しているのが現状であり、合併に伴う記念切手などには応じていないのが現状のようです。ただ、写真切手の作成は行うことができます。1シート、10枚入り、800円の切手を1,000円で購入することになります。費用対効果などを検討させていただき、有効な活用方法がありましたら作成も考えてみたいと考えております。以上で、土居美智子議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（田室博志） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） ご答弁をいただきました中で、あくまでも公共下水道を執行するというご答弁でございました。まっ、私達の予測もその通りでございますので、それ

には間違いないだろうというふうに考えておりました。ただ、私が思いますのに、本当に大都市、100万人以上の大都市におきましては、公共下水道が98.8%という高い普及率でありますけれども、人口5万人以下の中小市町村における普及率は56.4%と非常に遅れております。それは何が原因かといいますと、いわゆる事業費用の膨大と、そして期間の、非常に膨大な期間を要するというこの二つが大きな原因になっていると思います。ますますこれからは地域におけるの汚水処理施設を進めるにあたっては、私たちは合併浄化槽の役割が非常に大きなものになってくるものと考えております。なぜなら浄化槽は短期間で、かつ費用も比較的少なくできる特徴を持っているからです。なぜ国が、3省の間で融通できる策を打ち出してきたのか。それを考えても、国自体が、まず財政に行き詰っているということ、自治体におきましては、下水道管理費用に一般会計からの繰入金で充てていること、下水道事業債の償還が進んでいないこと、そのために処理原価が下がらないこと、これが地方の財政を非常に圧迫する大きな原因となっているわけです。今、多くの自治体が見直しをしている中で、その中におきましても、愛媛県も当然見直しをするというふうに回答をだしております。また、今現在、全国の多くの自治体で、下水道の費用対効果をめぐって住民訴訟がおこっています。内容は、下水道事業への公金支出差し止めや支払済みの公金について町長個人に対して返済を求めているものです。地方自治法では、2条の第14項ですが、地方公共団体は、その事務を実施するにあたっては、中を省略しますが、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと規定し、地方財政法では4条1項におきまして、地方公共団体の経費はその目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて、これを支出してはならないと規定しています。これは単に訓示規定ではなく、予算執行機関に法的義務を課しているものです。砥部町ではまだこの工事に取り組んでおりませんので、これは本当に幸いなことだと私は思います。このような事件を、事件とも見られることのないようなためにも、一度この計画を見直し、どの方法が最小の費用で最大の計画を生むのか再検討する必要があるかと思っております。町長のご答弁をよろしくお願いたします。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 ただいま土居美智子議員さんから再質問いただきました下水道の問題でございます。この問題につきましては、いろいろな考え方があると思っております。そういうことで、公共下水道の方が有利であるという試算も当然でござりますので、合併処理浄化槽が安いという一言で片付けられるということも私は疑問に感じております。いろんなものを精査した中で、考えまして、砥部町の市街化区域というのは、公共合併処理浄化槽に、えー、公共下水道に向いているというふうな判断をしております。これは基準の40名の住居が44人の住民がいるということもありますし、その他を含めて考えまして、公共下水道でこの市街化区域はやる方が、私は有利と、それから前にも申しましたが、これからやっていく中で、約5年ごとに見直しがあるというふうに計画の中で考えております。そういう時点で、公共下水道1本でなくて、やはり合併処理浄化槽も加えていくとか、そういうふうにしてできるだけ経費のかからない方法そしてまた、私が考えますに、それぞれの時代があると思っております。これ30年という期間がかかる

いうことをございますので、30年もすれば本当に私たちがいま考えられないような時代がきているかもしれません。しかし、その時代時代に一番有利な方法で私はやっていくのが適切ではないかと思えます。そういうことで、第1期の工事につきましては、市街化区域に関しまして、とりあえず公共下水道でスタートさせ、次の第2期工事等についても公共下水道が、幹線についてはいいと思えますが、それ以外については合併処理浄化槽を取り入れていくとか、考えていきたいというふうに考えております。

○議長（田室博志） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） 今の見通しの中では、非常に5年サイクルで見直しをするという考えでございますけれども、その先はまったく闇の中というふうに私は受け止められません。合併浄化槽がなかなか普及しないその原因として考えられるのは、いま現在設置されております。単独浄化槽があるということも、もちろんその中の原因ですけれども、今だに下水道が一番という意識が非常に根強く残っているということです。その中の一番の問題点は、地元にも利益をもたらす公共事業として下水道を手放したくない自治体が多いということも事実です。自治労は2004年7月と12月の2回、政府省庁との意見交換の場におきまして、我々に説明がありました経済対比の計算の中にあります費用関数等のもとのデータを公開するように要請をしましたが、費用関数は地域の実態に応じて使うもので、あくまでも参考値であると答えて公開をいたしません。町長はこの経済比較表に使われている費用関数を信頼しておいででしょうか。もし、信頼しているということでしたら理由は何かをお知らせください。二つを比較検討するという重要な数字です。また、我々の説明資料の中で、起債元利償還金の2分の1が交付税措置されるため、町が負担しなくていいという60年間の表をいただいておりますが、下水道、この2分の1が交付税として措置されるということは間違いがないのでしょうか。私が記憶しております地方交付税制度は、基準財政需要額に対する基準財政収入額の不足分が交付されるものと思っています。交付税措置額が、措置額の全額が交付されるのでしょうか、お尋ねします。産業技術総合研究所科学物質リスク管理研究センターという長いセンターの名前ですが、その中のセンター長中西さんはこう言っています。下水道は公共事業という意識を捨て、行政は合併浄化槽を積極的に推薦すべきだと訴えています。一方、国においても、国民に快適で便利な生活と環境を保全、公衆衛生の向上を図るため、生活排水対策を進める必要があります、浄化槽の機能、経済性、維持管理等に関し、理解を求めるタウンミーティングを開催しています。要請する事はどうでしょうか。私は今回の下水道工事につきましては、非常に重要な指摘をいただいております。住民にも十分な資料がだされていない今、下水道工事を始めることに非常に危機感を覚えます。あわてないでこの一年間を徹底した討議の時間とし、受益者である町民の皆様の理解を得るべきだと提案いたします。町長のお考えはいかがでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 ただいま土居議員さんから再々質問をいただきました。先程も申し上げましたように、見方、いろいろな資料というのがございます。合併浄化処理槽が有利だという

ような見方の本を読まれたり、いろいろな資料を取られて土居さんの方はそういうご発言をいただいていると思います。私ども両方をみさしていただきました。そんな中で、私は公共下水道の方が砥部町の地形、その他から考えて有利だというような判断をさせていただいておりますので、これは一つの考え方として、いろいろな意見はあるけどそういう中での判断だというふうにご理解をいただいたらと思います。また、数字その他につきましては、担当の課長の方より答弁をさせていただきます。

○議長（田室博志） 松下監理財政課長。

○監理財政課長 失礼します。先程の交付税の措置についてご解答いたします。現在のところ、国の方の示しておる基準どおり公債費につきましては、基準財政需要額に参入されております。ただ、土居議員のおっしゃるのは相対として交付税が減っておるのではないかということであろうと思いますけれども、計算方法としては、公債費に参入されておりますので、需要額を基準財政需要額を膨らませる要因になっております。以上でございます。

○議長（田室博志） 以上で土居美智子君の質問を終わります。5番中村茂君。

○5番（中村茂） 5番中村茂でございます。私は次の2点について質問をいたします。第1に児童館の設置についてであります。現在、砥部町には2カ所の児童館があります。即ち、岩谷口にある砥部児童館と高尾田にある麻生児童館です。麻生児童館の場合、幼児クラブ、親子クラブがあり、狙いとして、1. お母さんと友達と楽しく遊ぶ。2点目、いろいろな遊びを通して健康な心と体、環境やひとと拘わる力、感性や言葉を育てる。3点目、お母さん方の仲間づくりや子育てについて話し合う場をつくる。以上のような目標を掲げて一年間の活動内容を決めて取り組んでおります。4月鯉のぼりづくり、風船遊び、5月新聞遊び、総合公園へ遠足、6月ミニ運動会、パン作り、虫歯予防教室、7月、七夕飾り作り、プール遊び、8月ピエロショー、お話し会、9月ぶどう狩り、おみこし作り、10月、秋祭り、いも堀り、陶芸教室、11月みかん狩り、人形芝居、スイートポテト作り、12月クリスマス製作、クリスマス会、1月お正月遊び、凧揚げ、2月豆まき、ひな祭り、3月お別れ会、なお毎月最終週に誕生会を行っており、保育所や幼稚園での行事と同じように取り組んでいます。特に施設や用具があまり揃っていない中を、お母さん方が手作りで幼児教育に取り組んでいることは砥部町にとって、未来を担う子どもたちの成長に大きく貢献しており、用具の整理や、施設の改善等、環境整備に全力で取り組むべきであると思います。私は、平成15年6月の定例会で、子育て支援の充実について取り上げ紹介しました。子育て自主サイクル「おしゃべり恐竜クラブ」も町内で活発に活動し成果を上げております。現在、間借りしています、保健センターが手狭になっており、子育て支援センターの設置を提案しましたところ、新町建設計画に子育て支援、児童福祉の充実と、子育て支援センターの設置が明記されており、一歩前進となり多くのお母さん方から早期実現の期待が寄せられております。今、全国的にひきこもりや幼児虐待等の被害や犯罪の低年齢化が問題となっており、幼児教育の見直しが急務であります。麻生児童館のねらいにありますように、遊びを通じて、健康な心と体、環境や人とのかかわる力、感性や言葉を育てる。このことは人間として最も大切

な基本であります。この様に砥部町にとって、将来に期待の持てる施設である児童館を宮内地区にも是非作ってほしいとの要望を多くの若いお母さん方から寄せられています。とにもかくにも親子で集まって遊んだり話し合ったり出来る場所が必要です。財政の厳しい中で新築とまでは難しいと思いますが、全員で知恵を絞って未来に希望の持てる砥部町の発展のためにも、是非取り組む必要があると思いますが、町長のご所見をお伺いいたします。

2点目としまして、危険な箇所にはガードレールの設置をであります。国道33号線リバーサイドから、パルティフジ砥部の間にあるホンダプリモ砥部店の裏手、荒倉川沿いに町道があります。赤坂泉に通じています。幅約5メートル前後あり、約145メートルの間川沿いにはガードレールや危険防止の柵などありません。赤坂泉の土手を学生が自転車で通っているのをよく見かけます。この場所は夜は外灯もなく大変危険な場所です。また結納センター裏手から明朗社やタカキベーカリー方面に通じる長さ約5メートル幅4メートル右斜めの石橋が架かっていますが、この橋にも危険防止がなされておりません。この橋を中型のトラックが橋幅一杯によく通っていますが、重量制限もありません。川の深さは約6ないし7メートルあり、水はほとんど流れていません。川底には石が敷き詰められています。明朗社付近には最近住宅が多く建てられており、他地域から移り住み買い物等多くの方がこの橋を利用しています。昨年9月にこの地域に家を建てて一家で移り住み幸せな家庭でしたが、今年1月夜、この場所を自転車で帰宅していた主人が誤って川の底に転落し亡くなるという痛ましい事故が発生しました。水が流れていないうえ川底には石です。落ちたら助かりません。一家は一瞬にして不幸のどん底です。私は、昨年12月議会で、危険な箇所の総点検提案いたしました。このような危険箇所は町内にたくさん存在しています。いつ、どこで、誰が事故に遭遇するかわかりません。このように危険な場所にガードレールないし防護柵等を設置して二度とこのような不幸な事故を起こさないためにも早急に安全対策を実施すべきであると思いますが、町長のご所見をお伺いいたします。以上で私の質問を終わります。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 ただいまの中村議員さんのご質問にお答えをいたします。宮内地区に児童館を設置してはどうかというご質問でありました。現在、非常に厳しい財政状況のもとで、児童館を新築することは非常に難しい状況であります。また、児童館には定められた設備や一定以上の面積が必要でありますので、既存施設の利用につきましても困難な状況であります。現在ございます、砥部児童館、麻生児童館、距離もありご不便をかけますが、今の状況としましてはそれをご利用いただきたいというふうに思っております。その代案と申しましてはあれですが、現在、宮内校区内へ、「つどいの広場」の開設について、民生こども課、健康づくり課、生涯学習課が連携を図りながら検討を進めております。この「つどいの広場」は、子育てをしている誰もが、いつでも、気軽に集まれる場所を作ることとございます。そのことによって育児の孤立化を防ぎ、親子共々、友達作りをして、不安や悩みを解消しようという目的でつくるものでございます。3歳未満の子供とその保護者を対象とし、子育てをしている母親の有志や、趣旨に賛同してい

ただけるボランティアの方々に中心となって運営をしていただきます。平日の昼間、週に2回程度開催し、行政が運営に関する協力や支援を行うものでございます。実施場所につきましては、砥部町総合公園事務所の会議室であれば、現在あまり利用されていませんので、この活用が可能ではないかと考えています。住民の方々の参加を頂きながら、創意と工夫をもって子育て支援の充実を図って参りたいと思いますので、どうぞこれからもいろんなご提案をいただきたいというふうに思います。

2番目のご質問でございますが、ご指摘の痛ましい事故につきましては、平成17年1月6日、消防署に連絡があり、自転車での転落死亡事故との報告を受けております。もし、ガードレール等の防護柵があれば、助かった命かもしれないとの思いでございます。今できる対応策として、16年度予算で2箇所の橋に防護柵の設置工事を発注いたしました。残りの区間は、できるだけ早い時期に安全対策を図っていきたくて考えております。緊急度の高い所からこういう工事については実施をしていきたくてというふうに考えております。また、今一度、町民の皆さん一人一人が安全な行動を心がけていただくとともに、町も皆様が安全、安心な生活ができるように、順次安全施設の整備を進めてまいりたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。以上で、中村議員さんのご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（田室博志） 中村茂君。

○5番（中村茂） えー、つどいの広場の提案がありましたんですけども、だいたいいつごろそのように着手されるとか、どういう方法で運営されるかについて、簡単に結構でございますからお教えいただきたいと思います。

もう1件、先程の件でございますが、そのように危険な、夜外灯もありませんのでですね、外灯をつけるとか、また、防護柵等でですね安全を図るよう大至急対応をしていただきたいとこのことをお願いいたしたいと思います。その点についてもう一度町長のお考えをお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 ただいまのつどいの広場がいつごろできるかということでございますが、これは担当課の方から答えをさせていただきます。しかし今、もうすでに作業には入っておりますので、近い時期にできると私の方から申し上げておきたいと思います。そしてまた危険箇所については、十分に皆様が安全に生活できるように努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（田室博志） 正岡民生こども課長。

○民生こども課長 失礼をいたします。つどいの広場事業をいつから開設できるかということでございますけれども、これにつきましては、平成17年度当初からということでは難しいかもわかりませんが、17年度中の開設に向かって進めてまいりたいというふうに思っております。それとどのように進めるかということでございますけれども、ボランティアの方々が中心になって、概ね1日、開催日には3ないし4名程度の方にでいただくというようなことで、いまのところの計画では1日平均の利用者を親子約10組程度がどうであろうかということで検討をいたしております。以上でございま

す。

○議長（田室博志） 中村茂君。

○5番（中村茂） 先程の危険箇所のことですが、早急に対応していただき、危険防止に取り組んでいただきたいとこのことをお願い申し上げまして、質問を終わります。答弁ありません。

○議長（田室博志） 以上で、中村茂君の質問を終わります。ここで暫時休憩をいたします。再開は午前10時45分の予定です。

午前10時24分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（田室博志） 再開します。7番井上洋一君。

○7番（井上洋一） 7番井上洋一であります。まず、新生砥部町の舵取り役に就任いたしました中村町長おめでとうございます。ただいまより質問をいたします。まず、陶街道五十三次のまちづくりと町政についてであります。平成17年1月1日、砥部町と広田村の合併により、新生「砥部町」が産声をあげました。新町建設については、合併協議会により計画ができあがり、スタートをしたばかりです。町内の全住民に新町建設計画を配付されておりますが、この計画に基づき肉付けをして、住んで良かったと思われる町をつくらねばならないと考えます。行政はもとより、議会、住民一丸となって総意工夫をしていかなければならないと思います。次に、陶街道五十三次のまちづくりであります。町長自ら、先頭に立ち、町民の皆様、町外の皆様に広くアピールするべきであると考えます。一つの提案であります。五十三次の一から五十三まで砥部焼をモチーフにしたものをつくってはいかがでしょうか。「清流とほたる 砥部焼とみかんの町」のキャッチフレーズにぴったりではないでしょうか。三位一体改革が叫ばれる中、行財政改革はさけてとおれない課題であります。計画によりますと職員数は38人多いという状況であります。町づくりの基本は人づくりであると考えます。企業では、リストラ、リストラとって合理化、効率化のために人員削減をしていますが、大局的な見地から余剰人員については、住民サービスに適材適所の配置をされるべきだと思います。財政については、厳しい状況が続くと思われしますが、思い切った改革をするべきだと思います。過去の慣習にとらわれるのではなく、必要なもの unnecessaryなものを選別する時代であります。職員一丸となって、改革を断行していただきたいと考えます。町長のご所見をお伺いします。

次に、医院の休日当番廃止についてであります。旧の砥部町には歯科医院を除いて20弱の医院があります。この休日当番制度ができた当時の医院数は少なく、救急医療体制も充実していなかったと推測されます。旧砥部町の場合、松山近郊という立地条件であり、緊急時においても救急体制が機能すると思えます。また、日曜日の場合でも町内で診療している病院もあり対応が可能です。今後益々、財政事情は厳しくなり、歳入が減少するのであれば、歳出を見直さざるをえません。微々たる金額である

うかとは思いますが、年間140万円程度の節約になります。一般財源でありますので、必要な他の予算に振り替えることもできると思います。住民サービスを一定程度維持していくために、全職員一丸となって知恵をだして、可能な範囲で歳出を見直していただきたいと考えます。町長のご所見をお伺いします。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 ただいまの井上議員さんのご質問にお答えをいたします。陶街道五十三次によるまちづくりについてでございますが、この事業は、砥部の入り口から広田の高市の山村留学センターまで、砥部と広田が一体化となる事業で始めたものでございます。そしてまた、今は荒削りになっておりますが、これからいろんなことを町民の皆様にもご提案をいただいて、そして町民の皆様とともに、楽しみながらいろいろなまちづくりをしていきたいということでございます。これからスタンプラリーだけに終わる陶街道五十三次ではなくって、町民の皆様にもいろいろな意見をいただいてそして肉付けをしていくというのがこの陶街道のまちづくりでございます。楽しみながら、そして元気な町をつくっていききたいというふうに考えておりますので、ぜひともまた、ご協力やご提案をいただきたいというふうに考えております。そしてまた、今ご提案いただきました陶街道五十三次のモチーフを砥部焼でつくってはいかがかというようなご提案をいただきました。私は本当にいい提案であるというふうに思います。東海道というのは安藤広重の絵が基でございます。そういうことで、こういうものをぜひとも砥部焼の業界の皆さんにもつくっていただきたいというふうに思っております。今、砥部焼の業界も非常に厳しい時代でございますので、新しい商品、そしてアイデアを活かした焼き物、こういうものをぜひとも作っていただいて、町外にも効果的なPRをしていただきたいと思っております。勿論、私も先頭に立って砥部焼、陶街道五十三次というのをPRしてまいりたいというふうに考えております。

次に、職員の適材適所の配置についてでございますが、職員配置の適正化は、今後さらに複雑多様化する行政需要に対応するため、積極的に取り組む必要があるというふうに考えております。また、町民の皆様が本当に求められているサービス、これをきちっと把握してそのサービス向上を図っていかなければならないというふうに思っております。そして今後、公共施設等の統廃合や公共施設管理の民間委託の推進など、こういうようなことも視野に入れて、これからはスリムを図って、そしてまたスリム化を図っても機能が順調に動くような組織の確立をしていきたいというふうに考えております。いままでのように慣例化したものをそのまま引きついでいくのではなくって、見直しや廃止、そしてまた、事業の改革等をきちっとやっていかなければならないというふうに考えております。また、先般役場の職員にも申しましたが、いままでのような縦割りではなく、横の組織の活性化をして一人二役の時代になっているということをお話しさせていただきました。そういうことで、これからの組織というのは横割も縦割りも両方できるような組織に変えていかなければならないと、柔軟性のある組織をつくっていききたいというふうに思っております。行財政改革についてでございますが、国におきましては、今後の地方の行財政改革推進の方針として地方公務員全般にわたる定員管理及び給与

の適正化の一層の推進、民間活力を最大限活用した民間委託等の推進、指定管理者制度の積極的活用、第三セクターの抜本的な見直し、地方公営企業の健全経営化の推進、電子自治体の推進、行政評価制度の効果的・積極的な活用、公正の確保と透明性の向上などが、平成16年に閣議決定されています。このような国の指針をもとに、砥部町といえども、官から民へという改革の基本理念を踏まえて、積極的に進めていきたいと考えております。具体的には、議員の皆様のご意見を伺いながら、行政改革大綱を17年度中に作成し、計画的に進めていく考えであります。経営の基本は「入るを量りて出ざるを為す」と言われます。今後、予測される中長期的な行政需要に対処できる健全な財政基盤を堅持するため、歳入、歳出の両面から改革に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。そのためには、受益の負担とそして受益者負担の確立、そしてまたコストの見直し、全ての施設や制度、仕組みをゼロからもう一度見直す気持ちでやっていきたいというふうに考えております。また、行政評価システムの活用も検討していかなければならないと思います。そしてまた事務事業の見直しを行って、費用対効果の検証をやらなければならないというふうに思っております。いずれにいたしましても、成果主義というのをよく商売の中ではいいですが、結果がでなければ0であるということも言われております。そればかりではございませんが、成果主義というものを意識改革の中に入れていきたいというふうに思っております。

続きまして、医院の休日当番廃止についてのご質問でございますが、町内では、歯科を除く14の医院で、休日、祝日の在宅当番医制を実施しております。平成16年度中には、休日当番で診察した患者数は、1番多い日で51名、少ない日は3名で、平均して16名の方が診察に訪れております。病気やケガはいつ発生するかわかりません。救急車を呼ぶほどでもない軽症の場合、休日、祝日でも近くの医院が開業しておれば、救急病院へ行かなくても初期治療として早く診察してもらえます。休日当番医を廃止するかどうかにつきましては、住民の皆様のご意見や伊予医師会砥部支部の意向を参考に、今後厳しい財政事情の見込まれる中、検討をいたしたいと思っております。それともう一つは、今の当番医院制度で、皆様へ周知はもちろん広報等でやっているわけですが、休日や祝日に開いている病院という方が町民の皆さんにわかりやすいかどうか、その辺も含めて、今後、お医者さんとよく相談をしながら、そして町民の皆様のご意見を聞きながら決めていきたいというふうに思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（田室博志） 井上洋一君。

○7番（井上洋一） ただいまの町長の答弁、大枠では、賛成する部分が多かったらうと思います。また、陶街道五十三次の調べ帳というのを編集していただいておりますが、なかなか私も読んでみましたが、これは本当にいいものだと思います。よくわかります。ただ、これは砥部町内の一部の方のみでは意味がありませんので、広くやはり皆様方に陶街道五十三次の調べ帳、宣伝をしていただきたいと思います。それと先日3月7日ですか、愛媛新聞に報道されておりましたが、この砥部焼守る心、合併後も健在というんで写真入です。四十二番の陶里ヶ丘が掲載されておりました。ちょっとした文字でございますが、これもやはり砥部町の宣伝になろうかと思っております。この陶街道

五十三次のスタンプラリー町内五十三箇所に白磁に呉須の字が入った砥部焼のスタンプ入れというような文書が入っております。ただ、この四十二番ですか、屋外に設置しているということで、破損や盗難の心配もあったがいまは問題ないということなので、今後どうなるかわかりませんが、このような愛媛新聞の報道も宣伝になろうかと思えます。広くやっぱり宣伝をしていただいて、砥部町のために頑張っていただきたいと思います。

それと医院の問題でございますが、先程町長の答弁で平均16名ということでございますので、16名ぐらいだったら大人数というわけではございませんので、やはりこの年間140万円程度の金額ではございますが、できる範囲で廃止をしていただいて対応していただきたいと思いますと思っております。一番多い日が51名ですけれども、この医院というのは内科もあれば外科もあれ、耳鼻咽喉科も、いろんな医院があろうかと思えます。トータルで14ということなので、この専門の場合、小児科の場合もあろうし、いろいろあろうと思えます。私も医者ではございませんので、専門的にわかりませんが、こういう休日当番というのは、わかりにくい部分もありまして、砥部町が宣伝で、毎月広報に入っておりますけれども、もうそれほどの16名だったら、対応しなくていいんだらうと私は思っております。ただ、医師会の方もございますので、その辺勉強していただきたいと思います。ただ金額だけの問題をいってるわけじゃございませんので、いろんな意味でこういう慣例的な問題を根っこから掘り起こしていただきたいと思います。そういう意味で、今日、明日の問題ではございませんが、病気のことではございますので、いろんなご意見あろうかと思えますが、対応できる範囲だらうと私は思っております。そういうことで、いろんな意味で問題点を掘り起こしていただいて、対応していただきたいと思います。以上です。答弁はおりません。

○議長（田室博志） 井上洋一君の質問を終わります。11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 11番、宮内光久でございます。私は3点について、質問をいたします。まず1点目は少子化対策についてでございます。今日、少子化の進行は急速に進んでおり、深刻な問題となっております。わが国の合計特殊出生率は1.29。人口維持に必要とされている2.08を大きく割り込んでおります。このまま推移をすれば将来人口は2050年には1億人を割り込み、2100年には6,400万人と半減するまでに落ち込むとの驚くべき予測結果もでております。さて、我が国の少子化対策は1989年に1.57ショックとしてマスコミで大きく取り上げられ、国政の場にて議論が始まりました。そして政府は1994年にエンゼルプラン、1998年に新エンゼルプラン、2001年に待機児童0作戦を作成し、取り組んできたわけでございます。少子化の進行に歯止めをかけることはできませんでした。そこで、国からのみ大号令をかけるのではなく、国、地方自治体、企業が一体となって、総合的、根本的に少子化対策を進めるべく、2002年以降少子化社会対策基本法と次世代育成支援対策推進法の立法化、児童福祉法の改正等、実効性を旨とした慣例法の整備に着手しています。これにより、事業主には仕事と家庭生活の両立支援や必要な雇用環境整備を進めるための事業

主等行動計画を自治体には時代を担う子供がすこやかに生まれ、育成される社会環境形成のための地域行動計画を2004年度末までに策定する事が義務付けられてあります。これまでの少子化対策は保育所の待機児童をなくす、児童手当の拡充などいわば行政主導の対処、療法的な施策が中心で、子供や親などの当事者を政策に巻き込むこともなく、ましてや次の親になる若者たちをほとんど対象にすることはなかったように思います。そこで今後、行政は当事者である、子供や親そして将来親になる、なるであろう若者たちの意見を吸い上げ、施策に反映させ、また彼らと一緒に施策の点検をしていく姿勢が必要であり、子供を産み育てたくなるような環境を地域全体で作っていくことが大切だと思います。そこで質問の一つ目は、砥部町における合計特殊出生率の過去5年間の推移についてと、全国値と比べてどうであるかお伺いします。二つ目は、少子化対策の出発点は、砥部町における少子化の要因はどこに起因するのか、調査、分析することが、まずは重要であります。そこで具体的に町民の子育てについて意識、または幼稚園や保育所の環境整備の状況等についてどのように調査し、そして結果についてはどのように分析されているのかお伺いいたします。三つ目は、地域行動計画についてお伺いします。地域行動計画策定指針によると、その策定については、所管である民生こども課のみに留まらず、教育委員会やこどもに関係する全ての部署が横断的に連携し、全庁的に取り組むこと、また必要に応じて、行政、事業主、子育て関係者などで組織する地域協議会を組織し、行動計画の策定や推進にあたるように明記してあります。そこで本町の地域行動計画の策定方法、そしてその実行にあたり、住民参加と情報公開をどのように取り入れていくおつもりなのか併せてお答えください。特に行動計画には保育サービスを主体とする14の事業について、具体的数値目標の設定が義務付けられていますが、数値目標の設定は、どの様に行うのか、またそれにかかる国からの財政的な支援は得られるのかお答えください。まちづくりは人づくりであります。砥部町の子供たちが心身ともにすこやかに育ち、また彼らが大人になりふるさと砥部町で結婚し、そして子育てをしたくなるような、子供に優しい町の実現に向けて、砥部町全体の最重要課題としてその取り組みの強化を願います。

二つ目は公共交通政策についてでございます。本格的な地方の時代を迎え、道路、下水道、公共交通網など社会基盤整備、防犯や災害対策、環境問題への取り組みなど、あらゆる分野で地域の特性に応じて、自ら考え、そして汗をかくといった自治体の姿勢が強く求められております。砥部町は旧広田村との合併により、お互いの個性を尊重しあいながら、更に新しい個性の創造へと繋がるために一つの町になりました。今後、新砥部町として、その個性を発揮しながら、地域の総合的、一体的な発展と住民福祉の向上に取り組んでいかなければなりません。そこで公共交通政策についてお伺いします。公共交通機関は、通勤、通学、通院など町民にとって生活に密着した重要な交通手段であり、いわば住民の足であります。そこで第4次砥部町長期基本計画の中にも、その基本施策として1、2、3と記載されております。また、昨年9月議会にて、公共交通について質問をしたところ、中村町長はバス路線の充実等について、いま、マイカーが大変増えて、交通の渋滞を起こしており、公共の乗り物を利用してほしい、このことについて

でも具体的にお願いに上がるべきだと思っているとの答弁をいただき、非常に町長の前向きな姿勢を確認する事ができました。そこで、それら施策の具現化に向けた取り組みとして、まずは地域の住民の交通形態や現状を調査し、住民ニーズを把握し、そして今後の町として交通基本計画いわゆるマスタープラン的なものを策定し取り組んでいかなければならないと思います。そこで質問の一つは、砥部町として交通基本計画を策定する用意があるのかお伺いをいたします。二つ目は住民参画を促す意味からも、行政のみならず、事業者、学識経験者、障害者、高齢者そして一般公募の住民等で構成する検討委員会を設置し、その中で交通に関する色々な諸問題を議論するようなしくみを作るべきだと思いますが、ご所見をお伺いいたします。次に、遠方から通学している学童の足の確保についてお伺いします。麻生小学校は砥部八倉から、また宮内小学校は大角蔵、七折、砥部小学校からは外山地区から登校しており、いずれも長時間かけて徒歩で通学をしております。さらに近年、学童が特に、下校時に犯罪者や変質者に襲われるといった事件が多発をしております。地域によっては未遂事件が頻発し、下校時も教師が付き添って集団下校されている学校もあるように伺っております。そこで砥部町としても学童の通学時の安全確保についても早めの対応をすべきであると思います。そこでその取り組みの一つとして、先程申しました、遠方から通学している学童の安全対策として、具体的にバス通学を許可すること、そしてさらにその費用についても行政が一部補助をしてはどうかと思います。厳しい財政事情であり、各種補助金も減額や削減されるという状況であることは十分に認識しておりますが、へずるべきものはへずるが、やるべきことはしっかりとやるという町長の政治姿勢に敬意、共鳴をする立場から、未来の砥部町の子供たちのために町長の前向きな答弁をお願いしたいと存じます。4つ目は、現在町外へ勤務している方は、60%を超えており、国道33号線拾町交差点の立体交差工事が平成18年度に完成すると聞いております。麻生地区はスムーズに車が流れると思いますが、次が計画しているのが、松山市朝生田交差点の立体化交差点でございます。もし、立体交差化工事が始まれば再び、今以上に松山市での渋滞が予想されます。その対策として市内へのマイカー乗り入れ規制について、県や松山市の交通対策課との連携を、また、既存のバス会社に路線バスの増便以来など、交通渋滞の対応についてどのように考えておられるのかお伺いをし、以上4点について町長のご所見をお伺いします。次は喫煙コーナーについてでございます。住民は、今、健康志向の高まりに伴い、誰もがそれぞれの体力に応じて健康が維持できるようスポーツやレクリエーションに親しみ、充実した時間を過ごしております。本町には総合公園の多目的広場や公民館、小中学校の体育館、運動場などの施設があり、子どもからお年寄りまで多くの方々が利用して素晴らしいことだと思っております。総合公園の体育館には喫煙コーナーがあり、親と同伴で来ている子どもやタバコを吸わない方には大変迷惑であると思います。そこで喫煙室を設置するか、あるいは禁煙にすべきではないかと思いますが、教育長のご所見をお伺いいたします。以上でございます。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 ただいまの宮内議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。まず、合計

特殊出生率の過去5年間の推移でございます。国の場合、平成11年は1.34人、平成12年が1.36人、平成13年が1.33人、平成14年が1.32人、平成15年が1.29人となっております。これに対しまして砥部町はどうかということでございますが、砥部町は、平成11年には1.29人、平成12年には1.11、そして平成13年には1.07人、そして14年が1.22人、そして平成15年は1.10人というふうになっております。ということはほぼ全国平均を0.2人程度下回る状況であるということでございます。少子化の進行は我が国全体の傾向でございますが、その主な要因は未婚率の上昇であるというふうに言われています。砥部町における少子化の特徴的な要因としては、これまでの住宅開発に伴い一時児童数も増加しましたが、その児童の世代の方々が住宅事情や就職事情などにより引き続き町内に居住することが困難な状況にあることなどが、あげられるのではないかとこのように思います。意識調査や子育て環境などの状況把握につきましては、平成15年度に、0歳児から小学校3年生までの子供を持つ保護者を対象に、次世代育成支援に関するニーズ調査を実施しました。この調査結果を参考に、平成16年度末までに、次世代育成支援地域行動計画を策定いたします。この地域行動計画策定には、子育て期、壮年期、老年期のそれぞれの代表、保育所保護者の代表、区長会長、その他学識経験者の方々に参画していただいております。策定後はその内容について、広報とベヤパンフレット等によって公表させていただく予定であります。数値目標の設定につきましては、ニーズ調査において要望の高いものから実現できるように努めてまいりたいと思っております。財政的な支援につきましては、行動計画に掲げられた事業について、国からの交付金という形で支援することになっております。少子化は、本町のみならず我が国全体の将来に関わる深刻な問題でございます。町の施策だけで解決できる問題ではございませんが、出来る所から取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

続きまして、交通基本計画のご質問でございますが、市町村の交通安全計画は、交通安全対策基本法第26条で都道府県の交通安全計画に基づき、作成しなければならないと規定をされております。本町におきましても平成13年度から17年度までの5カ年に講ずべき施策をまとめた計画を策定しております。今年度につきましては、旧町村の計画に基づき施策を進めてまいりますが、平成17年度以降につきましては、早急に策定しなければなりません。策定にあたりましては、県や松山南警察署、地域で児童などの交通指導にご尽力いただいております交通安全協会や交通指導員会など、関係機関のご意見をいただき策定をしたいと考えております。交通安全に関する施策は、町民の皆さまの生活に直接かかわる身近なものであり、これらの推進にあたっては、町民の皆さまや関係機関の十分にご理解やご協力を得て、その効果を高めるよう努めてまいります。次に、交通渋滞への対応でございますが、道路の改良や整備など関係機関のご努力にもかかわらず、交通渋滞は解消されていないのが現状であります。これは、道路改良や整備の充実や高速道路の整備、大規模なショッピングセンターなどの郊外への出店など、車社会を取り巻く環境の変化が大きく影響していると思われまます。ご指摘のように、拾町交差点につきましては、高架にすることにより国道33号や県道の渋滞緩和につなが

るといわれており、砥部から松山まで7分間程度短縮されると予測をされております。道路を取り巻く諸問題につきましては、近隣の自治体はもとより、県や管轄の警察署、バス会社など関係機関と連携を取りながら、取り組んでまいりたいと思います。また通勤等の問題につきましても、シンガポール等においては乗用車にしましても、一人で乗った場合には税金がかかるというようなこともございます。また、そこまではなりません。今後公共のバスを利用するということは、交通の渋滞緩和にはつながると思います。また、今、国道を走る路線が非常に少ないということで、これからは急行便の運行などで国道を急行便として駐車場所を少なくして、砥部から松山への通勤をより短時間にそしてまた快適に過ごすような路線についても、またお願いにあがりたいというふうに考えております。次に、教育長にご質問いただきました総合公園体育館の喫煙でございますが、この点については、私の方からお答えをさせていただきたいと思っております。総合公園は町内外から多数の利用者がおります。幼児からお年寄りまで非常に幅広くの方にご利用をいただいております。ご指摘の体育館につきましては、従来分煙機を設置して、喫煙コーナーを設けておりました。しかし、完全な分煙が困難であることや、健康増進法第25条に規定されている受動喫煙の防止の趣旨に鑑みて、本年4月1日から体育館内の全面禁煙を実施することにいたしました。なお、体育館の喫煙場所については、通常出入り口として利用しない東出入り口の屋外に設置する予定でございます。以上で、私の方からの答弁は終わらせていただきますが、登下校時の児童の安全対策につきましては、教育長のほうより答弁をしますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（田室博志） 佐野教育長。

○教育長 登下校時の児童の安全対策について宮内議員さんのご質問にお答えをいたします。近年、交通事故や犯罪による被害、また自然災害などで、私たちの周りには様々な危険が満ちあふれておりました。特に、子供たちが不慮の事故によって尊い命を落とす割合が高くなっております。このような現状を踏まえまして、教育委員会といたしましては、学校安全推進活動といたしまして、3点、まず1点目、児童生徒が周りに存在する様々な危険に対して、安全に行動できるようにする「安全教育」、2点目としまして児童生徒を取り巻く外部環境を安全なものとする「安全管理」、3点目はこの二つを円滑に進めるための「組織活動」、これをあらゆる機会をとらえて推進しているところでございます。ご質問の登下校の安全につきまして、幼稚園におきましては、実体験を通しての安全教育の指導、保護者の付き添いのもとでの登降園、また、保育所との合同によります交通安全教室等を開催をいたしております。小学校におきましては、「学校運営管理マニュアル」、これを基に、教職員の危機管理意識の高揚、学級活動や集団下校時における防犯に関する安全指導の徹底、家庭や地域・関係機関との情報交換や協力による児童の安全確保及び事件・事故の防止に努めております。さらに中学校におきましては、学級活動の時間に、通学路や危険箇所の確認、自転車通学生の把握等を行い安全な登下校の指導をしておるところでございます。また、ご質問の遠距離児童の通学費助成につきましては、砥部町遠距離児童通学費助成要綱というのがございます。これの規定によりまして、これも3点ございますが、まず1点目は砥部小学校児童のうち、旧

千里小学校区の児童。2点目が広田小学校児童のうち、仙波地区の1年生及び2年生の児童。3点目が各小学校までの通学距離4キロメートル以上の児童で、交通機関を利用している児童。この3つの要件の中に該当する児童に対して遠距離通学の助成を行っております。こうした要綱がございますので、このことから、通学距離4キロメートル未満の児童に対するバス通学の許可でありますとか、一部補助ということについては、現在のところは考えておりません。しかし、砥部町の子供たちの安全対策、このことにつきましては、今後とも保護者、地域と一体となって進めてまいりたいというように考えておりますので、議員各位のご支援、ご協力をお願いを申し上げます。以上で、宮内議員さんに対する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（田室博志） 宮内光久君。

○11番（宮内光久） えー、答弁をいただきましたが、少子化対策についてでございます。確かに、今、本当に全国的にこの問題は深刻化されておられます。砥部町といたしましても、やはり今、大事なはその子供をつくる、また若者たちのやっぱり考えをつくっていかなければならないと考えております。一つには、若い人たちの話し合い、まー、地域協議会、こういうものをつくって、先程町長の答弁の中にもおっしゃられておりましたが、私はこういう協議会を作っていただいでですね、本当に今後効果がすぐにはでない、見えにくい分野だとは思いますが、幅広い視野、特にこの若者たちの視点に立った議論が必要だと考えております。このことについて一つ答弁の方もお願いをいたします。

二つ目の公共交通対策についてでございますが、私は、まず問題点は今路線バスに対しても、何が住民の足になっておるのか把握をできてないと思います。まず、このようなことを検討委員会、これをつくって見たらどうかと思います。実際、理事者、企業また老人や一般公募から応募した住民たち、バスを利用されている方の考えをもう一度把握しなければならぬと考えておりますので、この件についても答弁をお願いいたします。喫煙コーナーについては、この広報とベ3月号で、生涯学習課から4月1日から禁煙するという、広報にでておりました。やはり健康増進法という法律がある以上、今後ともこの対応をお願いするべきだと思いますので、今後ともお願いをいたします。以上の2点について答弁をお願いいたします。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 ただいまの宮内議員さんの再質問でございます。まー、少子化の問題は、砥部町だけではなかなか解決はできません。先程も申し上げたとおりでございますが、やはり砥部町としても見過ごしていくわけにはいきません。そういうことで、ただいまご提案いただきました若者に対するいろんなことを聴き取ったり、そしてまた方向付けをしていくということも必要だと思います。申し上げますと、まー、3月末にいつも100名ぐらいの方が砥部町の人口から減ってまいります。これは就職をされていったり、進学をされていく方が大部分であるというふうに思っております。しかしその方たちが、再び砥部に帰っていただくように、また今までの住宅開発の中で非常に土地的にも40坪、50坪というあたりで2世帯が住むにはちょっと狭い住宅であったとかいう問題も

あると思います。そういうことも含めて、また、お子さんを育てやすい環境をつくるのかということについてもまた今後十分に検討していきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。また先程の路線、そしてまた渋滞の問題でございますが、これは宮内議員さんは専門家であるというふうに思っております。私もま一、交通関係に従事をしておりましたので、申し上げますと、お話を昔よく聞いたのは、砥部から松山の路線も最初は不規則、不定期の時間帯であったと思います。しかし、20分には砥部行きがでて、40分ではまた砥部行きがでて、そして00分には砥部行きがでると、こういうふうに固定することによって需要が開拓されて20分くらいだったら待ってもいいから交通機関利用したいというようなこともあるというふうにお伺いしております。そういうことでももちろん企業さんの努力ももちろんですが、また、我々も交通機関をできるだけ利用するようにしてマイカーを減らしていくというのは、やはり交通渋滞の解消には繋がることであると思います。そして先程も申しましたように、時間の問題もございます。やはり、電車であれば決まった時間できちっと着くというのが電車でございますが、バスの場合にはなかなかその時間が読めないということもございます。しかし、旧道をずっと通って帰るバスよりは、国道を通る、新しい国道をずっと通って停留所が少ないほうが時間の短縮になるのは間違いないと思います。そういうことでこういうことについても、また私どもからもお願いをして、そしてまた、実際に使われる方がどう思っているか、これがやはり一番大切なことでございますので、そういうことについてもバス会社さんと相談しながら進めていきたいというふうに考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（田室博志） 宮内光久君。

○11番（宮内光久） あの一つ、一点だけ、質問をいたします。交通渋滞についてでございますが、前回9月に一般質問したところで、町長はバス路線の拡充等について、今マイカーが大変増えて、交通の渋滞を起こしている。公共の乗り物を利用して欲しい、このことについても具体的にお願ひにあがるべきだと思っているとこのように9月のおりに答弁をされておりますが、今後、お願ひにあがる意思はあるのかどうかお伺いします。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 ただいまの件でございますが、路線の開設等も含めまして、一度また公共の路線バスの方ともお話し合いをさせていただきたい、いうふうに思っております。

○議長（田室博志） 以上で、宮内光久君の質問を終わります。16番、山本典男君。

○16番（山本典男） 16番の山本典男です。先般の新しく誕生した新町の町長選挙において大差で中村町長が当選されたことは、いままで2年間の中村町政が進めてきた公平公正な町政、住民本位の町政が町民に評価、支持されたことでありまして、新町においてもこの姿勢をぜひ進めてほしいというふうに願っておるわけでありまして、ところで、新しい砥部町の出発にあたって、中村町長がどのような見通しを持って町政を舵取りしていくのか改めてお伺いしたいというふうに思います。先程、施政方針の中でもいろいろ述べられましたけれども、ここでまた改めてお尋ねしたいというふうに思ってお

ります。まず最初に、現在の財政状況についてお伺いします。国の財政破綻の影響を受けて、砥部町においても交付税や補助金のカットがされています。また、県下で2番目の若い町村と自慢した砥部町も、その原因であった団地や新住民が既に定年に近い層が増えておるわけであります。そのため従来、増収で安定した町民税は将来は減少の方向になり、一方、町民の医療や福祉の予算は確実に増え続けてくる。こういうふうなことで、砥部町の財政も硬直化の道をたどるのではないかとこういうふうに恐れているわけであります。その中で、住民サービスをできるだけ低下させないで、行政を進めていくというもっとも難しい時代に砥部町もあるというふうにいえるわけであります。こういった状況において町長がどのような認識をもち、どのような見通しをもっているかお尋ねしたいと思ひます。

さてその中で、私は「健康のまちづくり」を提唱したいというふうに思っております。なぜなら高齢化が避けられないとすれば、将来の医療費の増大の中で、寝たきりにならない元気なお年寄りの多い町を今から実現させる取り組みが必要であり、予備軍ともいえるもっと若い層から計画し、組織する必要があると考えるからであります。それにはストレッチの出前、町民の健康データの管理などを行い、一方ではそれを進める住民パワーの組織化などが課題であるというふうに思ひます。数年後には、この住民パワーというのは、もしできましたら砥部町にとって大きな力になるというふうに思ひますが、この点についての町長のご所見をお願いいたします。また、生きがいや、働き甲斐は人生の重要な問題でありますけれども、健康な老人ということからすれば60歳の定年を迎えてもなお健康な人は、働きたいと思う人は多いはずであります。何をなすにも、彼らの能力を使わないという手はありません。ボランティアの活動、また定年後の人たちの仕事の確保は重要な問題であります。今年の砥部のシルバーセンターの受注額は1億を超えたそうではありますが、こういった状況に対して、町長のご所見をお願いしたいというふうに思ひます。もう一つ少子高齢化の問題からすれば、子供を産みやすくまた育てやすい環境を生み出す政策が必要となります。2年前、私は、幼保一体化政策の問題を一般質問で取り上げましたが、この方向での話であります。この幼保一体化施設の問題がその後どのような状況になっておるのか。私は幼稚園と保育園が隣接している砥部や宮内など、まず実施できやすいところから実施したらいいと思うんですが、町長のご所見をお願いいたします。

ところでまた、昨年は久しぶりに台風の被害が大きく、行政機関としても、また消防、こういったところにおいても大変だったろうというふうに思ひます。四国山脈に取り囲まれた砥部は従来は安全のイメージといいましようか、そういうものが強いというふうに思っておったんでありますけれども、異常気象が常態化しているというふうな、近年の気象状況でございまして、この変化の中で、必ずしも安全であるというふうなことは言えないというふうにも思ひます。寺田寅彦の「災害は忘れたころにやってくる」というふうな名言がありますけれども、南海地震も近年中に取りざたされております。避難場所を記したハザードマップやマニュアルなどがあるか、また、それも実効性のあるものなのか、住民にも周知されているのか、改めて検討される必要があるというふうに思

っておるわけであります。この点の町長のご所見をお伺いいたします。町村合併を終えられまして、また一応の決着はついたわけでありますけれども、この中にも将来の課題というふうな案件も多く、公共下水道などまだまだ大きな課題があり、中村町長には大変な仕事が残されているというふうに思っております。また私が関心を持っている陶街道五十三次構想のことなど、まだまだお聞きしたい点もありますけれども、時間的な問題もありますので、次回にまわしていきたいというふうに思います。中村町長には、今後とも健康に留意されながら砥部町住民の幸福のためにご活躍をお願いして私の一般質問を終わります。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 山本議員さんのご質問にお答えいたします。先程は過分なお言葉をいただきましたが、2年1ヶ月努めさせていただきました中で、やはり私は公正、公平、平等、この理念を忘れず、そしてまた住民の皆様は、町民の皆様は、お客様であり株主であると、この心を忘れず町政に携わらせていただきました。今後もこの気持ちを忘れることなく一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともまた議員様方のご指導をいただきたいというふうに思います。それではまず町の財政事情につきましてでございますが、国の「三位一体改革」による国庫負担金や地方交付税の削減などにより収入が大幅に減る一方、高齢化に伴って医療費や福祉費の増加が非常に大きくなってきております。合併後3年間については、合併市町村補助金や特別交付税などの面で国の支援措置が見込めます。しかしながら、国の予算の範囲内という限定であり、確たるものとは言えないのが現状でございます。合併を成し遂げたとはいえ、今後も厳しい状況にあることは変わりないと認識をしております。今後も、今まで以上に、「町民の皆様は行政に何を求めているのか。」あるいは、「行政の果たす役割は何なのか。」そういうことを重要に考えていきたいと思っております。また、必要なところに予算を配分していく事が大切であるというふうに考えております。ここ数年は、非常に財政も厳しく基金を取り崩して財源とせざるを得ない状況が続いております。行財政の構造的な改革に取り組みまして、この状況をなんとか改善していきたいというふうに思っております。また、地方債につきましては、一般会計の16年度末残高が96億円と大きくなっております。合併特例債や過疎債など有利な起債を活用することは当然でございますが、当該年度の償還元金以内に発行額を押さえて、起債残高をできるだけ減らしていきたいというふうに考えております。なお、平成17年度予算につきましては、旧町村の経常経費を合わせた骨格予算となっておりますが、補正予算にあたっては、慣行的に継続してきた色々な旧町村の事務事業をいったん立ち止まって見直し、その事業が本当にこれから町民のために必要なのか、効果があるのか、再検討をしていくことにより、更なる歳出の削減に努めなければならないというふうに考えております。

次に健康のまちづくりについてのご質問でございますが、健康増進法に定める『健康日本21』に基づき、本町では、子どもから高齢者まで、全ての人が、笑顔で安心して暮らせる温かな町づくり、生涯健康づくり推進を目的に、『砥部町健康づくり計画』を策定中でございます。この計画は、合併前から話し合いを始め、合併後の新しい町で、

どう健康を実現していけばよいかを住民、関係機関の職員、行政職員が共に膝をつき合わせ、1年間、議論を積み重ねてまいりました。この話し合いの結果、健康づくりを推進していくためには、地域に健康づくりの輪を起こすことが必要であることが重要であるという結論に達しました。その大切な要因には「心と身体のバランス」があり、そのバランスを取るために、まず生きがいを持つこと、運動の習慣をつけること、病気を予防すること、バランスよく食べること、これが非常に重要であるというような位置づけになりました。そしてこれらを実現するためにどうすればいいかということをございですが、まず、地域の人と一緒に活動できる仲間づくり、これを気軽にやれる場所をまた見つけていく、これが大切ではないかということをございます。そしてまた地域のリーダーの育成、行政区を単位とした身近な集会所等での仲間づくりの場をもっていきたいというふうに考えております。また、運動の習慣をつけること、いつまでも自分の足で歩けることを目標に、運動推進リーダーの育成や陶街道五十三次を利用したウォーキングマップの作成、中高年を対象としたストレッチ、筋力アップ教室を開催したいと考えております。生活習慣病予防対策としては、肥満予防の推進、健診の大切さのPR、意識啓発を行い、健診受診の推進を図っていきたくて思っております。食生活の改善のため、野菜の摂取量の増加を重点課題とし、野菜一皿運動、手作り料理の推進を行い、正しい食知識の普及と食バランスの改善を目指していきます。この計画は、本年4月を初めとする10年計画とし、住民の皆さんや関係機関の理解と参加を得、健康づくり担当課だけではなく全庁的な連携体制のもと、一体となり、推進していきたくて思っております。続きまして、シルバー人材センターのご質問でございますが、シルバー人材センターは、高齢者が豊かな経験と知識を生かすため、就業の機会の開拓と提供を行う重要な団体であります。多くの方が従事され、受託収益が順調な伸びを見せておりますことは、大変喜ばしいこととあります。今後も、さまざまな専門業者との共存を図りながら、センターの運営理念にある自主・自立した団体として発展されることを願うものであります。続きまして、幼保一体化の施設のご質問でございますが、現在、町内の保育所や幼稚園では、行事の中で比較的一緒にできる行事はなるべく合同で開催するよう心掛けております。砥部、宮内の保育所や幼稚園では、交通安全教室とか、防火映画の鑑賞、小学校での交流会、イモ掘り、節分の豆まきなどの行事を保育園児・幼稚園児が合同で行っております。今後は、保育所や幼稚園の職員間での話し合いを十分に行い、今までより一層の合同行事活動を行いたくて思っております。幼保一体化施設につきましては、児童数の減少あるいは待機児童数の増加など、特別な事情が認められる場合には、構造改革特区の申請をすることにより認められるということをございます。また、現在、国では『就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設』について、平成18年度から実施に向けて検討を進めております。砥部町におきましても児童数は減少しており、また、多用な就学前教育・保育が求められております。幼保の一体化に向けて検討を積極的に進めていきたいというふうに思います。

最後のご質問の地震や災害からの安全のまちづくりでございますが、去年は、太平洋高気圧の影響で10個の台風が日本に上陸し、大きな被害をもたらしました。砥部町に

おきまして台風21号の豪雨の影響で、31世帯66人の方々に避難勧告を行い、3箇所の避難場所に避難していただきました。また、10月23日には新潟県中越地震が発生し、大きな被害をもたらしました。海外では12月26日にスマトラ沖地震が発生し、インド洋沿岸の各国に甚大な被害をもたらすなど、自然災害の恐ろしさを痛感させられる一年でございました。国ではこのような状況の中、自然災害への対策を強力に進めており、本町におきましても東南海・南海地震防災対策の推進地域に指定され、地震発生時の対策を求められております。ご質問のありました避難場所を示したマップ、マニュアルについてでございますが、まず、災害対策の基本となります地域防災計画につきましては平成17年度中に作成したいと考えております。計画には、南海地震に対する防災対策推進計画、高齢者等災害時要援護者の避難支援計画などを盛り込むことにしております。また、この計画に併せて避難場所などをわかりやすく示した防災マップを作成し、平成17年度末に全世帯に配布する予定でございます。このマップには、国土交通省が把握しております重信川が氾濫した場合の浸水想定予定区域や愛媛県が把握しております災害危険箇所を掲載し、お知らせしたいと考えております。災害はいつ発生するか予測できませんが、発生した場合は被害を最小限にとどめることができるように、国や県と連携して災害対策事業を充実させるとともに、住民の皆さんにも防災意識を高めていただくよう、自主防災組織等の結成を支援してまいりたいと思います。以上で、山本議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（田室博志） 山本典男君。

○16番（山本典男） 中村町長のご答弁ありがとうございました。まー、かなりいろいろなことを総合的に聞いたような雰囲気になりましたけれども、とにかくこの砥部町はですね、平均なんぼということではなくて年齢的にですね非常に若い層から、そして団地政策をやって、ほしていま定年を迎えとる人もおるし、また迎えつつある人もおる。こういうふうな近い将来にですね、実現するようないろんな問題があります。そのためには若い層をいかに多くしていくかという問題もこれから足りないことを、先程町長がいましたように、いわゆる20になって学校をでたらですね、よそへ出て行くというような問題があります。そういうふうなことでですね、一応これが徐々になるのではなく途中でドロップアウトしてですねやっていくような時代になってくる。そういうふうな状況の中でですね、いろんな将来予測されるいろんな問題がでてくるわけでありまして、お年寄りがたくさんできる、そういった意味においてやはりそれをどういうふうに健康に結びついてできるだけ医療をおさえるような方向にしていかないかとか、いろんな問題がそこから生まれてくるのではないか、派生的に生まれてくるのではないかというふうに思うので、その点も見通してですね、今後、いわゆる中村町長には頑張っていたきたい、こういうふうに思っております。

それともう一つ、健康づくりに関してですけれども、一番はやはりいわゆる行政がですね、いわゆるけつ叩いてでもですね、なかなかその動かないというのが実態でありまして、どんなような場合でもなかなかそういうふうな状況でありますけれども、しかしやはり住民の人がですね、その気になってもらうことがですね、一番大きいことであり

ますし、また実効を上げる問題であるというふうに思っておりますですね。いわゆるリーダーの養成とかそういうふうなこともですね、含めてですね、また、公民館事業として取り組むとか、そういうようなことをやってですね、この実効があるような、この砥部町に将来大きな力になっていくようなですね形にしていきたいなあというふうに思っております。それにはまた、皆さん、行政の、まー、いろいろ係わる職員の皆様も頑張ってください、まー、とにかく動かない車を押すわけですから、余分のエネルギーがいるだろうというふうに思いますけれども、しかし動き出したらですね、それは大きな力になるというふうに思いますので、一つ頑張ってください、まー、中村町長も今期にですね頑張ってください、いわゆる砥部町の町が素晴らしい町になるようお願いしたいと思います。これで私の質問を終わります。以上、答弁はいりません。

○議長（田室博志） 山本典男君の質問を終わります。ここで昼食のため休憩をします。再開は午後1時の予定です。

午前11時56分 休憩

午後12時59分 再開

○議長（田室博志） 再開をします。一般質問を続けます。17番玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 17番玉井でございます。公共下水道事業の見直しと、ゴミ袋値上げについてをお尋ねをいたします。1点目の公共下水道の見直しについてでございますが、全国都道府県「議長会報」によると地方では議員も首長も別々の選挙で選ばれる。すべてに議員が野党として首長の施策をチェックしなければならないと書かれています。まずこのことをまず申し上げておきます。さて、深刻な赤字を抱える下水道事業の効率的な投資を求め、住民から監査請求や訴訟を起こす動きが活発化しています。背景には下水道より事業費が安い合併浄化槽の性能が上がり、汚水発生源での単独処理の優位性が増しているのに、下水道による集合処理を前提として市町村の整備計画が見直されていない実態があります。計画の総事業費は284億円だが、合併浄化槽で処理すれば100億円以下で済む、下水道計画は税金のムダ遣いと神奈川県葉山町の進める下水道計画に対し、住民5人が事業の差し止めと既に払われた工事費のうち約83億円の返却を求める行政訴訟を横浜地裁に起こし、現在係争中です。住民側は町は下水道と浄化層の費用比較をせず、漫然と計画を進めてきた。このままでは建築費の償還金などが町の財政を大きく圧迫することになると主張。これに対し町側は浄化槽は管理が不十分だと汚水を流す恐れがあるなどと反論しています。同様の訴訟はここ10年のうちに、三重県大王町、岐阜県北方町、同大垣市、同輪之内町などでも起こされており、さらに広がる勢いです。下水道事業の採算性を問う声の高まりは、大都市の整備が進み、事業の対象が農山村などに移ってきたことが背景にあると指摘するのは加藤英一自治労下水道部長です。人口密度が低い農山村では料金収入が少ない割に配管の距離が長く、必然的に事業費がかさみます。この点、配管が必要のない浄化槽は農山村など人口密度の低い地域でコスト面で有利です。加藤部会長は「家屋の密度が1ヘクタール当たり40戸以

下の場合は浄化槽の方が安い」と試算しています。このことについては以前にも申し上げていますが、再度お尋ねをいたします。次に、下水道整備については財界の政策提言機関である日本経済調査協議会が2000年7月に発表した報告書も、投資額が1998年には4兆9千億というGNPの1%近くに達しているのに、整備費用の上昇のため普及が遅れていると指摘。現在「農村集落排水事業で一戸あたり800万円もかけている現在の整備方式では、今後膨大な国民負担が予想される。人口密度の低い場所は合併浄化槽への転換が必要」と強調しています。下水道事業は受益者負担の原則から使用料収入で経費を賄う建前の公営企業として運用されます。しかし、大半の自治体は住民の反発を恐れて使用料を値上げせず、一般会計から税金を投入。住民が気づかないうちに他事業に回す予算が圧迫される結果を招いています。1998年度の地方公営企業年鑑などによると、全国の下水道事業の赤字額は、毎年三重県の普通会計歳出額に匹敵する7,992億円に上ります。こうした実態に目をむけ、下水道計画を見直す自治体も出ています。人口約6,400人の三重県飯南町は96年、130億円が必要なそれまでの下水道計画を、29億円で済む合併浄化槽による整備計画に転換しています。乏しい財政力は傾斜地に住宅が点在する町の条件にあった事業として選んだと説明をしています。

下水道処理問題に詳しい豊橋技術科学大の北尾高嶺教授は「浄化層の性能は下水道と同等で、コスト面のほか川に水を枯らさないなど環境面の利点もある。下水道は建設省、浄化槽は厚生省という省庁の縄張り争いが見直しを難しくしているが、自治体は地域の実状にあった汚水処理の方法を考えるべきだ」と指摘しています。建設省の藤田博下水道企画課長は「効率的な事業実施の重要性は認識しており、どこでも下水道でやろうというわけではない。市町村が適した方法を採用してほしい」と、縦割り行政でないことを強調しています。以上、以前から公共下水道の問題点を申し上げておりましたが、まず、先にあげた3点を質問致します。そして、この件とあわせて、昨年全員協議会において、汚水処理の整備手法について、上位計画との整合、事業費の経済比較、受益者負担金、下水道使用料、排水整備工事費、財政計画、当初認可区域などの説明がありました。砥部町始まって以来の大事業です。公共下水道236億円の計画は、30年の工事期間であり、支払いは60年間です。砥部町17年度一般会計予算約58億円の4倍です。このような大事業は町民の合意が必要であり、説明責任があると思いますが、各地区での説明をする計画があるのか、その時期はいつか、町長の明確な答弁とご所見をお伺い致します。

次に、ゴミ袋の値上げについてでございます。昨年12月議会、産業建設常任委員会において、町長は、今年か、来年の4月から、これまで平均10円だったゴミ袋を50円に値上げする計画だと、そして、スーパーの袋でのゴミ出しを禁止する方向との提案がありました。選挙期間中、そのことを街頭宣伝して回りました。反響はすごく、老人の家庭には大変負担が多い。ゴミが少量で町指定のゴミ袋では何回分かを保管して貯めてゴミを出さなければならず、衛生的にも悪い。そして何故スーパーのゴミ袋を禁止しなければならないのか説明してほしいとの苦情が数多く出されています。問題は、砥部町においては、以前は完全分別でしたが、現在はRDF施設で焼却し、熱量を上げるため生ゴ

ミヤプラスチック、ペットボトルなどは焼けるのに、何故スーパーのゴミ袋はいけないのか、説明を願うとともに処理はどうするのか合わせてお尋ねをいたします。また、平成15年度の決算では、ゴミ袋仕入れに564万円。売上709万3千円で、145万3千円の利益をあげています。仮にゴミ袋1枚10円が50円に値上げされると、726万円の利益になります。どうして値上げするのか、公共下水道に236億円の投資をするのに、ゴミ袋を値上げするのは不思議でなりません。あわせてご説明の程をお願いいたします。ちなみに、お隣の東温市では、重信地域は燃えるゴミ用を年100枚、川内地域はゴミ袋用50枚、資源ごみ袋用50枚を無料配布し、それを超えて使う場合だけ有料としています。合併を口実にしたサービスの切捨てから住民生活を守るため、東温市の方式や塩ビ素材でないスーパーの袋は今後も使えるようにするべきだと考えますが、町長は本当にゴミ袋の値上げ計画をお持ちかお尋ねいたし、ご所見をお伺い致します。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 玉井議員さんのご質問にお答えをいたします。下水道事業のご質問でございますが、従来の生活排水対策は、都市部において下水道を中心に進められてきた経緯がありますが、中小市町村におきましては、必ずしもそぐわない場合もあることから、国においては、平成7年に汚水処理施設の整備に関する構想策定制定の基本方針を示し、都道府県構想において効率的かつ適正な汚水処理施設整備の推進を図っております。

これを受け、本県におきましても平成9年度に愛媛県全県域下水道化構想が策定され、平成15年度に見直しが行われており、汚水処理施設のそれぞれの特性や経済性等を十分比較検討して、各地域に最も適したシステムを選択し、効率的な整備が図られているところであります。この構想策定に当たり本町においても、集合処理と個別処理の経済比較を行い、住居が密集している地域は公共下水道で整備し、下水道計画区域外は合併浄化槽で整備することが最も合理的で経済的な整備方法となっているものであります。下水道は、都市計画法により都市施設として位置づけられており、都市計画区域内は下水道を定めるものとなっております。私は、市街化区域内の下水道整備をまずやり遂げなければならないと考えております。そのため、平成17年度から公共下水道事業に着手すべく、国へ新規採択の要望をしており、現計画により推進してまいりたいと考えております。本町の下水道事業計画については、上位計画である愛媛県全県域下水道化構想は、概ね5年に一度は見直される見通しでありますので、時間の経過とともに社会情勢の変化や技術革新により、実情にそぐわなくなると予想される場合は、状況を見極めながら柔軟に見直しを検討していきたいと考えております。公共下水道は多額の費用と長期にわたることから、徹底した合理化やコスト縮減に努めるとともに適正な受益者負担金や下水道使用料を設定して、安定した下水道経営が図れるよう努めてまいりたいと思います。先ほど、土居美智子議員さんにもお答えいたしましたように、事業認可をいただきますと、認可区域、整備順位、全体計画区域等の詳細な事項が確定しますので、認可後、速やかに関係地域への説明を行うとともに、下水道事業の詳細について『広報とべ』により広く町民の皆様にお知らせをしていきたいと考えております。なお、下水

道事業を実施するに当たっての人口密度の件でございますが、国土交通省では、市街化区域外で実施される特定環境保全公共下水道の新規採択基準は、1ヘクタール当たり40人以上となっており、本町においては、現計画区域内は1ヘクタール当たり44人となっているものであります。

次に、ゴミ袋の値上げについてのご質問ですが、ゴミ袋有料化につきましては、ゴミ袋の代金にゴミ処理手数料の一部を上乗せするもので、ゴミ処理費用の増加、負担公平の原則、ゴミ減量化、ゴミ再資源化の観点から、将来的には必要と考えます。また、有料化した場合には、スーパーの袋でのごみ出しを禁止するということについてですが、指定袋制は有料化の方法として全国で一番主流ではありますが、他にシールを買っていただいてスーパーの袋に貼る等、いろんな方法が考えられます。その方法は有料化が決まった後の検討になると思いますのでよろしくお願いいたします。平成17年度には砥部町環境審議会を設置し、総合的・計画的な環境対策を推進するため、『環境基本計画』の策定に着手を予定しております。また、ゴミ処理及び生活排水等に関して、基本理念や目標を定める『一般廃棄物処理計画』の策定にも取り組みます。環境審議会の設置には、広く皆様のご意見やご助言をいただけるよう、議員の皆様はもちろん、住民の皆様にも参画をいただく予定です。その中で、ゴミ袋の有料化につきましては、十分にご審議をいただき、ご理解をいただきたいと考えております。以上で、玉井議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（田室博志） 17番玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 再度、お尋ねしますが、昨年12月の議会の説明では、議会でない特別委員会の説明では、生活排水処理施設の経済比較のための基本緒言に基づき、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併浄化槽の建設費、維持管理費の経済比較を行うこととなっており、愛媛県全域下水道基本構想に基づいて、先程町長が答弁がありましたように、集合処理と個別処理との経済比較を行っており、人口の密集している地域は集合処理で行うことが経済的であるという結果になっていますとの説明でございましたが、そこでお尋ねいたします。砥部町全域で、始め当初計画は全町を公共下水道一本でやるというようなことで、あったのですが、そういうことで、全域ではどのような結果が出たのかデータをお知らせください。なお、先程の話では、5年後に見直すというようなことでございますが、それと合わせましても、お知らせしていただきたらと思います。次に、先にも申し上げましたが、あっ、それともう一つは、これを5年後に見直すということは、処理場の、計画を基本から見直さなければいけないのではないかと思います。というのは、全町公共下水道1本でやるということで、処理能力が違うと思いますので、そこらあたりはどのような計画か併せてご答弁の程をお願いいたします。それと、先にも申し上げましたが、三重県の阪南町は130億円が必要な公共下水道計画を29億円で済む合併浄化槽による整備計画に転換しています。乏しい財政力や傾斜地に住宅が点在する町の条件にあった事業として選んだと説明しています。また、全国では、合併浄化槽は公共下水道の3分の1というデータも出ています。そして浄化槽の性能は下水道と同等で、コスト面のほか川の水を枯らさないなど環境面の利点もあると

いわれており、砥部町のように下水処理場からバックアップして上流へ放流する計画は、ムダの1語につきると考えますがいかがなものでございましょうか。次に国・県・市町村の財政支援も充実しております。特定地域生活排水の処理事業の補助対象要件である汚水衛生処理が緩和浄化槽の面的整備の推進です。浄化槽市町村整備推進事業の対象地域として、集合処理にくらべて浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域が追加されております。これにより浄化槽の面的整備の推進と維持管理の充実による生活排水対策の推進が図られることが期待されています。現行の地域指定に係らない地域汚水事業処理に高い地域であっても、要件に該当すれば、市町村による汚水処理事業の対象となります。市町村の面的整備に向けて国の財政支援も充実しております。また、市町村が設置いたしますこれは特定地域排水処理事業ですが、自治体の補助負担の8割は交付税措置です。設置者は10分の1、下水道事業費元利償還金の50%は交付税措置されているといわれています。その面から見て市町村設置の場合、例えば5人槽でございしますが、市町村からの下水道事業債、それから住民からの使用料、普通交付税、国というように補助がございします。この補助をみまして、健全な水環境に対する関心の高まりは、第5次水質総量規制による窒素、リンの総量規制等を踏まえ、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業における高度処理型浄化槽の整備対象区域に係る要件が緩和されました。具体的には、窒素またはリンに係る排水基準が摘要される湖畔または海域の流域であれば、従前の要件である水質汚濁防止法に基づく生活排水処理対策重点地域でなくとも高度処理浄化槽の対象地域となります。そこで重ねてお尋ねを致します。幸いなことに砥部町はまだ工事に取り掛かっていません。このような大事業は、町長の先ほどの施政方針演説でもありましたように公正、公平、平等、町民の声を聞くとの挨拶でございました。このことは町民の合意が必要であり、説明責任があると思います。最少の費用で最大の効果を生むのか、再検討が必要だと思います。町長の併せて明確な答弁とご所見を再度お伺い致します。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 下水道計画の時点で、全町をとという案ではなくて、下水道をやれる地域とやれない地域は当初からわけてご説明をしているというふうに思います。そういうことで、その点につきまして、全町全てやるからというのにつきましては、ご理解をいただきたいというふうに思います。次に、処理の能力、処理場の関係でございしますが、これは4基、一応する予定になっております、今の計画では、1基をまず作りまして、一次の工事をやって、そしてまた次の計画がまたできて、その時に2基目のものをつくるのか、そういうふうな予定になっております。そういうことで、一度に全部の30年先に終わるまでの処理施設を一度につくるというわけではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。それと公共下水道と合併処理の、処理場の関係でございしますが、これは先程も土居議員さんのときにもお話しさせていただいたように、いろんな見方があると思います。そして、玉井先生がご指摘の部分については、浄化槽有利という側からのいろんな資料であったり、ご意見であると思います。そして、また当町が今、比較した範囲では、公共下水道の方が有利という判断をしているということでございます。そうい

う点をご理解をいただいたらと思います。

○議長（田室博志） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 肝心要のゴミ袋の値上げについてを、再質問してないんですが、併せてしときます。この手数料を上乗せするために、ゴミ袋を値上げするということと、指定ゴミ袋で、まーちょっと詳しく答弁わからなかったんですが、その説明については、環境審議会というのを設けて、年度17年度、今年度に審議するというごさいます。これはその値上げを建前にした、審議会であるのか、みな意見を聴いてやるのかということをお尋ねいたしたいと思ひます。それと公共下水道の見直しについて、今、全国47都道府県でいろいろだされておりますが、その何点かを紹介しておきます。宮城県仙台市は明治32年から全国で3番目に古く105年の歴史があります。全戸水洗化を目標とした「仙台汚水処理適正化構想」により整備を進めた結果、平成15年度末の合併処理浄化槽を含めた汚水処理人口普及率は98.8%に達して、しかしながら、すべてを下水道で整備するには長い時間と莫大な費用がかかります。そこで従来の構想を見直し、平成16年4月より、公共下水道の区域を除く市域全体を対象に浄化槽市町村整備推進事業を導入し、下水道並みの市民負担で浄化槽を設置・管理する「仙台浄化槽事業」を開始しました。仙台市長から一言のごさいます。浄化槽市町村整備推進事業の導入により、水洗化の時期を大幅に早めることができ、市民の快適で衛生的な生活環境の整備と水環境の保全が着実に図られ、環境負荷の少ない環境型都市づくりに大いに寄与するものと期待しておりますということです。それから三重県の勢和村では、勢和村は三重県のほぼ中央に位置し、全体的な地形として、山岳地で包まれていて、緑も多く自然環境に恵まれた地形です。平成16年度から村内の1地区で農業集落事業にて整備をしていく方針でしたが、地域・地形の状況や、事業費・年間経費の比較などの経済性を考慮し、住民の意見を取りまとめ、総合的に検討した結果、村内1地区を除き対象に全域を浄化槽市町村整備推進を開始することとなりました。村長からの一言は、勢和村は、緑豊かな山々をはじめ非常に恵まれた自然環境を有しています。「美しい自然のなかで、生きがいと思ひやりをはぐくむ村」を将来像としてかかげ、村民誰もが将来に向けて希望をもって暮らせる村づくりを目標としています。そのためにも環境衛生対策を充実させることは重要であり、適正な生活排水処理体制の確立を図っていかねばなりません。浄化槽市町村整備推進事業により計画的に設置整備される高度処理型浄化槽は、河川等の公共水域の水質保全に寄与するものと確信する次第です。続いて、岡山県新庄村の村長からのごさいます。この新庄村は、豊富できれいな水を使っていますが、水は重要な資源であり、下流域には汚水を浄化して流す必要があります。地域全体で汚水処理を行い生活環境の整備と同時に水環境の整備を行い、強いては地域の自然環境に配慮していきたいと考えております。最後のごさいます。福岡県香春町ですが、この町長は、本町は、平成14年3月に香春環境基本計画を策定し、町、住民、事業者が一体となって、環境保全の積極的な対策に取り組んでいます。整備の遅れた生活廃水処理に影響は大きくPFIによる浄化槽市町村整備推進事業による飛躍的な水環境の改善は、「春香るまち」の名に恥じないまちづくりに貢献するものと期待しております。以上、各都道府県の協

議会の設立状況を紹介して、首長からの姿勢を申し述べ、公共下水道計画は当初の計画の整備の推進ではなく、地域・地形の状況や事業費・年間経費の比較などの経済性を考慮し、町民に説明され、併せて河川の水をバックアップして2.5キロ上流から流すというようなことではなく、計画を見直し、説明し、町民に説明し、住民の意見を取りまとめて、そのこともよく検討されることを強く申し上げておきます。そういうことで、いろいろ各方面からの研究課題があるかと思いますが、もう一度見直しをされて、先程、ちょっと自分がかどいようですが、公共事業1本でやると計画でございましたが、いつのまにか途中から合併浄化槽に切り換えるというような発言がございますので、その面を含めまして、計画していただきたいと思います。

それからゴミ袋については、もう少し具体的に答弁をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 ただいまのゴミ袋の件でございますが、砥部町環境審議会、こちらを設置して、これは総合的な計画、環境対策を推進するために、会議を開くわけでございます。そういうことで、複合的にいろんなことを考えてやっていくわけございまして、値上げを前提にした会ではございませんので、またいろんな会の方からも意見をいただいて、そして決めていくということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。また、今、詳しく仙台市、勢和村、新庄村、香春町とかいろいろいただきました、これも私もまた参考に読まさせていただきますというふうに思います。

○議長（田室博志） 以上で、玉井啓補君の質問を終わります。18番三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 大変有意義な質問の後に、私のような駄弁を申し上げて議場を混乱さすかと思いますが、能力の限界でございますので、お許しをいただきたいと思います。まず、先日の町長選挙におきましては、支援する立場は違えども、中村町長当選されましたことは、ちょうど番地は100番違い、家の角は隣接しておりますけれど、おめでとうでございます。あなたに町民から期待されたものは大変大きなものがあると思います。あなたは一つには株主であり、お客様だといわれております。私はそうじゃなくて、私は住民の皆様から議員として雇われた、あるいは理事者は、住民の皆様から町長として雇われたというそういう表現も一つの見方ではなかろうかなというふうに思っております。ご案内のように、3月10日は、昭和20年の3月の10日、忘れもしませんが、B29が東京都に270万個の焼夷弾を落としました。そして非戦当地により襲撃して10万人の犠牲者をだしたのも今日でございます。かなうことか今日も、ブッシュアメリカの大統領はBSEの問題で日本の小泉総理に早く輸入を再開しろというようなことを今度は、経済面で圧力をかけております。3月10日というのはなんとなく世界の激動する中に日本がいつも犠牲に強いられておるんじゃないかと。ご案内のように、あの中国には約1兆円を越す、ODAの援助をしてあります。国内であった被害には、現行法案の中で支援するという支援の仕方をしてあります。我々は、なんか日本の国において、日本の国民ではないのではないかと、寂しいような感じもする今日この頃でございます。幸いにも私、議員として当選をさせていただきました。この場に

立てること生涯忘れえぬ幸せに感じておりますとともに、今後皆様のご指導をいただきながら、どうか4年間この議員としての責務を全うしていきたくと思います。先ほどから一般質問の中に、土居議員、玉井議員、重複するところがございましたので、極めて重複は聞きぐるしゅうございますので、重複を避けたいと思います。公共下水道の本来の問題は、一体どこにあるかといいますと、きれいな川にする、きれいな水を放流するというのが、これが公共下水道であろうと合併槽であろうと基本はそこじゃないですか。今日、あなたが、先日聞いて、初めて聞きましたが、私どももあなたも住む、大南地区には30年間、この工事が順調に進んでもこないということです。では、一番河川を汚す生活雑廃水は30年間ほりっ放しですか。これをどのようにしようという一つの説明がないところに、私はこれの問題の不安が残るわけでございます。一方、大きな投資する。その投資に見合うだけの説明責任というものが、まだまだ充分ではない。これでは町民に理解してもらえないではなかろうかと思うのが第1点。第2点には、公共下水道の特別予算を決めましたが、まさかこの予算が、実行されずに終わるといふ事はないと思いますが、この点もお尋ねをしておきたいと思うのでございます。

第2点目に入りますが、地震災害等対策についてお尋ねをいたします。ちょうど、30年内におこるといふであろうといわれる南海地震対策、今年の雨の増水によって川登地区で一部混乱がございました。あれですらあれだけの混乱を起こしたんです。あれからかなりの日もたっておりますが、大まかな地震対策あるいは災害対策、ハード面、ソフト面においてご検討をされておるとは思いますが、その点も併せてお伺いをいたしますとともに、県の危機管理室が台風や実際に孤立したところはないかということについて各市町村に問い合わせがございました。この問い合わせについて、町は何ヵ所ある、その該当するところがあるというふうにお答えになったかお尋ねをいたします。私どもの砥部町においては、土石流危険地域が28ヵ所、急傾斜崩壊危険地域が19ヵ所と聞いておりますが、広田地区も合わせると一体どれくらいになるのか。それと災害時におけます孤立対策はどのようにとっていらっしゃるのかこれからのお考えをお尋ねをしたいと思いますのでございます。また、ご案内のように、災害がございましたと仮設住宅とかもろもろの援助をしなければなりません。生活ラインであります水の確保はどうするか。これは現在町内にあります、使われてない井戸水の利用もありましょう。いきなり利用する事はできませんが、事前にやはりこの水を使える水か、使えない水かチェックすることも必要ではないでしょうか。大きな地震があれば必ず生活ラインの水は破壊されます。回復するまでにかかなりの時間がかかる事は、火を見るより明らかでございます。

次に、仮設住宅とか、広田地区のように、あーいう危険地区の多いところに、仮に仮設住宅が必要な時に、一体どこに仮設住宅をお建てになる計画があるか。また、現在の財政調整基金、我々の家庭でいいます一般的な貯金で、これの対応ができるであろうかということも併せてお尋ねをしたいのでございます。

第3点について、人材活用についてお尋ねをいたします。砥部町には私どもの想像もつかない非常に立派な方がいらっしゃいます。その方はいろいろな分野で勉強をされて、そうして今退職をして、自適、悠々と生活されて、砥部町で住まれておりますが、この

方が何十年に渡って研究した課題、いろいろなものを一つに集めて、私どもに、ご指摘、ご支援いただくならば、想像もつかない大きな成果が得られると思うのでございます。いわゆるこれを未開発資源人材の開発と私は申し上げております。こういう方によっていただきまして、その人のお話を聞くことによって感動を得ます。その感動が基になって希望となり、砥部町はこうしていくだという一つの決意ができると思います。どうかこれも時間をかけて、今後の砥部町の発展には決して買うことのできない、しかも未開発人材の開発だと思いますが、これも併せて町長にご所見をお伺いいたしたいと思いません。以上。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 三谷議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。一部、想定してない質問もございましたので、充分お答えできないかもしれませんが、お許しをいただきたいと思いません。まず、公共下水道事業というのは、三谷議員さんがおっしゃられたように最終的な目的はきれいな川にして、これを子孫に残すことである、ということだと私は思います。そんな中で、我々の住んでおります大南地区は一番最後の整備になり、30年後になるやないかとそれまでどうするのかというようなご意見でございます。そんな中で、三谷議員さんも私も隣接して住んでおりますので、ご存知のように、三谷議員さんのところは敷地の広いお屋敷でございますが、我々の建物については、敷地がいっぱいいっぱいございまして、車一台分の浄化槽を建てるスペースがないような状況でございます。そういうところにもこれから公共下水道でやっていかなければならないというところもあると思いません。そして、先程から私が申し上げておりますように、第1期の事業については、これはもう公共下水道で、市街化区域はやるのが一番ベストであるということで、そしてまた、順次採算に合うところ、そういうところ順に重ねていくと、その計画については、5年ごとに、約5年ごとに見直していくというやり方、これを経済性やその他も含めてやっていかなければならないと思いません。そしてまた、まだ35年、30年後になるような地域についてはまたそれぞれがそれなりの浄化槽を設置していくの自己合理的なものもしていかなければならないと思いませんし、またいい方法を私どもの本当に土地のない人間も考えていかなければならないというふうに思っております。そういうことで、ご理解をいただきたいと思いません。次に、公共下水道の予算が執行、予算を上げてて執行できなかったらどうするかというようなご意見でございますが、これは必ずできると信じてやっていかなければならないと思いません。そういうことで、私どもも今まで公共下水道は平成2年からずっといろんな議員の皆様含めご努力されてきたと思いません。そして平成12年に八倉地区に処理場をとということで、ここにいらっしゃる古い皆さん方はもうご存知の通りだと思います。そしてその後の処理場の設置について、非常に時間をとったと思いません。私が、14年の11月にここへ当選をさせていただきまして、初めて立たしていただきました。その時も申し上げましたように、この公共下水道はどちらがいいとか、そういうものから比較しながら、そして考えてやっていくということで、やはり効率、そして費用対効果も含めてやっていかなければならないということを申し上げた中で、公共下水道を第1期はやはりこれが一

番いいのではないかという結論をだしたわけでございます。そういうことでこれにつきまして、私は一生懸命、これから努力をしていかなければ、予算が執行できるように努力をしていかなければならないというふうに考えております。しかし、この問題につきましては、いろんな条件やいろんなことをクリアしなければならないことがございます。しかし、私はいままで一生懸命交渉を1年6ヵ月の間にやってまいりました。そういうことで、これからも皆さん方のご期待に応えられるように、この交渉については自分が先頭に立ってやっていきたいというふうに考えております。また、皆様方にもいろんな角度からご支援をいただきたいというふうに思います。

次に、仮設住宅等でございますが、これについてはまだ、私の方で把握ができておりません。それで私は、南海地震等についてのご質問というようなことで、お伺いをしておりまして、まー、東南海地震が発生した時にはどのようにしてやるかというようなことをご答弁申し上げる予定でしたが、そういうご質問がございませんでしたので、失礼をいたします。そしてまた、先程の水の問題につきまして、水を確保するということが、生活の基であるということは私も理解をしております。そして井戸がどこにあるかということも今後調べていかなければならないというふうに思っておりますし、水質検査もやっておかなければならないと思います。しかし、こういう地震が起きたときには、水脈も変わるし、それが役に立たないかもしれませんが、やはり準備をできるだけやっておくという意味で、私はこういうことも必要だというふうに思っております。そしてまた、不測の事態に対しても十分に耐えられるような財政調整基金を蓄えておくのがいいんじゃないかとこれはもうごもっともです。私どももなんとかこの基金をきっちりと用意しておきたいというのが事実ではございますが、現在は非常に財政が厳しい状況でございます。これは地方交付税の減額、これがやはり大きい原因ではございますが、今、町にしましても2億700万円しかございません。これでは、とても対応できないと思います。そういうことで、これから一生懸命事業の見直しや、歳出の見直し、そして歳入増加の検討をして、できるだけ貯金が増えるように考えていきたいというふうに思います。皆様方からも是非お知恵をいただきたいと思います。今の、経済状況の中で、なんとかやりくりをしながらが現状でございますが、少しでも貯金ができるように、是非ご支持をいただきたいというふうに思います。

3点目の人材活用についてでございますが、いまおっしゃられた通りで、砥部町にもお話を聞きますと非常に多くの人材の方がいらっしゃるようでございます。また、これからそういう組織を作るにいたしましても、また議員の皆さん、そして町民の皆様からいろいろご推薦をいただいたり、この方はこういう特技がありますよというようなことで、我々も今度組織をつくることにまず努力をしてまいりますので、その時にはぜひご推薦、その他をいただきたいというふうに思います。本当に貴重な財産ではございます。そういうことで、その方たちに一つ砥部のためにお骨折りをいただいてまちづくりをしていきたいというふうに思います。以上で、三谷さんにとりましては、十分な答弁でないかと思いますが、私の答弁とさせていただきます。

○議長（田室博志） 三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） えー、私もちょうど重複するところを避けようということで、避けてまいりまして、30年来におこると予想されとります地震対策のとこをひよっとして飛ばしたんなら大変申し訳ないと思ひまして、仮設住宅ちゅうことは、今の財政の基金では、そういうんを建てるときにおいてお金がかかりますから、足らんのではないかということの一環として申し上げたわけでございます。ご案内のように、先程申し上げましたように、砥部町のことは私も大まかな数字で違とるかもしれませんが、土石流危険地域が28カ所、そして急傾斜が19カ所というふうに記憶違いなら失礼したいと思ひますが、お許しをいただきたいと思ひますが、そういうふうに記憶しております。じゃー、広田地区にはどれくらいあるかということにはわからない。これはいつ地震が起こるやらわかりませんから、当然こういうことも、把握しておくことが、費用対効果といわれるのはここなんです。一つの例を上げますならね、今年の1月1日に雪が降りました。私も任期じゃなくなりました。町長も任期がないです。雪が降りました。名前あげますが、一人だけ課長が来ておりましたよ。私は塩をまこう、5センチで事故が防げるならということで、役場であれなんいうんですか、お塩を撒くやつがあるでしょう。あれをもらってきたんです。8時30分の時点で一人の課長さんが来ておただけです。これが本当に危機意識があるならば、雪が降った、我々の想像しとらん雪だと、ね、費用対効果じゃのいうものは、もらう人がいかに知恵をだすかですよ。ね、そんなとき来たったん名前いいますけど、西崎課長さんでした。私はね、大雨が降ったじゃのどうじゃのいうときには日曜じゃろうが、土曜日であろうが常に職員が危機意識をもって、もちろん我々も持ちますよ、そういう対応をして欲しいということをお願いしたんです。あれ関係の課が違う建設課じゃ、あれ農林課じゃのそんなことではないと思うんです。もらってるんですからその効果をだしてくださいよ。それを要望しておるんです。それと広田のだけもう一度、お願いいたします。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 三谷議員さんのご質問にまたお答えをさせていただきます。いま、いわれたようにいろんな災害とかいうのはいつ起こるかわかりません。そしてまた、それが起こったときにいかにすばやく対応できるかが大変重要なことであります。備えあればうれいなしということで、いろんなことを想定して我々はやっていかなければなりません。そういうことで、先程ご指摘いただきました土石流の危険箇所等につきましては、担当よりご説明をさせていただきます。ご答弁をさせていただきます。こういうことを充分これから配慮して、今後事故がおきてもできるだけ慌てないように、少しでも準備が整っているように、私どもは努力をしていきたいというふうに思ひます。

○議長（田室博志） 萬代建設課長。

○建設課長 失礼をいたします。三谷議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。急傾斜崩壊危険区域につきましては、砥部町が19カ所でございます。広田村が31カ所、合計50カ所になっております。土石流につきましては、誠に申し上げございません、私の方、ちょっといま、データ把握しておりません。申し訳ございません。以上説明させていただきます。

○議長（田室博志） 三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 答弁やってください。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 ただいまの広田村を含めての土石流の件につきましては、早急に調べまして後でご報告をしたいと思えます。

○議長（田室博志） 三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） あのね、私でも先いうたように、28カ所、19カ所はこういうのがあるんだよと憶えておるんですよ。どなたかパッといえるようにやってくださいよ。これその間に事故が起こってもどこやらわからんでしょ。これをいうんですよ。もうこれ以上いうたて、まー、委員会のおりにいいですけどね。危機意識をもってください。お願いしておきます。

○議長（田室博志） 以上で、三谷喜好君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後 1時56分 散会

平成17年第1回定例会（第2日） 会議録

|                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 招集年月日                                                      | 平成17年3月11日                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 招集場所                                                       | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| 開 会                                                        | 平成17年3月11日 午前9時 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 応招議員                                                       | 1 番 山口元之      2 番 政岡洋三郎      3 番 西岡章一<br>4 番 土居美智子      5 番 中村 茂      6 番 西村良彰<br>7 番 井上洋一      8 番 樋口泰幸      9 番 栗林政伸<br>10 番 土居英昭      11 番 宮内光久      12 番 大野和博<br>13 番 中島博志      14 番 田室博志      15 番 平岡文男<br>16 番 山本典男      17 番 玉井啓補      18 番 三谷喜好                                                                  |  |
| 不応招議員                                                      | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
| 出席議員                                                       | 出席議員は、応招議員の18名                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 欠席議員                                                       | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
| 地方自治法<br>第121条の<br>規定により<br>説明のため<br>会議に出席<br>した者の職、<br>氏名 | 町 長 中村剛志      助 役 柳田 穂<br>収入役 佐川秀紀      教育長 佐野弘明<br>総務課長 明賀 徹      企画課長 藤田正純<br>監理財政課長 松下行吉      税務課長 相田由紀夫<br>住民サービス課長 丸本正和      民生こども課長 正岡修平<br>生きがい推進課長 松村昇二      健康づくり課長 佐野恵美<br>学校教育課長 大西 潤      生涯学習課長 大野哲郎<br>広田支所長 上岡洋一      環境保全課長 日浦昭二<br>商工観光課長 西崎 悟      農林課長 大内久利<br>建設課長 萬代喜正      下水道課長 東岡秀樹<br>水道課長 辻 充則 |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                         | 議会事務局長 原 田 公 夫                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 会議録署名                                                      | 議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
| 議員の指名                                                      | 3 番 西 岡 章 一      4 番 土 居 美 智 子                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |

平成17年第1回砥部町議会定例会（第2日）

平成17年3月11日（金）

午前9時00分開会

○議長（田室博志） これから、本日の会議を開きます。

昨日の三谷議員の一般質問にありました、土砂災害危険箇所について答弁を求めます。明賀総務課長。

○総務課長 昨日、三谷議員さんから一般質問いただきました件につきまして、ご報告をさせていただきます。

町内の土砂災害危険箇所についてですが、土石流危険渓流につきましては、旧砥部町が28カ所、旧広田村が18カ所、また急傾斜地崩壊危険箇所につきましては、旧砥部町が19カ所、旧広田村が31カ所となっております。

なお、昨日、三谷議員さんよりご指導をいただきましたとおり、職員の危機管理意識の高揚につきましても早急に考えておりますので、今後ともご指導賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でご報告を終わります。

- ～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
- 日程第1 承認第44号 専決処分第44号の承認について
  - 日程第2 承認第45号 専決処分第45号の承認について
  - 日程第3 承認第46号 専決処分第46号の承認について
  - 日程第4 承認第47号 専決処分第47号の承認について
  - 日程第5 承認第48号 専決処分第48号の承認について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志君） 日程第1承認第44号から日程第5承認第48号までの専決処分の承認についての5件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長 専決報告をいたします。承認第44号から承認第48号までの5件につきましては、いずれも伊予市、中山町、及び双海町が合併することに伴い専決処分をいたしました。それでは、専決第44号から順をおってご説明を申し上げます。専決第44号中予広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び同企業団規約の変更について、朗読をさせていただきます。中予広域水道企業団の構成団体である伊予市及び双海町が平成17年4月1日に中山町と合併し伊予市となることに伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により、企業団を伊予市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、企業団を組織する地方公共団体の数を減少さ

せ、企業団規約を次のとおり変更することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成17年2月17日。砥部町長 中村剛志。中予広域水道企業団規約の一部を改正する規約。中予広域水道企業団規約の一部を次のように改正する。第2条中「、砥部町及び双海町」を「及び砥部町」に改める。第5条第1項中「12人」を「11人」に改め、「双海町 1人」を削る。付則。この規約は、平成17年4月1日から施行する。専決処分理由といたしましては、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により、中予広域水道企業団規約を変更することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。ということで、今回の改正によりまして、組織する団体が松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町ということになります。

続きまして専決第45号松山広域福祉施設事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更に係る専決処分について。この件につきましても、先程申しましたとおり、伊予市、中山町及び双海町の合併によるものでございます。改正内容なんですが、第2条中「、中山町、双海町」を削る。第5条第1項中「15人」を「13人」に改める。別表を次のように改める。ということで、分賦割合を定めております。まず、松山市が78.471、伊予市6.254、東温市5.358、久万高原町1.835、松前町4.674、砥部町3.408というふうになっております。付則。この規約は、平成17年4月1日から施行する。平成17年2月23日。砥部町長 中村剛志。専決処分理由ですが、松山広域福祉施設事務組合を組織する地方公共団体の合併に伴い、市町村の合併に関する法律第9条の2第1項の規定により、同組合規約を変更する協議については、議会を招集する暇がないと認め、専決処分する。

続きまして専決第46号です。伊予郡養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に係る専決処分について。専決処分理由ですが、市町村の合併に関する法律第9条の2第1項の規定により、伊予郡養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、組合規約を変更する協議については、議会を招集する暇がないと認め、専決処分する。1枚めくっていただきまして、伊予郡養護老人ホーム組合規約の一部を改正する規約というのがございます。まず、最初に題名を伊予市を加えまして、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合規約と変更しております。第1条では、伊予郡に伊予市を加えまして、「伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合」としております。第2条中、ここでも中山町、双海町を削り、伊予市を加えております。第3条におきましても伊予市を加えております。第5条におきましては、議員定数を9人といたしております。伊予市2人、砥部町3人、松前町4人となっております。それと2といたしまして、組合議員は次に掲げる者を以ってこれに充てる。ということで、組合市町の議会の議長。2といたしまして組合市町の議会において当該議会の議員のうちから選挙された者。続きまして第5条の2、ここでは条文整備を行っております。第7条第1項中「副組合長1人」を「副組合長2人」に改めております。次のページお願いします。また、

組合長につきましては、本組合の施設が所在する組合市町の長を以ってこれに充て、副組合長は組合長となったものを除く組合市町の長を以ってこれに充てるとしております。第7条第3項中組合町を市を加えまして組合市町に改めております。附則といたしまして、この規約は平成17年4月1日から施行するとなっております。

続きまして専決第47号をお願いします。伊予市外二町共有物組合規約の変更について、ちょっと読まさせていただきます。伊予市外二町共有物組合規約の構成団体である伊予市が平成17年4月1日に中山町及び双海町と合併し伊予市となることに伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により、合併の日から同組合を伊予市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成17年2月25日。砥部町長 中村剛志。次のページをお願いします。ここでは、第4条を次のように改めるということで、組合の区域、第4条組合の区域は、別表に掲げる区域とする。第5条中「安広」を削る。附則の次に次の別表を加える。ということで、まず第4条の、失礼しました、第5条中安広を削るという部分ですが、これは組合の事務所と位置を定めております部分で、従来、伊予市米湊安広820番地というふうに記載しておりましたが、これを取りまして、伊予市米湊820番地に改めるものでございます。それと別表を加える改正につきましては、組合の区域を規定する表示方法を改めたものです。ここでいいますと、例えば砥部町であれば、従来は砥部町（大南、岩谷口、大平、多居谷、仙波、総津、中野川及び高市を除く）というような書き方をしていたわけなんですけど、今回、県の方の指導が入りまして、ちゃんと除くでなく、該当する組合の区域を明示しなさいということで、今回こういうふうな書き方になりました。続きまして、第48号伊予消防等事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更についてでございます。次のページをお願いいたします。伊予消防等事務組合規約の一部を次のように改正する。まず第2条中「中山町」及び「双海町」を削る。第5条第1項中「17人」を「12人」に、「伊予市4人」を「伊予市5人」に、「砥部町5人」を「砥部町3人」に改め、「中山町2人」及び「双海町2人」を削り、同条第2項中「長及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第3項を削る。第6条第1項中「長又は」を削り、「その任期」を「、その任期」に改め、同条第2項及び第3項を削る。第8条第1項中「組合長、副組合長及び収入役各1人」を「組合長1人、副組合長2人及び収入役1人」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。3といたしまして、組合長に事故あるとき又は組合長が欠けたときは、組合長があらかじめ定めた順序により、副組合長がその職務を代理する。附則。この規約は、平成17年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行いません。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

承認第44号から承認第49号までの5件を一括して採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。

よって承認第44号から承認第49号までの専決処分の承認についての5件については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第6 議案第33号 砥部町個人情報保護条例について

(提案理由説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（田室博志） 日程第6、議案第33号砥部町個人情報保護条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長 議案第33号砥部町個人情報保護条例の制定についてご説明申し上げます。始めに提案理由のご説明を申し上げます。個人情報の保護に関する法律第11条の規定に基づき、町が保有するすべての個人情報の収集、保管、利用等についての基本的なルールを定めるとともに、自己に関する個人情報の開示請求権、誤った自己情報の訂正の請求権、更には、条例に違反して利用・提供した場合の当該利用・提供の中止を請求する権利など、町民に対し、「自己の情報をコントロールする権利」を保障するため条例を制定するものである。1枚めくっていただきまして、本文の説明をさせていただきます。これ全部朗読いたしますと長いものですからポイントだけ説明をさせていただきます。まず第1条では目的といたしまして、個人情報の適正な取扱いについて、また第2条では用語の意義を定義いたしております。第3条から次のページの第5条までは実施機関、また事業者、町民、それぞれの責務について定めております。第2章では実施機関が保有する個人情報の保護について細かく定めております。まず、第6条では個人情報を取り扱う場合、町長に届け出ることを義務付けております。第7条では個人情報の収集をする場合の制限規定、第8条におきましては利用及び提供の制限をしております。一つとびまして、第10条では情報を常に最新の状態に保つことを義務付けております。また、漏えい、滅失及びき損の防止のため安全保護措置を講じなければならないとしております。次、一つとびまして、第12条。12条では開示請求権、またすぐ下の13条では開示請求の手続、そして第14条では不開示情報以外については、すべての個人情報を開示しなければならないとしております。続きまして第16条へちよっ

ととんでいただきまして、第16条では公益上の理由による裁量的開示について定めており、以下17条から23条までにつきましては、開示に際しての細かい手続などについて定めております。次に第3節第24条をお願いします。第24条から第28条までにつきましては、個人情報の訂正についての措置、手続を定めており、次の第29条から第33条までにつきましては、個人情報の利用の中止について細かく定めております。

第34条から第36条では、不服申し立てがあった場合、速やかに審査会へ諮問すること及びその通知、第三者からの不服申し立てを棄却する場合等における手続きについて定めております。第37条では、審査会の委員の数、任期などを定めて、第38条では審査会の調査権限、次の39条以下では、不服申立人の意見陳述、意見書の提出、提出資料の閲覧について定めております。第4章雑則といたしまして、第43条から第48条までにおきましては苦情処理、運用状況の公表、他の制度との調整また事業者が行う個人情報の取扱いが不適正であると認めた場合には説明資料の提出を求めることができるとしております。第49条から第52条までにつきましては、違反があったときの罰則を定めております。この条例は、平成17年4月1日から施行することとし、砥部町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例につきましては廃止いたします。以上、足早に説明をいたしましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。土居美智子君。

○4番（土居美智子） 2点ばかりお尋ねしたいと思うんですけども、すみません、第10条の中の安全保護措置という言葉がありますけれども、だいたいどういうことをなさっているのか、実施されているのかということと。審査会っていうのがあったと思いますけれども、この審査会っていうメンバーはどういうふうなメンバーなのかということをお尋ねします。

○議長（田室博志） 明賀総務課長。

○総務課長 ただいまの土居議員さんの質問にお答えします。まず、第10条の安全保護措置ということがどういうことをしているかということですが、とにかく誰でもが情報が見える状態を、なるべく規制をかけて、責任のある立場のものしか見えない、それとそのデータを利用する場合につきましては、決められた手順を踏むというようなことを徹底するというようなことを考えております。それと第37条の審査会の委員はということなんですが、現在考えておりますのは、大学の法学関係の教諭それと弁護士さん、また具体的にいますともう一人につきましては、行政相談員をいまのところ考えております。以上です。

○議長（田室博志） 他にありませんか。

[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑を終わります。

議案第33号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。

よって議案第33号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月18日の本会議でお願いします。

~~~~~

## 日程第7 議案第34号 砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について

（提案理由説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（田室博志） 日程第7、議案第34号砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長 議案第34号砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例。砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を別紙のように制定する。平成17年3月11日提出。砥部町長 中村剛志。提案理由といたしまして、地方公務員法及び一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律により、人事行政の運営等の状況の公表が追加され平成17年4月1日から施行されるため、本町においても条例で必要な事項を定める必要があり、提案するものである。続きまして、本文の方ご説明申し上げます。まず第1条では、この条例設置の趣旨を、続きまして第2条では町長への報告の時期を毎年7月末までと定めております。次に第3条ですが、8項目の報告事項を示しております。第4条と第5条では公平委員会からの報告義務と報告すべき事項について定めており、次の第6条では公表の時期を毎年9月末日と定めております。次に公表の方法につきましては第7条にありますとおり砥部町の公告式条例、砥部町広報紙、インターネット等によることとしております。また条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしておきます。附則。この条例は平成17年4月1日から施行する。

以上で説明を終わりますが、ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第34号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。

よって議案第34号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月18日の本会議でお願いします。

日程第8 議案第35号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(提案理由説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(田室博志) 日程第8、議案第35号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長 議案第35号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。情報公開審査会委員、日額1万5千円とあるのを、一つ加えまして、その下へ個人情報保護審査会委員、日額1万5千円を加えた改正を行っております。附則といたしまして、この条例は、平成17年4月1日から施行する。平成17年3月11日提出。砥部町長中村剛志。提案理由、砥部町個人情報保護条例の運用に関する重要な事項について調査審議する審査委員に対し、報酬及び費用弁償を支給するため提案するものである。以上でご説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長(田室博志) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長(田室博志) 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第35号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(田室博志) 異議なしと認めます。

よって議案第35号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月18日の本会議でお願いします。

日程第9 議案第36号 砥部町特別会計条例の一部を改正する条例

(提案理由説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(田室博志) 日程第9、議案第36号砥部町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長 議案第36号砥部町特別会計条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。朗読させていただきます。砥部町特別会計条例の一部を次のように改正する。第1条に次の1号を加える。第8号砥部町公共下水道特別会計。附則。この条例は、平成17年4月1日から施行する。平成17年3月11日提出。砥部町長中村剛志。提案理由といたしまして、公共下水道事業は、地方財政法第6条及び同法施行

令第12条の規定により、公営企業として位置付けられており、特別会計を設けて経理を行うこととされているため提案いたします。砥部町には現在条例設置の特別会計が梅野奨学資金特別会計、奨学資金特別会計、とべの館特別会計、土地取得特別会計、とべ温泉特別会計、農業集落排水特別会計、浄化槽特別会計の7つございます。今回公共下水道特別会計を加えまして8つの特別会計を設置することとなります。以上、ご説明させていただきます。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第36号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第36号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月18日の本会議でお願いいたします。

~~~~~

日程第10 議案第37号 砥部町ペイオフ対策のための基金条例の特例を定める 条例

（提案理由説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（田室博志君） 日程第10、議案第37号砥部町ペイオフ対策のための基金条例の特例を定める条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長 議案第37号砥部町ペイオフ対策のための基金条例の特例を定める条例についてご説明を申し上げます。砥部町ペイオフ対策のための基金条例の特例を定める条例を別紙のように制定する。平成17年3月11日提出。砥部町長 中村剛志。別紙をご覧ください。趣旨といたしまして、第1条、この条例は本町がペイオフ対策として、基金に係る預金債権と借入金の相殺を行うために、基金条例の特例事項を定めるものとする。第2条といたしまして、対象となる基金ですが、この条例の対象となる基金は、本町が設置した基金すべてでございます。第3条として基金の取崩しについてですが、町長は基金に属する現金を預貯金等として金融機関に預け入れし、または信託している場合において、当該金融機関にかかる保険事故が発生したときは、当該金融機関に対する債務と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができるものとさせていただきます。この条例は平成17年4月1日から施行をいたします。戻っていただきまして、提案理由でございますが、平成17年4月1日から施行されるペイオフ対策として基金に係る預金債権と借入金の相殺を行うのに、必要な措置を講ずるために、条例を制定するものです。以上、ご説明とさせていただきます。ご審議の程よろし

くお願いいたします。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第37号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思
います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。

よって議案第37号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会
の審査報告は、3月18日の本会議でお願いします。

~~~~~

#### 日程第11 議案第38号 砥部町水道事業給水条例の一部を改正する条例

(提案理由説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（田室博志） 日程第11、議案第38号砥部町水道事業給水条例の一部を改正  
する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。辻水道  
課長。

○水道課長 議案第38号砥部町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご  
説明申し上げます。砥部町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。別表第2を  
別紙のように改める。平成17年3月11日提出。砥部町長 中村剛志。提案理由でご  
ざいますが、合併協定により平成17年度から総津、大内の地区簡易水道の基本料金を  
砥部町の例により調整することになっているため、両地区の基本料金770円を870  
円に改正するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審  
議賜りますようお願いいたします。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第38号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思  
います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。

よって議案第38号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員  
会の審査報告は、3月18日の本会議でお願いします。

日程第12 議案第39号 平成16年度砥部町一般会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第40号 平成16年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算  
（第1号）

（提案理由説明、質疑、所管の常任委員会付託）

○議長（田室博志） 日程第12議案第39号から日程第13議案第40号までの平成16年度補正予算に関する2件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。柳田助役。

○助役 議案第39号平成16年度砥部町一般会計補正予算（第1号）。平成16年度砥部町の一般会計補正予算（第1号）は、つぎに定めるところによる。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,618万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ31億2,208万2千円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。第2条ですが、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。平成17年3月11日提出。砥部町長 中村剛志。本議案は各常任委員会に付託されご審議いただくこととなっており、その際も担当課長から詳細説明がありますので、私からは全般的な概要のみ説明をさせていただきます。なお、今回の補正は、16年度の予算で最終となります。主として旧砥部町、広田村、両町村から継承されたそれぞれの事業がほぼ完了し、事業費の見通しができたものにつきまして計数整備をさせていただいております。その結果、歳入歳出の予算項目にそれぞれ減額補正が発生をしております。それでは2ページの歳出をご覧下さい。1款の議会費におきまして726万6千円の減額をしております。2款の総務費におきましては、総務管理費から生活環境費の4項目の中で合わせて945万6千円の減額をしております。3款の民生費におきましては、社会福祉費、児童福祉費合わせて142万1千円を増額をしております。4款の保健衛生費、清掃費、あつ、1項の保健衛生費、2項の清掃費で合わせて1,092万円の減額をしております。6款の農林水産業費におきましては、1項の農業費、2項の林業費におきまして、合わせて2,510万1千円の補正をお願いしております。7款の商工費におきましては138万3千円を増額をお願いしております。8款の土木費におきましては次のページの土木管理費から住宅費の4つの項でトータルいたしまして626万1千円の減額補正をお願いしております。9款の消防費におきましては80万円の補正をお願いしております。10款の教育費におきましては1項の教育総務費から6項の保健体育費を合わせまして1,199万4千円の減額をしております。11款の災害復旧費におきましては1項公共土木施設災害復旧費、2項農林水産業施設災害復旧費合わせまして2,577万2千円の減額をしております。12の公債費におきましては5,899万6千円の

増額をしております。13款の諸支出金でございますが、次のページの基金費、基金運用費を合わせまして15万円の補正をいたしております。以上、歳出合計が1,618万2千円であります。続きまして、1ページの歳入をご覧ください。9款の地方交付税で674万3千円を計上しております。11の11款の分担金及び負担金で1,102万6千円の減額をしておりますが、これは災害復旧費の負担金でございます。13の国庫支出金におきましては、国庫負担金、国庫補助金合わせまして1,288万9千円。失礼しました。6,475万1千円の補正をお願いしております。これもいずれも災害復旧に伴うものでございます。続きまして14の県支出金でございますが、4,368万1千円の補正をお願いしております。15款の財産収入でございますが、4千円の減額をしております。17款の繰入金でございますが、基金繰入金で2,132万円の減額をしております。19款の諸収入でございますが、雑入で4,194万3千円の減額をしております。20款の町債でございますが、2,470万円の減額をしております。合計1,618万2千円となっております。続きまして5ページをご覧ください。第2表の地方債補正でございますが、災害復旧事業で4,110万円の限度額でございましたが、今回3,640万円に減額をしております。次の一般廃棄物処理事業におきましても、限度額1,740万円を今回1,260万円に減額をしております。合併推進事業につきましては、7,420万円を今回6,820万円に減額をしております。次の過疎進行対策事業につきましても9,560万円を8,640万円に減額をしております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。それでは歳出の内容につきまして、主なものを抜粋して説明をさせていただきます。15ページからの歳出をお願いいたします。議会費におきましてはすべて減額でございますが、主に人件費でございます。2款の総務費でございますが、1目の一般管理費の中で、次のページの16ページでございますが、18の備品購入費のところ、庁用器具購入費ということで165万円。これは文書管理用のキャビネットをお願いをしております。2目の文書広報費におきましては、19の負担金補助及び交付金のところで31万3千円をお願いしておりますが、これは岩谷口の有線放送設備の補助事業でございます。続きまして6目の企画調整費13節の委託料でございますが、今回610万円の減額をしておりますが、上尾村有地開発検討、開発委託料でございます。続きまして次のページの15目地域情報化推進費では19の負担金補助及び交付金で606万4千円の減額をしておりますが、これは新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費の減額でございます。続きまして18ページの3款民生費以降は、ほぼ人件費、すべて人件費の減額となっております。続きまして21ページの衛生費、4款衛生費をご覧ください。衛生費の3目環境衛生費におきましては、15節の工事請負費で800万円の減額をいたしております。これは山谷の簡易給水施設整備事業費でございます。続きまして次のページ22ページでございますが、2項清掃費の2目塵芥処理費のところ、委託料で14万1千円減額をしておりますが、これは建設工事設計管理委託料の減額でございます。15の工事請

負費でございますが、ごみ固形燃料化施設整備追加工事が実績により減額となっておりますので397万5千円の減額をしております。続きまして6款の農林水産業費でございますが、23ページの方の3目農業振興費のところでは19の負担金補助及び交付金で有害鳥獣対策費130万円減額をしております。5目の農地費におきましては、19の負担金交付金で今回県営砥部地区かんがい排水特別助成金として3,420万円を計上しております。次の操出金におきましては、農業集落排水特別会計操出金を390万4千円減額をしております。次に12目の山村振興等農林漁業特別対策事業費におきましては、委託料のところでは、設計監理委託料330万2千円を減額をしております。また工事請負費におきましては55万9千円を増額しております。続きまして24ページをご覧ください。7款の商工費でございますが、1項2目の商工業振興費のところでは、印刷製本費として需用費で71万4千円計上しておりますが、窯元マップの印刷費でございます。3目の観光費におきましては、委託料として49万4千円、合併に伴いまして看板等のデザインの修正が必要になりました、そのための委託料でございます。次に8款の土木費でございますが、26ページをご覧ください。道路維持費の中で15節の工事請負費で今回実績によりまして村道舗装補修工事請負費を300万円減額をしております。続きまして3目の道路新設改良費におきましては、県の負担金として県営事業負担金で612万2千円、612万円を計上しております。続きまして3項2目の砂防費におきまして、工事請負費でがけ崩れ防災対策61万8千円を減額をしております。次に5項の住宅費でございますが、2目公営住宅建設費、実績によりまして委託料96万円、工事請負費300万円を減額をしております。続きまして9款の消防費でございますが、消防施設費で80万円計上さしていただいておりますが、これはスタッドレスタイヤ、あるいは消防車の文字の書き換え等の経費を計上さしていただいております。続きまして10款の教育費におきましては、次のページの事務局費の1節で国際交流員、広田村におります国際交流員の英語指導助手の報酬を93万9千円計上さしていただいております。続きまして3項の中学校費におきまして、学校管理費で浄化槽の送風機等の修繕費を計上さしていただいております。次に4項の幼稚園費におきましては13の委託料のところでは廃棄物の処理委託料を3万9千円ですが計上さしていただいております。次に公民館費におきましては、次の30ページをご覧ください。委託料におきまして教育委員会移転改修工事設計委託料47万9千円。その他の委託料で1,197万円を計上さしていただいております。あ一、減額計上さしていただいております。18の備品購入費で庁用器具購入費を60万円減額をいたしております。続きまして31ページ災害復旧費でございますが、実績によりまして委託料、それから使用料及び賃借料、工事請負費を減額しております。委託料では12万3千円、使用料では20万円、工事請負費では1,864万1千円を減額をしております。また農業用施設現年災害復旧費におきましても工事請負費で584万8千円の減額しております。続きまして32ページでございますが、公債費におきまして、町債の償還元金ということで、高市小学校の校舍改

築事業の繰上償還費5,899万6千円を計上しております。諸支出金におきましては、それぞれの基金の運用利息を積み立てております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（田室博志） 東岡水道課長。東岡下水道課長。

○下水道課長 議案第40号平成16年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。平成16年度砥部町の農業集落排水特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるものでございます。第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,532万7千円を減額し、歳入歳出それぞれ1億3,225万4千円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。平成17年3月11日提出。砥部町長 中村剛志。次のページ1ページをご覧ください。第1表歳入歳出予算補正でございしますが、まず歳入の方から説明をさせていただきます。これは農業集落排水事業の精算に伴いまして、減額補正になるものでございます。まず3款1項の国庫補助金が175万円。5款1項の他会計繰入金が390万4千円の減額。7款1項の雑入が327万3千円の減額。8款1項の町債が640万円の減額ということで、合わせまして歳入では1,532万7千円の減額補正となるものでございます。次に2ページをご覧ください。歳出でございしますが、1款1項農業集落排水事業費でございまして1,532万7千円の減額になるものでございますが、これは広田地区の汚水処理施設の管理運営費の精算をいたしまして29万9千円の減額となるものとあと総津地区の農業集落排水施設の事業の精算によりまして、1,502万8千円の減額となりまして、合わせまして歳出が1,532万7千円の減額補正となるものでございます。3ページをお願いいたします。第2表地方債補正でございしますが、変更前が3,580万の限度がございましたが、今回補正で2,940万円に限度とさしていただくものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。山本典男君。

○16番（山本典男） ちょっとわからんですけど、一般会計の補正予算なんですが、16ページの企画調整費の中でですね、上尾村有地開発検討委員会報酬という、あるいはその下の委託料の問題があるんですが、これが663万5千円ですが、の予算があって、ほしてそれがほとんど減額されておるということは、事業をされなかったんですか。どういう事業なのかそこらちょっとまた全然わからないんで教えてほしいんですけども。以上。

○議長（田室博志） 藤田企画課長。

○企画課長 ただいまの山本議員さんのご質問でございしますが、この上尾村有地の開発

検討に伴いますものでございますが、この予算につきましては、旧広田村の方で、予算計上しておりますので、本来ですとそのちょうど合併間際ということですので、広田村の予算でも計上しておりますので、合併に合わせてですね、ちょうど年末で支出が遅れそうなどという状況になりましたので、16年度の当初予算でもですね、予算計上をいたしております。実質ですね、昨年12月までにすべての支出等が終わっておりますので、村の予算でですね、すべて執行をいたしております。その関係でですね、新町の当初予算に660万計上しておりましたが、今回3月補正でですね、全額減額補正するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○16番（山本典男） いいですか。どういう内容かということもちょっと教えてほしいんですが。なにをしたか。

○企画課長 内容につきましては、広田村の事業でございますので、広田支所長の方からですね、答弁をさせていただきます。

○議長（田室博志） 上岡広田支所長。

○広田支所長 山本議員さんのご質問でございますが、広田の上尾地区に約11ヘクタールの村が所有している土地がございまして、その土地の利活用につきまして、上尾村有地開発検討委員会を設置いたしまして、これからの利用について検討するというので、昨年の9月以降検討を重ねまして、報告書を作成という作業をやっております。メンバーは、検討会のメンバーは議会また理事者、地元の代表またその他に関係者が1名の8名ということでの検討会の組織でございました。検討会といたしましては、種々その利用につきまして、検討いたしまして、3案ほどの内容につきまして検討をさせていただいておりますので、また詳しい事は委員会の中でご説明を申し上げたいと思います。よろしくお願いたします。以上で内容の説明とさせていただきます。

○議長（田室博志） 他にありませんか。栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） 24ページの先の説明で商工費の中の委託料で49万4千円、これは、あの説明によると合併により看板等の改修と、多分これ看板の書き換えをしたんだろうと思うんですが、これは広田をやったんか、また砥部の、旧砥部のをやったんかお聞かせ願いたいと、合併を1月1日にして、先日、私ら議員も広田の施設を見に行きましたが、まだあの広田の支所、現在支所に、砥部町役場の支所になっておりますけれども、支所周辺に広田村の字がたくさん残っております。しかも支所の役場も正式な字体で書かずにですね、半紙で書いて内側きから貼っておると、というような状況でございましたが、もうはや3ヶ月が、半ば来ようとしておりますので、新年度の予算でそれをやるのかわかりませんが、そこら辺のちょっと説明をしていただきたいと思います。まー、できるだけ早くそういう砥部町に合併したんですから字体も消していただきたいと思います。で、また支所にも砥部町役場広田支所という正式な字体を入れて欲しいとそこら辺説明をお願いします。

○議長（田室博志） 西崎商工観光課長。

○商工観光課長 栗林議員さんのご質問にお答えいたします。3目の観光費で13の委託料49万4千円、これにつきましては、砥部焼観光センターに設置しております縦2メートル、横4.7メートルの看板の書き換えの委託料でございまして、まだ、これから着手するものでございます。なお、広田地区等の看板の書き換えにつきましては、平成17年度の当初予算で一部お願いをしているものでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（田室博志） 松下監理財政課長。

○監理財政課長 栗林議員さんのご質問にお答えします。支所のサインの問題だと思えますが、今年度中に終了するように手配をして進めております。なお、近隣の診療所の関係と生きがいの家ですか、憩いの家ですか、こちらの方も手配をいたしております。以上でございます。

○議長（田室博志） 山本典男君。

○16番（山本典男） 先程の話をちょっと繰り返すようなんですが、これ先程、支所長さんが委員会で報告するというふうなお話をしてございまして、そのま一、委員会のどの委員会で報告されるのか、例えば、これ企画調整費ということでありまして、いわゆる総務委員会で普通やったらするのか、あるいは産業建設でやるのか、ま一、いろいろあると思いますが。この内容からいくとですね、広田山有林開発検討委員会とこうなるとるわけですからその目的がですね、どこにあり、例えば陶石の開発とか、我々にもちょっと関心があるんですが、そういうふうなことであればまた違うような意味でもあるんで、ほてそれをなんのためにやったのか、そういう目的がですね、どういうふうにしてその供され、またどういふされ、今後、検討してどうするのかというふうなことがですね、一番問題なんで、ただ検討しただけで、終わる話ではないんで、それでやっばりいかなのか、あるいはこういう方向でしようかということがそこにでてこんといかんのですが、どこの委員会で報告しようとしているのか、ちょっと、私、あの産建委員会に所属しておるんで、そこで聞くんであればわかるんですが、私、総務委員会には、総務文教委員会には所属してないんで、そこらのところをちょっとお聞かせ願いたいなと思ってます。

○議長（田室博志） 上岡広田支所長。

○広田支所長 先程あの山本議員さんのご質問に対して一部説明が不十分であったというふうに思っております。先程も申し上げましたように、昨年9月に検討委員会を立ち上げました。この用地につきましては、十数年前に村が用地を取得したわけですが、その後、いろいろこう住民の方々から早く何か方針を決めて欲しいというふうな考え方もございまして、結果的にその用地の利用についての決定がされずに今日にいたっておるといふような状況でございまして、合併後にどのような利用が住民として考えるときに、現段階での意見を広く聴いて新町に繋げたいというふうなことでの検討でございまして、先程、議員さんのお話の中にありました地下資源といひますか、陶石

と申しますかそういうことにつきましての深い議論はなされてございません。そのようなことですので、新町となりました、これからまたその土地の利用につきましては、新たに検討をしていただきたいとそのように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。 充分な答えにならんかもしれませんが、以上で説明にかえさせていただきます。よろしくお願いをいたします。 総務課長さんの方から説明を申し上げます。

○議長（田室博志） 明賀総務課長。

○総務課長 ただいまの山本議員さんのご質問の件なのですが、この件につきましては、すでに調査結果というものが、冊子になって出来上がっているように聞いております。それで、本日そういうような資料の準備が間に合いませんので、申し訳ないんですが、もしよろしかったら各委員会、全部の委員会で説明さしていただきたらと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（田室博志） 他にありませんか。土居美智子君。

○4番（土居美智子） ページ22ページです。清掃費の中の2目の塵芥処理費の中で、固形燃料化の追加工事っていうのが、補正でマイナスにはなっておりますが、これはなんの追加、どのような追加工事か内容をお尋ねします。

○議長（田室博志） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長 土居議員さんのご質問にお答えいたします。ゴミ固形燃料化施設の改修工事でございます、平成15年8月に発生いたしました三重県のゴミ固形燃料化施設の事故等を踏まえまして、製造、保管、管理、工法等につきまして、環境省がガイドラインを取りまとめました。平成16年11月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する奨励が施行されました。5年目を向える本町の施設も適正管理を行うために廃棄物処理施設整備事業国庫補助事業により改修を実施するものでございます。平成17年度に予定をしておりましたが、国の三位一体改革の影響で補助金が廃止され、交付金化される見通しでございます、施設改修工事の補助金が確実に交付される見込がないことから、県と協議の上、平成16年度事業として要望いたしまして、平成17年2月9日付けで補助金の内示をいただいております。内示額に合わせて補正をするものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（田室博志） 他にありませんか。

[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑を終わります。

おはかりします。議案第39号から議案第40号までの平成16年度補正予算に関する2件については、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。

よって議案第39号から議案第40号までの平成16年度補正予算に関する2件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月18日の本会議でお願いします。ここでしばらく休憩をいたします。再開は10時30分の予定です。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~

- 日程第14 議案第41号 平成17年度砥部町一般会計予算
- 日程第15 議案第42号 平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第16 議案第43号 平成17年度砥部町老人保健特別会計予算
- 日程第17 議案第44号 平成17年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第18 議案第45号 平成17年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算
- 日程第19 議案第46号 平成17年度砥部町奨学資金特別会計予算
- 日程第20 議案第47号 平成17年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第21 議案第48号 平成17年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第22 議案第49号 平成17年度砥部町土地取得特別会計予算
- 日程第23 議案第50号 平成17年度砥部町公共下水道特別会計予算
- 日程第24 議案第51号 平成17年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第25 議案第52号 平成17年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第26 議案第53号 平成17年度砥部町水道事業会計予算

(提案理由説明、質疑、所管の常任委員会付託)

○議長(田室博志) 再開します。日程第14議案第41号から日程第26議案第53号までの平成17年度予算に関する13件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。柳田助役。

○助役 議案第41号につきまして説明をさせていただきます。平成17年度砥部町一般会計の予算は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58億3,161万5千円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定

による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成17年3月11日提出。砥部町長 中村剛志。それでは予算の内容について説明をさせていただきます。なお、本議案は各常任委員会に付託されご審議をいただくことになっており、その際、担当課長からも詳細説明がありますので、私からは概要のみ説明をさせていただきます。なお、今回の当初予算は、町長のご挨拶にもありましたように、合併前に両町村が個別に査定をして、編成したものを合算をしております。必要最小の骨格予算となっております。ただし、補助事業のためどうしても予算化が必要なもの、あるいは年度当初から執行を要するものにつきましては一部計上をさせていただきます。また、新町最初の年間を通した当初予算ということでございますので、前年度予算額の欄はすべて0円としております。それでは説明の都合上歳出から説明をさせていただきます。4ページをご覧ください。2の歳出でございますが、1款の議会費におきましては、議会の運営に要する経費1億529万9千円を計上しております。これは全体の予算で占める率が1.81%であります。2款の総務費におきましては1項の総務管理費から7項の生活環境費におきまして7億2,868万7千円を計上しております。全体に占める割合は12.50%であります。3款の民生費におきましては、1項社会福祉費から災害救助費まで合わせて14億5,681万6千円、占める割合は24.98%であります。4款の衛生費におきましては、保健衛生費、清掃費、簡易下水道費、合わせまして5億462万円、全体に占める割合は8.65%であります。6款の農林水産業費でございますが、農業費、林業費、水産業費合わせまして4億2,498万2千円、率は7.29%でございます。7の商工費でございますが、1億1,528万9千円、その率は1.98%であります。8款の土木費におきましては、土木管理費、道路橋梁費、河川費、都市計画費、住宅費合わせまして2億415万6千円、占める割合は3.50%であります。9款の消防費におきましては、3億1,073万円、その率は3.50%であります。10款の教育費におきましては、1項の教育総務費から次のページの6項保健体育まで合わせまして7億8,783万1千円であり、率は13.51%であります。11款の災害復旧費でございますが、公共土木災害復旧費で3,011万円をお願いしております。率は0.52%であります。12款の公債費におきまして11億5,305万3千円、率は19.7%であります。13の諸支出金におきましては基金費で4万2千円。14の予備費で1千万円をお願いしております。率は0.17%であります。以上、合計が58億3,161万5千円となっております。この歳出予算がなくなるために、1ページの町税以下3ページの町債までの歳入項目にそれぞれの財源を求めております。それでは1の歳入につきまして概要を説明させていただきます。1款の町税でございますが、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、合わ

せまして17億1,083万7千円を計上しております。率は29.34%でございます。2款の地方譲与税でございますが、所得譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税合わせまして1億780万円を計上しております。率は1.85%であります。3款の利子割交付金でございますが、1,600万円。率は0.27%です。4の配当割交付金215万円でございます。率は0.04%であります。次、5款の株式等譲渡所得割交付金でございますが210万円、0.04%であります。6款の地方消費税交付金でございますが、1億5,750万円を計上しております。全体に占める割合は2.70%であります。7款の自動車取得税交付金におきましては3,700万円を計上しております。率は0.63%でございます。2ページをご覧ください。8款の地方特例交付金におきましては、5,170万円を計上しております。率は0.89%であります。9款地方交付税につきましては、21億5千万円を見込んでおります。率は36.87%であります。10款の交通安全対策特別交付金におきましては430万円を見込んでおります。率は0.07%であります。11の分担金及び負担金におきましては、負担金で1億5,313万4千円を見込んでおります。率は2.63%であります。12の使用料及び手数料におきましては、使用料、手数料合わせて8,121万9千円を見込んでおります。率は1.39%であります。13款の国庫支出金におきましては国庫負担金、補助金、委託金を合わせまして2億3,961万4千円を見込んでおります。率は4.11%であります。14款の県支出金におきましては、県の負担金、補助金、委託金合わせまして3億181万6千円を見込んでおります。率は5.18%でございます。15款の財産収入でございますが、財産運用収入、財産売払収入合わせて2,717万8千円を見込んでおります。率は0.05%であります。16款の寄附金につきましては1万2千円を見込ませていただいております。17款の繰入金におきましては、基金繰入金で1,400万円を計上しております。率は0.02%であります。18款の繰越金におきましては、2億9,653万8千円を計上させていただきます。率は5.09%であります。19款の諸収入におきましては、延滞金、預金利子、貸付金収入、雑入等合わせまして9,111万7千円を見込んでおります。率は1.56%であります。20款の町債におきましては3億8,760万円を見込んでおります。率は6.65%となっております。歳入合計が58億3,161万5千円となっております。続きまして7ページの第2表をご覧ください。第2表の地方債でございますが、起債の目的といたしましては災害復旧事業で限度額900万円、合併特例事業で700万円、過疎振興対策事業で9,600万円、臨時財政対策債で2億7,560万円、合計3億8,760万円の限度額を設けております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、そこに記載のとおりでございます。それでは歳出の各項目にわたりまして、主要なものを抜粋して説明をさせていただきます。ページは35ページからになります。1款の議会費につきましては、35ページから36ページにおきまして議会の運営や活動に要する経費を計上させていただきます。次に2款の総務費でございますが、3

7ページの一般管理費の中で1節の報酬で241万2千円を計上しておりますが、調査役ということで180万計上しておりますが、これはおいた場合を想定して計上をしております。あと、特別報酬等の審議会委員、情報公開審査委員会の委員、行財政改革推進委員の報酬を計上さしていただいております。続きまして39ページをご覧ください。39ページにおいて文書広報費でございますが、ここでは、広報砥部の編集発行に要する経費を計上いたしております。次に40ページをご覧ください。5目の財産管理費におきましては庁舎等財産管理に要する経費を計上しておりますが、13の委託料のところでは庁舎施設管理等委託料で797万6千円、その他の委託料ということで、町有林の間伐等の作業委託料で50万円を計上しております。続きまして、41ページの7目の情報管理費でございますが、ここは電算システム維持管理のための経費を計上しておりますが、委託料のところでは、各保守点検等の委託料2,410万7千円を計上しております。続きまして42ページ8目の振興対策費でございますが、ここでは金額は少ないんですが、各種広域の協議会組織に所属し、その負担金を計上しております。次に43ページの交通安全対策費のところでは一番下の19節負担金補助及び交付金で交通安全協会3支部に対する補助金45万円。それから交通安全協会推進協へ10万円。それから次のページの松山南安全協会へ223万1千円等を計上しております。次に10目の交通安全対策特別交付金事業費でございますが、これは交通反則金を財源といたしまして、カーブミラー等の交通安全施設を整備する工事費でございます。次に11目の諸費でございます。ここでは区長の活動費、あるいは委託料のところでは顧問弁護士の委託料48万円等を計上しております。それから次のページの19節負担金補助及び交付金のところで集落活性化対策費ということで、旧広田村の12の自治区に対して400万円の激変緩和措置ということで経費を計上しております。次に45ページの13の防災諸費でございますが、46ページ13の委託料のところでは地域防災計画の策定業務の委託料、それからハザードマップの作成委託料を計上さしていただいております。続きまして47ページの地域情報化推進費、15目の地域情報化推進費でございますが、負担金補助及び交付金のところで、新世代地域ケーブル施設整備事業費を計上さしていただいております。次に17目の合併記念事業費ということで、記念講演の委託料や式典等の経費を364万1千円計上さしていただいております。続きまして、47、48、49につきましては税務事務に必要な経費を計上さしていただいております。続きまして50ページでございますが、戸籍住民基本台帳費ということで、戸籍事務に要する経費を計上さしていただいております。次に51ページの選挙費でございますが、次のページの3目農業委員会選挙費、7月に改選がございます。そのために選挙費を計上さしていただいております。次に5項の統計調査費でございますが、ここでは53ページの2目指定統計調査費で1,075万6千円、すべて国庫支出金の財源でございますが、国勢調査に要する経費を計上さしていただいております。続きまして54ページ、生活環境費の生活福祉推進費におきましては、55ページ、次のページの負担金補助及び交付

金のところで、松山南地区の防犯協会の負担金を189万2千円、計上さしていただいております。次に3款の民生費でございますが、ここでは社会福祉総務費の中で、次のページの報償費、ここでは民生児童委員の報償費、あるいは費用弁償等を計上さしていただいております。また19の負担金補助及び交付金のところで社会福祉協議会に対する補助金925万6千円等を計上しております。続きまして57ページの障害者福祉費でございますが、ここでは委託料のところで進行性筋萎縮症者療養等給付委託料で896万4千円を計上いたしております。19の負担金補助及び交付金のところでは精神障害者グループホーム運営費、あるいは精神障害者小規模通所授産施設運営費等を計上さしていただいております。次の58ページの扶助費のところでございますが、身体障害者施設訓練等支援費1,874万5千円とか知的障害者施設訓練等支援費4,580万1千円、あるいは障害者住宅生活支援費、知的障害者居宅生活支援費等を計上さしていただいております。次に3目の老人福祉費でございますが、ここでは次のページの委託料のところで地域ケア体制等整備事業委託料、以下、次のページの高齢者実態把握事業委託料等合わせて4,928万8千円を計上さしていただいております。19の負担金補助及び交付金におきましては、養護老人ホームの組合負担金1,273万7千円、松山広域福祉施設事務組合494万5千円、補助金といたしまして砥部寿会借入償還費2,981万2千円、老人クラブ育成費343万9千円等を計上さしていただいております。次の61ページの扶助費におきましては、在宅寝たきり老人の介護手当、老人福祉施設入所措置費、とべ温泉老人利用助成費等老人福祉のための扶助費を計上さしていただいております。続きまして62ページの老人福祉施設費でございますが、ここは老人福祉施設の管理委託料等を13節で計上さしていただいております。また、次のページの15節の工事請負費におきまして、補修工事として生きがいの家の改造工事費、生きがいの家の植栽撤去工事等を計上さしていただいております。続きまして64ページをご覧ください。6目の国民健康保険総務費におきまして、次のページの28節操出金におきまして国民健康保険特別会計事業勘定への操出金1億983万9千円、それから国民健康保険特別会計施設勘定操出金、これは診療所への操出金でございます、これは2,500万円を計上しております。7目の老人保健総務費におきましては、次の66ページの28節の操出金で1億6,225万8千円を計上しております。次に8目の重度心身障害者医療費助成事業におきましては、これも扶助費のところで重度心身障害者医療費として6,026万円を計上さしていただいております。次に9目の介護保険総務費におきましては、68ページの28節の操出金のところで介護保険特別会計の保険事業勘定法定分、それから介護保険特別会計保険事業分を操出金として計上さしていただいております。10目の老人保健事業費におきましては、13の委託料のところで健康教室医師委託料、検診委託料等を計上さしていただいております。13の社会福祉施設改修事業費では、設計の委託料で40万円を計上さしていただいております。14目の青少年育成費につきましては、青少年育成センターの運営費を計上させていただきます。

続きまして、70ページの児童福祉総務費でございますが、ここでは71ページの負担金補助及び交付金のところで地域組織活動育成費ということで48万円を計上さしていただいております。次に2目の保育所費でございますが、ここでは5カ所の保育所の運営に要する経費を計上しております。続きまして73ページでございますが、3目の児童館費におきましては、麻生児童館、砥部児童館の運営費を計上さしていただいております。次に、74ページの児童措置費でございますが、ここでは扶助費のところで各種児童手当を計上さしていただいております。次に5目の母子福祉でございますが、母子家庭支援のための経費を計上しております。6目の次のページの6目の母子家庭医療費助成事業におきましては、扶助費のところで1,519万5千円を計上しております。7目の乳幼児医療費助成事業におきましては、76ページの20節の扶助費におきまして乳幼児医療費として2,460万円を計上しております。次に3項1目の災害救助費でございますが、最小の見込みで計上をさしていただいております。次に4款の衛生費でございますが、1項1目の保健衛生総務費におきましては、次のページの19節で広域救急医療体制、24時間体制を広域でとっておりますが、その負担金として564万2千円を計上しております。次に2目の予防費でございますが、ここでは78ページの13の委託料のところで個別予防接種委託料、集団予防接種委託料等を計上しております。3目の環境衛生費におきましては、飲料水の水質検査、あるいは合併処理浄化槽の補助、あるいは広域斎場の負担金等を計上しております。続きまして4目の生活排水対策費におきましては、河川水質の保全のための経費を計上しております。続きまして80ページの母子、5目母子衛生費におきましては、13の委託料のところで、検診の医師医療費、これは7ヵ月検診でございますが、それと健康診査委託料を計上しております。次に81ページ、7目の保健センター費でございますが、保健センターの運営に要する経費を計上しております。次に82ページの2項清掃費の1目清掃総務費でございますが、ここではごみ収集に要する経費を計上しておりますが、11の需用費のところでごみ袋購入代として658万5千円を計上しております。次に2目の塵芥処理費でございますが、これは美化センターの管理運営費を計上しておりますが、委託料のところでごみ収集運搬処理委託料以下施設管理委託料まで1億597万3千円を計上しております。また、19の負担金補助及び交付金のところでは内山衛生事務組合の負担金1,402万5千円、その他の負担金を計上しております。次に3目のし尿処理費でございますが84ページの19の負担金補助及び交付金のところで松山衛生事務組合負担金、大洲喜多衛生事務組合負担金を計上しております。と、し尿処理事業として30万円の補助金を計上しております。次に6款の農林水産業費でございますが、農業委員会費におきまして農業委員会の事務に要する経費を計上しております。続きまして87ページをご覧ください。3目の農業振興費におきまして、19節で競争力強化生産総合対策事業費、県の補助金100%を受けて80万円を計上しております。その他有害鳥獣対策費、ベンチャー農業支援費等を計上をしております。続きまして88ページの

農地費をご覧ください。これは土地改良事業費やため池の維持経費等を計上しております。89ページの15節の工事請負費におきまして、野地池の改修工事を計上しております。また19節におきましては、県営の金毘羅下地区のため池等整備事業。それから補助金といたしましては、町単独土地改良事業費。それからその他の負担金といたしまして、県営砥部地区かんがい排水事業償還金3,935万2千円。道後平野土地改良区の賦課金594万5千円を計上しております。90ページの28節操出金におきまして、農業集落排水事業特別会計への操出金として6,633万2千円を計上しております。続きまして91ページの10目中山間地域等直接支払事業推進費で、ここでは負担金のところで交付金といたしまして4,805万3千円を計上しております。11のふるさと生活館費につきましては維持に要する経費を計上しております。次の92ページの12目山村振興等農林漁業特別対策事業費でございますが、ここでは13の委託料で建設工事設計監理委託料を計上しておりますが、情報連絡施設の設計監理委託料でございます。15の工事請負費ではその情報連絡施設の建設のための工事費を計上しております。続いて13目の農産物加工施設につきましては、施設の維持費に要する経費を計上しております。次に2項の林業費でございますが、林業総務費におきましては一般的な経費を計上しておりますが、次のページの2目林業振興費におきましては、13節の委託料で植林等の委託料、それから原材料費では138万円、それと19の負担金補助及び交付金のところでは、林業研究グループから次のページの緑の少年団まで合わせて3,406万2千円の予算を計上しております。3目の森林整備地域活動支援推進事業費におきましては、19節におきまして神の森団地、高市団地、上野・七折団地の交付金を計上しております。4目の林道維持費につきましては、13節の委託料におきまして、林道台帳作成委託料70万円を計上しております。続きまして96ページでございますが、林間休憩施設の維持費を計上しております。次に7目の水源の森づくり実施事業費におきまして、19節の負担金補助及び交付金で205万2千円を計上しております。水産業費におきましては、肱川漁協稚魚放流事業として2万5千円を計上しております。次に7款の商工費でございますが、1項商工費の2目97ページですが商工業振興費におきまして、次のページの19節の負担金補助及び交付金のところで、町商工会への補助金100万円、中小企業制度資金利子補給で120万円等を計上しております。次に3目の砥部焼振興費におきましては、19節、次のページの19節で砥部焼まつり運営の負担金として150万円を計上しております。続きまして観光費でございますが、99ページの下15節の工事請負費におきまして、観光案内板の移設工事177万7千円を計上しております。ほたら100ページの19節では、観光協会の補助金で100万円、七夕まつり助成費で20万円、アートの里づくり推進事業で100万円、その他で肱川流域観光協議会へ12万円、あるいはほたるまつりの実行委員会に15万円といった予算を計上しております。次に5目の陶芸創作館費につきましては、陶芸創作館の運営に要する経費を計上しております。伝統産業会館費につきましても伝統産業会館の運

営に要する経費を計上しております。次に102ページでございますが、7目の農村工芸体験館費につきましても、運営に要する経費を計上しております。次の8目交流ふるさと研修の宿費につきましても、運営を委託しております委託料825万9千円を計上しております。9目の峡の館につきましても委託料のところで277万6千円を計上しております。続きまして8款の土木費でございますが、土木総務費におきましては、次のページの負担金補助及び交付金のところで134万7千円を計上し、期成同盟会等の予算を計上しております。続きまして106ページ2項の2目道路維持費のところでございますが、次のページの14節使用料及び賃借料で土地の借上料、機械等の借上料を計上しております。また15節の工事請負費におきましては、補修工事で1,709万円を計上しております。3目の道路新設改良費におきましては、県、19のところで県の負担金ということで県営事業で1,752万5千円を計上しております。5目の建設機械運用費におきましては、オペレーターの臨時雇賃金として468万円を計上しております。続きまして、次の108ページの3項河川費でございますが、2目の砂防費におきまして、県営負担金補助及び交付金のところで県営急傾斜地の対策事業費243万円を計上しております。続きまして4項の都市計画費でございますが、次のページの公共下水道費におきまして、操出金で公共下水道特別会計操出金、土地取得特別会計操出金、合わせて4,133万8千円を計上しております。次に4目の公園費におきましては、金毘羅山公園等、各種公園の管理の委託料等を計上しております。続きまして110ページの5項住宅費でございますが、2目の公営住宅建設費におきまして大南団地の建設工事の設計監理委託料あるいは工事請負費で、公営住宅解体工事等造成工事を計上させていただきます。次に9款の消防費でございますが、112ページ常備消防費として旧砥部出張所と広田出張所の予算は合算して計上しておりますが、2億6,286万7千円を伊予消防事務組合の負担金として計上しております。2の非常備消防費におきましては、旧砥部と旧広田村の消防団の活動費を計上、合わせて計上しております。次に3目の消防施設費113ページですが、委託料のところで、220万6千円、これは移動系防災行政無線の増設工事の設計の委託料、監理料の委託料、監理の委託料でございます。114ページ15節の工事請負費で817万2千円を計上しておりますが、移動系防災行政無線の増設工事費でございます。次に10款の教育費でございますが、教育総務費の次のページの2目事務局費におきまして、報酬のところで英語指導助手の報酬2名分を計上しております。次に116ページの負担金補助及び交付金のところで、私立幼稚園就園奨励費、地域の特性を活かす推進事業費等を計上しております。

また3目では、教職員の宿舍の管理費を計上しております。また4目では、山村留学センターの運営費を計上しております。118、119ページでございますが、119ページの2項の小学校費でございますが、6つの小学校の管理に要する経費を計上しております。で121ページ2目の教育振興費におきましては、教育振興のための経費、小学校6校の経費を計上しております。次に122ページの3目遠距離通学費でござい

ますが、ここでは千里地区の児童の通学援助費を計上しておりますし、スクールバスの運転委託料等を計上しております。続きまして3項の中学校費でございますが、砥部中学校、広田中学校2校の管理に要する経費を計上しております。次の125ページ2目の教育振興費におきましては、19の負担金補助及び交付金のところで、少年自然の家の利用補助、あるいは選手派遣費、部活動育成費等を計上しております。続きまして126ページでは3目でハートなんでも相談員設置事業費を計上しております。4項の幼稚園費におきましては、麻生、宮内、砥部の3つの幼稚園の運営のための経費を計上しております。続きまして128ページ社会教育費でございますが、129ページの13節の委託料におきまして、成人式の記念講演の委託料、生涯学習フェスタの委託料等を110万円計上さしていただいております。また130ページの2目文化財保護費におきましては、13の委託料のところで発掘調査遺物等の保管倉庫の建築設計委託料20万円を計上さしていただいております。3目の人権教育費につきましては、次の132ページの19節のところで、町人権教育協議会に対して200万円の補助金を計上さしていただいております。4目の公民館費におきましては、1節の報酬のところで国際交流員で報酬を計上さしていただいております。続きまして134ページでございますが、5目では青少年ホームの管理運営に要する経費を計上さしていただいております。また、135ページの6目文化会館費におきましては、次の136ページの13の委託料のところで施設の維持管理の委託料を1,441万4千円計上さしていただいております。

また137ページ7目の図書館費におきましては、次の138ページの18の備品購入費のところで図書の購入費として240万3千円を計上さしていただいております。

次に8目の人権対策費におきましては、1目の報酬で広域隣保活動相談員の報酬を計上さしていただいております。続きまして139の保健体育費の140ページ保健体育総務費でございますが、13節の委託料のところで各種スポーツ大会の委託料254万3千円を計上しております。それと141ページの体育施設費におきましては、夜間施設や、岩谷ロプール等の維持のための委託料88万8千円を計上しております。3目の総合公園体育施設費におきましては、総合公園の施設の維持管理のための経費を計上しております。次に142ページの4目学校給食管理費でございますが、学校給食センターの、これは砥部と広田でございますが、管理運営に要する経費を計上しております。次に144ページでございますが、11款の災害復旧費におきましては、15節の工事請負費のところで平成16年度に発生した公共土木、施設の災害復旧事業費として2,860万円を計上しております。続きまして12款の公債費でございますが、町債の償還元金で9億6,061万4千円、利子で1億9,243万9千円、合わせて11億5,305万3千円を計上しております。諸支出金につきましては積立金を見込んで計上しております。予備費につきましては、1千万円を計上しております。以上で、17年度当初予算の説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（田室博志） 丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長 私の方からは、議案第42号と議案第43号についてご説明を申し上げます。それではまず、議案第42号平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計についてご説明を申し上げます。平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億456万3千円、直営診療所施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,176万8千円と定める。2項 事業勘定及び直営診療所施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。第2条 地方自治法第220条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定1億5千万円、直営診療所施設勘定2千万円と定める。第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。2号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金にかかる共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成17年3月11日 提出。砥部町長 中村剛志。それでは事業勘定の歳出の方から第1表によりまして説明をさせていただきます。予算書の3ページをご覧くださいませようをお願いいたします。1款総務費1,085万8千円計上させていただいております。これにつきましては歳出全体の0.6%を占めております。内訳でございますが、1項の総務管理費につきましては共同電算処理委託料や国保の連合会負担金などが主なものでございます。2項徴税費187万8千円でございますが、これは国保税の賦課徴収に要する経費を計上しております。主なものとしたしましては、納税通知書、納付書等の印刷、それから郵送料でございます。3項運営協議会費につきましては、会議の開催に必要な経費ということで2万円計上させていただいております。2款保険給付費11億38万8千円の計上でございますが、歳入全体の約61%を占めております。1項の療養諸費9億8,158万8千円でございますけれども、これにつきましては、医療費や被保険者数の実績を踏まえての見込額でございます。それから2項高額療養費1億650万円を計上させていただいておりますが、これも実績を踏まえた見込額でございます。3項出産育児諸費810万円でございますけれども、これにつきましては育児、出産育児一時金として1件30万円の27件を見込んで計上させていただいております。それから4項葬祭諸費420万円でございますけれども、これにつきましては140件を見込んで計上させていただいております。3款老人保健拠出金1項の老人保健拠出金が4億9,568万9千円でございますけれども、これにつきましては歳出全体の27.5%を占めてございまして、前々年度の医療費、それから加入率、伸び率などにそれぞれの計数の計算式がございましてそれにより算定したものでございます。4款の介護納付金1項介護納付金でございますけれども、これ先程介護納付金につきましては、1億1,699万6千円計上させていただいております。これにつきましては第2

号被保険者分として、保険者が支払い基金へ納付するものでございまして、それらの見込みを算定したものでございます。5款の共同事業拠出金1項の共同事業拠出金で3,500万6千円の計上でございますけれども、これは急激な高額療養費が発生した場合に運営上支障をきたすことが考えられるというようなことでございまして、事業運営の安定を図るために国保連合会が行っております高額医療費の共同事業の拠出金を計上したものでございます。6款の保険事業費1項保険事業費でございまして、1,313万8千円の計上でございまして、これが0.7%ということでございますが、これにつきましては、保健指導とか医療費通知、人間ドック検診助成などの経費を計上させていただいております。7款の公債費1項公債費でございまして、これにつきましては24万8千円でございますけれども、これはあの国庫支出金の収入が遅れるとか、そういった場合に歳入額を補う必要が生じた場合の一時借入金の利子ということで計上させていただいております。次、4ページをお願いいたします。8款諸支出金787万4千円の計上でございまして、全体の0.4%を占めております。内訳といたしまして1項の償還金及び還付加算金につきまして142万6千円でございますが、これは過年度保険税の還付金などを計上したものでございます。2項の繰出金につきまして644万8千円でございますが、これにつきましては事業勘定の歳入で受入た先、国庫補助金の診療所運営費の調整交付金を施設勘定へ繰り出すというものでございます。9款予備費1項予備費2,436万6千円でございますけれども、これにつきましてはこの国保事業の大半が医療費というようなことで、非常に把握が困難な様子が多いというようなことで、いざというときの財源を確保するというように計上させていただいております。以上が歳出合計18億456万3千円の計上となっております。以上が歳出でございます。続きまして、歳入の方についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入の1款国民健康保険税でございまして、これにつきましては旧砥部町の15年度の税率での運用をそのまま行うということでございまして、4億9,128万4千円の見込みで計上させていただいております。これが歳入全体に占める割合としては27.2%ということでございます。2款使用料及び手数料1項手数料につきましては、保険税の督促手数料として4千円を見込んでおります。3款の国庫支出金6億3,197万9千円でございますが、歳入全体の35%を占めております。内訳といたしまして1項の国庫負担金、これにつきましては4億9,151万7千円でございます。療養給付費の4割程度の額、それから高額医療費の共同事業拠出金の4分の1を計上させていただいております。2項の国庫補助金1億4,046万2千円の計上でございますけれども、これにつきましては、財政調整交付金として療養給付費の1割程度の額ということに計上させていただいたものとさらに診療所運営に対するものを計上させていただいております。4款の療養給付費等交付金でございまして、これにつきましては、3億4,176万5千円で歳入全体の18.9%を占めてございまして、退職者医療費と老人保健医療費の拠出に係るものでございます。5款の県支出金

の1項県負担金でございますが、870万5千円ということで全体の0.5%を占めるようになっております。これにつきましては、高額医療費共同事業拠出金の4分の1を計上させていただいております。それから6款の共同事業交付金1項の共同事業交付金2,300万円でございますけれども、これにつきましては、総医療費が70万円を超えるような高額医療費に対するものを計上させていただいております。それから7款の財産収入1項財産運用収入でございますが、これは10万1千円ということでございまして、これは国保の財政調整基金の預金利子を見込んでおります。8款の繰入金1億1,983万9千円でございます、歳入全体の約6.6%を占めております。1項の他会計繰入金でございますが、1億983万9千円でございますけれども、これにつきましては一般会計から繰り入れるものでございまして、国保の基盤安定事業、それから出産一時金の3分の2、それから事務費、体制安定化支援事業分を合計で計上させていただいております。2項の基金繰入金でございます、これは国保財政調整基金から繰り入れるものでございまして、1千万円を計上させていただいております。それから9款の繰越金1億8,572万7千円でございます、これが全体の10.3%を占めるということでございます。2ページをご覧いただきたいと思っております。これにつきましては1項繰越金でございますけれども、前年度からの繰越見込額を計上したものでございます。10款の諸収入でございます、211万4千円の計上でございますが、これは歳入全体の0.1%ということでございまして、1項の延滞金加算金及び過料ということでございますけれども、これにつきましては保険税滞納処分にかかる延滞金4千円を見込んでおります。それから2項の預金利子10万1千円でございますけれども、これにつきましては一時預金の利息を見込んでおります。3項の雑入200万9千円でございますけれども、これにつきましては第三者行為による損害賠償金等を見込んで計上させていただいております。以上、歳入合計が18億456万3千円の計上ということになっております。以上で事業勘定の方の説明を終わらせていただきます。続きまして、施設勘定の予算をご説明申し上げたいと思っております。まず、歳出の方から説明させていただきます。予算書の6ページをご覧いただきたいと思っております。歳出の1款総務費1項の施設管理費でございます、6,441万1千円の計上でございます。これは歳出全体の57.6%を占めてございまして、人件費と施設設備の維持管理、さらに事務的な経費を計上したものでございます。2款の医業費につきましては、4,735万7千円、歳出全体の42.4%を占めてございまして、1項医業費4,510万5千円でございます。これにつきましては、医科の診療ですね、まー、内科の外来がほとんどでございますけれども、これに伴います消耗機材、それから医薬品、医療器具に要する経費を計上しております。2項の歯科医業費225万円でございますけれども、これにつきましては週2回歯科診療を行っております、これらに伴う医療用の消耗品とか、医薬材料それから歯科の技巧委託に要する経費を計上させていただいております。3項の給食費につきましては、入院にかかる昼食の経費として2千円を計上させていただいております。以上、歳出の

合計が1億1,176万8千円でございます。以上が、施設勘定の歳出でございますけれども、続きまして施設勘定の歳入についてご説明申し上げます。前のページに戻っていただきまして5ページをご覧くださいと思います。歳入、1款診療収入7,997万4千円で歳入全体の71.6%を占めております。内訳といたしまして1項の入院収入が5万円でございますけれども、これにつきましては、一般病床6床を含めて、施設の国庫補助を受けておるために計上さしていただいております。2項の外来収入7,416万8千円でございますけれども、これについては医科、主に内科でございますけれども、これにかかる国保、社保それから老人保健、生活保護等の診療報酬の収入、さらに本人の窓口での一部負担金等を計上さしていただいております。3項の歯科診療収入454万3千円でございますが、先程の2項の外来収入と同様でございますが、これにつきましては歯科の外来にかかる診療報酬収入とご本人の窓口での一部負担金等を計上さしていただいております。4項のその他の診療収入121万3千円でございますけれども、これにつきましてはインフルエンザ等の各種予防接種、それから乳幼児の検診等の医療保険適用外の受託収入が主なものでございます。3款の使用料及び手数料32万5千円でございます、歳入全体の0.3%を占めております。1項の使用料2万4千円でございますけれども、これにつきましては往診に伴う自動車使用料でございます。2項の手数料30万1千円につきましては、文書料でございます、介護保険主事意見書とか各種診断書を見込んでおります。8款の繰入金3,144万8千円でございます。歳入全体の28.1%を占めております。1項の他会計繰入金2,500万円でございますけれども、これにつきましては診療所の財政調整分として一般会計から繰り入れるものでございます。2項の事業勘定繰入金644万8千円でございますが、先程、事業勘定でもでてきましたけれども、事業勘定で受け入れた国庫補助金の調整交付金を施設勘定へ繰り入れるというものでございます。9款の繰越金1項繰越金1万円でございますが、これは前年度繰越金の見込み額を計上さしていただいております。10款の諸収入1万1千円でございますが、これにつきましては施設内に設置しておりますピンクの公衆電話の通話料等を見込んでおります。以上が歳入でございます、歳入合計が1億1,176万8千円でございます。以上で議案第42号平成17年度砥部町国民健康保険事業の特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（田室博志）　ここで昼食のためしばらく休憩をします。再開は午後1時の予定です。

午前11時40分　休憩

午後　1時00分　再開

○議長（田室博志）　再開します。丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長　それでは、議案第42号に続きまして、議案第43号平成17年

度砥部町老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。平成17年度砥部町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億7,555万9千円と定める。2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億5千万円と定める。平成17年3月11日提出。砥部町長 中村剛志。それではこれにつきましても第1表によりまして歳出の方から説明させていただきたいと思っております。予算書の2ページをお開きいただきますようお願いいたします。歳出、1款総務費につきましては、事務的な経費でございまして、459万5千円を計上させていただいております。内訳といたしまして1項の総務管理費では共同電算処理委託料やレセプト点検の賃金など453万9千円でございます。2項趣旨普及費では啓発用のパンフレット印刷代として5万6千円を計上させていただいております。2款医療諸費21億6,968万9千円でございますが、これは1項の医療諸費として現物給付分それから現金給付分と診察支払手数料を計上させていただいております。3款公債費でございますが、一般借入金の利子として24万7千円を計上させていただいております。4款諸支出金でございます、これにつきましては1項の償還金でございまして国庫支払基金への返還等があった場合ということで2万1千円の計上となっております。5款予備費1項予備費では100万7千円を計上させていただいております。以上、歳出合計が21億7,555万9千円の計上でございます。続きまして歳入の方のご説明を申し上げます。1ページ目にお戻りさせていただきたいと思っております。歳入、1款支払基金交付金1項支払基金交付金12億2,381万5千円の計上でございますが、これにつきましては、医療費見込み額の前期が58%、後期が、あつ、前期後期多少率が違ってございまして、その定率の医療費交付金と事務費の交付金も合わせて計上させていただいております。2款の国庫支出金でございますが6億2,932万3千円でございますが、内訳といたしまして1項の国庫負担金628万、あつ6億2,857万1千円でございますが、これにつきましては医療費見込み額の前期が600分の168、後期が600分の184で計上しております。2項の国庫補助金につきましては、レセプト点検などの医療費の適正化対策事業に対しての補助見込みということで、75万2千円の計上でございます。3款の県支出金1項の県負担金でございますが、1億5,714万1千円でございますが、これにつきましても医療費見込み額の前期、後期で率が多少違いますけれども所定の率で計上させていただいております。4款の繰入金1項の他会計繰入金でございますが、先程の県と同じ負担割合の医療分と事務費分を一般会計から繰り入れるものでございます。5款の繰越金1項の繰越金ですが、これにつきましては前年度繰越金の見込みということで2千円の計上をさせていただいております。6款の諸収入につきましては302万円計上させていただいておりますが、主なものとしましては3項の雑入でございまして第三者行為による損害賠償金などを見込んでおります。以上、歳入合計が21億7,

555万9千円の計上でございます。以上で議案第42号及び議案第43号につきましてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田室博志） 松村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長 議案第44号平成17年度砥部町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億1,834万6千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,829万5千円と定める。2項、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定1億円、介護サービス事業勘定200万円と定める。第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成17年3月11日提出。砥部町長 中村剛志。1ページをお開きください。歳入歳出予算で保険事業勘定からご説明申し上げます。歳入。1款1項介護保険料でございますが、これは第1号被保険者の保険料でございますが、第2期介護保険事業計画の数値を基に算定されました保険料の収入でございます2億1,246万1千円。2款1項手数料、これは保険料の督促手数料1千円を見込んでおります。3款1項国庫負担金、これは介護保険給付費の20%が負担金として収入されます。2億5,886万1千円。2項国庫補助金、これは介護保険給付費の6.4%が補助金として収入されます、8,328万1千円。続きまして4款1項支払基金交付金、これは第2号被保険者分につきまして支払基金から交付されてくるものでございます。介護給付費の32%が収入されます。4億1,417万9千円。続きまして5款1項県負担金、これは介護保険給付費の12.5%が負担金として収入されます。1億6,178万5千円。2項委託金、これは65歳未満の生活保護受給者等の認定事務があった場合に委託金として収入されます、1万円。6款1項財産運用収入、これは運営基金の預金利子の見込みでございます、1千円。続きまして7款1項一般会計繰入金、これは介護保険給付費の12.5%と事務費にかかる経費を一般会計から繰り入れることになっております、1億8,219万円。2項の基金繰入金、これは保険料収入の不足分を補うものでございまして556万9千円。続きまして8款1項繰越金、前年度からの繰越2千円を見込んでおります。次のページをお開き下さい。9款諸収入でございますが、1項延滞金加算金及び過料2千円。預金利子1千円。雑入、これは第三者納付金等でございますが3千円を見込んでおります。歳入合計13億1,834万6千円でございます。続きまして3ページ歳出でございますが、1款1項総務管理費、これは被保険者証の印刷及び認定通知書等の郵送料でございますが、189万4千円を見込んでおります。2項徴収費でございますが、これは保険料の納付通知書等の郵送料等でございますが129万円を見込んでおりま

す。3項介護認定審査会費で、これは伊予地区介護認定審査会への負担金及び主治医からの意見書作成に対します経費でございます。1,585万1千円を見込んでおります。5項、計画策定委員会費でございますが、これは第3期の介護保険事業計画を作成する必要がございます。これに対します経費で127万円を見込んでおります。2款1項介護サービス等諸費でございますが、これは要介護1から5に認定された方に対する給付費でございます。12億5,920万7千。2項支援サービス等諸費でございますが、これは要支援に認定されました方への給付費でございます。2,247万6千円。3項その他諸費でございますが、これは国保連合会への審査手数料でございます。175万6千円を見込んでおります。4項高額介護サービス等費でございますが、これは本人負担であります。1割が一定額を超えた場合に支援するものでございまして、1,088万9千円を見込んでおります。続きまして3款1項財政安定化基金拠出金でございますが、これは市町の財政安定化を図る目的のために県に設置されております基金へ拠出するものでございまして、123万2千円を見込んでおります。4款1項基金積立金、これは利子の積立を3千円を見込んでおります。5款1項公債費、これは一時借入金に対します利子1万円を見込んでおります。6款1項償還金及び還付加算金、これは介護保険財政安定化基金から借り入れております額に対しましての償還金でございます。235万7千円を見込んでおります。次のページを4ページをお願いいたします。歳出合計が13億1,834万6千円となっております。続きまして5ページの介護サービス事業勘定をご説明申し上げます。歳入でございます。1款1項介護給付費収入、これは国保連合会より対象となるサービス事業費に対しまして90%が給付されてまいります。2,268万円。2項自己負担金収入でございますが、これはサービスを受けられた方が負担する1割分でございます。252万円。続きまして2款1項一般会計繰入金、これは歳出に対しまして歳入を差し引いた不足する額を一般会計から繰り入れるものでございまして297万円。3款1項繰越金12万4千円を見込んでおります。4款1項雑入1千円を見込んでおります。歳入合計が2,829万5千円となっております。

次のページ6ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項施設管理費でございますが、これは公用車の保険料2台分7万5千円を見込んでおります。2款1項居宅介護サービス事業費、これはデイサービス事業を社会福祉法人広寿会に委託しておりますので、その委託料でございます。2,822万円予定いたしております。歳出合計2,829万5千円でございます。以上で議案第44号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田室博志） 大西学校教育課長。

○学校教育課長 議案第45号平成17年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ300万3千円と定め、款項の区分ごとの金額が「第1表歳入歳出予算」によるものでございます。2ページをご覧ください。歳出よりご説明いたします。1款奨学費1項奨学資金費におきまして

は、梅野奨学生に対する給付金等でございまして300万3千円で、歳出合計は300万3千円を計上しております。この財源につきましては1ページの歳入をご覧ください。1款財産収入1項財産運用収入におきまして、梅野奨学基金預金利子の見込額1万円。2款繰入金1項基金繰入金におきまして梅野奨学基金からの繰入金297万8千円。3款1項繰越金におきまして、16年度からの繰越の見込額1万5千円で、歳入合計は300万3千円を計上しております。以上で議案第45号の説明を終わります。続きまして議案第46号をご覧ください。

議案第46号平成17年度砥部町奨学資金特別会計予算についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ277万5千円と定め、款項の区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」によるものでございます。2ページをご覧ください。歳出より説明いたします。1款奨学費1項奨学資金費におきまして、奨学生に対する貸付金等で277万5千円。歳出合計277万5千円を計上しております。この財源につきましては、1ページの歳入をご覧ください。1款財産収入1項財産運用収入におきまして、奨学基金預金利子の見込額千円。2款諸収入1項貸付金元利収入におきまして貸付金の返還による収入277万3千円。3款1項繰越金におきまして16年度からの繰越の見込額千円。歳入合計277万5千円を計上しております。以上で議案第46号の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 西崎商工観光課長。

○商工観光課長 議案第47号平成17年度砥部町とべの館特別会計予算についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,514万6千円と定め、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものでございます。歳出より説明させていただきます。2ページをお願いいたします。1款1項館運営費におきまして、館の経営費2,510万1千円。2款1項基金費におきまして、とべの館運営基金への積立4万5千円。歳出合計2,514万6千円でございます。この財源につきましては1ページの歳入をご覧ください。1款1項売店収入におきまして2,500万円。2款1項繰越金で前年度よりの繰越金の見込額千円。3款1項預金利子におきまして、売店収入等の運用金預金利子1千円。2項雑入で業者の負担分で、自動販売機の電気代10万円。4款1項財産運用収入におきましてとべの館運営基金利子の見込額4万4千円。歳入合計2,514万6千円計上しております。以上で議案第47号の説明を終わります。

続きまして議案第48号をご覧ください。議案第48号平成17年度砥部町とべ温泉特別会計予算についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,607万円と定め、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものでございます。歳出より説明させていただきます。2ページをお願いいたします。1款1項温泉運営費におきまして、温泉の経営費8,606万5千円計上しており、この中には臨時的経費として耐用年数が経過した水中ポンプの取替え、源泉井戸の洗浄、

館のサウナ室等の改修事業費3,696万円計上させていただきます。次に2款1項基金費におきましてとべ温泉運営基金への積立金5千円。歳出合計8,607万円でございます。この財源につきましては、1ページの歳入をご覧ください。1款1項事業収入におきまして、事業売り上げの見込額4,500万円。2款1項繰越金で前年度よりの繰越金の見込額1千円。3款1項預金利子で、事業売り上げ等の運用金の預金利子千円。2項雑入で公衆電話等の現金収入1万3千円。4款1項財産運用収入で、とべ温泉運営基金利子5千円。5款1項基金繰入金で運営収入不足409万円、改修等臨時的経費3,696万円、計4,105万円。歳入合計8,607万円を計上しております。

以上で議案第48号の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いたします。

○議長（田室博志） 松下監理財政課長。

○監理財政課長 平成17年度砥部町土地取得特別会計予算についてご説明いたします。予算をお開きください。議案第49号平成17年度砥部町の土地取得特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億8,628万7千円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。第3条 一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は12億円と定める。平成17年3月11日提出。砥部町長 中村剛志。平成17年度では公共下水道の処理場用地を先行取得いたしますので、予算規模が大幅に増額しております。なお、先行取得した用地は4年間に分けて公共下水道特別会計が国の補助金や下水道事業債を財源に買い取ることとなります。始めに歳出からご説明いたします。予算の2ページをお願いいたします。1款公共用地先行取得事業費11億8,118万7千円でございます。このうち11億8,117万4千円で用地、それから補償をいたします。2款諸支出金でございますが、10万円でございます、基金への、土地開発基金への積立を予定しております。3款公債費ですが500万円でございます。一時的に借り入れる金額に対しまして、一時借入金利息として計上しております。この財源でございますが、1ページをお願いいたします。1款財産収入として10万円を見込んでおります。2款繰越金は16年度からの繰越金1万2千円を見込んでおります。3款諸収入につきましては基金預金利子千円を見込んでおります。4款繰入金でございますが、一般会計からの繰入金537万4千円。ふるさと創生基金からの繰入金9,600万円。合計1億137万4千円を見込んでおります。5款町債でございますが、10億8,480万円を借り入れる予定にしております。合計11億8,628万7千円でございます。3ページをお願いします。第2表地方債でございますが、限度額を10億8,480万円といたしております。起債の方法、利率、償還の方法につきましてはご覧のとおりでございます。以上、17年度砥部町土地取得特別会計予算書の説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしく

お願いいたします。

○議長（田室博志） 東岡下水道課長。

○下水道課長 議案第50号、51号につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案第50号平成17年度砥部町公共下水道特別会計予算についてご説明申し上げます。平成17年度砥部町の公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,936万4千円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億6千万円と定める。平成17年3月11日提出。砥部町長 中村剛志。それでは説明の都合上、2ページの歳出の方から説明をさせていただきます。1款1項公共下水道事業費でございますが、これは職員の2名の人件費並びに事務的経費、それと基本設計2件、詳細設計2件の測量設計委託料。それと3筆の用地買収の用地費、補償費等でございます。2億6,636万4千円のお願いをするものでございます。2款1項公債費でございますが、300万円のお願いをいたしておりますが、一時借入金の利子でございます。歳出合計2億6,936万4千円になるものでございます。それではその財源といたしまして1ページをご覧ください。1款1項国庫補助金ですが、用地並びに基本設計、詳細設計に対する国庫補助金といたしまして、1億1,980万円。2款1項の他会計繰入金、一般会計からの繰入金といたしまして3,596万4千円を見込んでおります。3款1項の町債は用地並びに基本設計、詳細設計に要する起債額で1億1,360万円でございます。歳入合計が2億6,936万4千円になるものでございます。3ページをお願いいたします。第2表の債務負担行為でございますが、公共下水道事業終末処理場用地取得事業で平成18年度から平成21年度までで限度額を12億3千万円と定めるものでございます。第3表地方債でございますが、限度額を1億1,360万円とするものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法はご覧のとおりでございます。

続きまして議案第51号平成17年度砥部町農業集落排水特別会計予算についてご説明申し上げます。平成17年度の砥部町の農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,825万円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。第4条 地方自治法第235条の3第

2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。平成17年3月11日。砥部町長 中村剛志。それでは、2ページの歳出の方から説明をさせていただきます。1款1項農業集落排水事業費でございますが、これは広田地区の汚水処理施設の管理運営費が454万3千円、それと総津地区の施設の整備事業の管渠と処理場の工事費が2億2,101万2千円となりまして、合計で2億2,555万5千円となるものでございます。2款1項公債費でございますが、起債償還等でございますして1,212万4千円でございます。3款1項予備費は57万1千円でございますして、歳出合計が2億3,825万円になるものでございます。それではその財源といたしまして、1ページをご覧ください。1款1項の使用料でございますが、291万6千円でございます。これは広田地区の利用者の方70戸分の使用料を見込んでおります。3款1項国庫補助金でございますが、1億100万円でございます。これは管渠と処理場の建設費の国庫補助金でございます。4款1項県補助金3千万円これも管渠と処理場の建設費の県補助金でございます。5款1項他会計繰入金でこれは一般会計からの繰入金で6,633万2千円を見込んでおります。6款1項繰越金は千円。7款1項の雑入も千円の見込みでございます。8款1項の町債につきましては3,800万円でございますして、歳入合計2億3,825万円となるものでございます。続きまして3ページをお願いいたします。第2表継続費でございますが、継続費の総額を1億8,610万円といたしまして17年度の年割額が1億330万円。平成18年度が8,280万円となるものでございます。第3表地方債でございますが、起債の限度額が3,800万円となるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法はご覧のとおりでございます。以上で議案第50号、51号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長 続きまして、議案第52号平成17年度砥部町浄化槽特別会計予算についてご説明させていただきます。浄化槽特別会計は、砥部町浄化槽管理組合から引き継いだ、浄化槽保守点検関係の事業を直営で実施するための会計でございます。平成16年10月1日から直営となったため、一年間を通しての予算は今回が初めてでございますので、前年度との比較はできませんが、独立採算がとれております。まず、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,525万9千円と定める。2 歳入歳出予算の款項の区分及び区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。まず1ページ歳入から説明をさせていただきます。1款事業収入でございますが、8,386万1千円を見込んでおります。これは浄化槽の保守点検料と町有処理施設の使用料でございます。2款使用料及び手数料1項手数料として督促手数料を1千円見込んでいます。3款財産収入1項財産運用収入として基金の預金利子を2千円見込んでおります。4款繰入金1項基金繰入金として2千円見込んでいます。5款繰越金1項繰越金として前年度よりの繰越金2千円を見込んでおります。6款諸収入1項延滞金、加算金及び過料とし

て延滞金1千円を見込んでおります。2項預金利子を1千円見込んでおります。3項雑入といたしまして原材料売却料と雑入を138万9千円見込みまして、歳入合計を8,525万9千円としております。続いて2ページ歳出でございますが、1款浄化槽点検管理費1項浄化槽点検管理費として8,506万2千円見込んでおります。これは職員8名の人件費と経常的な経費でございます。2款諸支出金1項基金費として基金への積立金2千円を見込んでおります。3款予備費1項予備費といたしまして19万5千円見込みまして、歳出合計8,525万9千円としております。以上で議案第52号の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田室博志） 辻水道課長。

○水道課長 議案第53号平成17年度砥部町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。第1条 平成17年度砥部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。業務の予定量は、次のとおりとする。給水戸数7,660戸。年間給水量317万5,500トン。1日平均給水量8,700トン。第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。内容につきまして、まず収入でございますが、上水道事業収益は3億2,995万3千円でございます。内訳といたしまして第1項営業収益は3億2,622万2千円でございます。この主なものは水道使用料、受託工事収益、消火栓の維持管理費でございます。第2項営業外収益は373万1千円でございます。主に加入金でございます。次に簡易水道事業収益は687万3千円で、内訳といたしまして第1項営業収益は682万1千円で、主に水道使用料でございます。第2項営業外収益の5万2千円は加入金の見込額でございます。以上、収入合計は3億3,682万6千円でございます。次に支出でございますが、第1款上水道事業費用は3億671万9千円で、内訳といたしまして、第1項営業費用は2億4,063万3千円でございます。この主なものは水源地並びに配水施設の維持管理費、減価償却費、受託工事、職員等の人件費でございます。第2項営業外費用の6,608万5千円は企業債の支払利息並びに消費税でございます。第3項特別損失の1千円は不納欠損の見込額でございます。2ページをお開け下さい。第2款簡易水道事業費用は1,264万5千円で、内訳といたしまして、第1項営業費用は1,024万円でございます。これは広田、万年地区簡易水道の維持管理経費でございます。第2項営業外費用の240万5千円は企業債の支払利息でございます。以上、支出合計は3億1,936万4千円でございます。第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額は資本的支出額に対し不足する額1億2,623万8千円は、減債積立金1千万円、建設改良積立金3千万円、過年度損益勘定留保資金8,623万8千円で補てんするものとする。まず、収入でございますが、第1款上水道資本的収入は570万円でございます。内訳といたしまして、第1項負担金の170万円は消火栓の新設改良に伴う一般会計からの負担金でございます。第2項工事負担金の400万円は広瀬地区配水管敷設工事に抱き併せて行います特設配水管工事の負担金でございます。第2款簡易水道資本的収入第1項負担金の1千

円は見込額でございまして、収入合計は570万1千円でございます。次に支出でございしますが、第1款上水道資本的支出は1億2,813万4千円でございます。内訳といたしまして第1項建設改良費は5,450万8千円でございます。この主なものは頭ノ向、向南台の配水管敷設替工事、広瀬地区への消火栓設置を行いますための配水管敷設工事のほか、量水器、公用車の購入費、職員の人件費等でございます。第2項企業債償還金は7,362万6千円でございます。次に第2款簡易水道資本的支出は380万5千円で、内訳といたしまして第1項建設改良費の93万円は、総津浄水場の監視設備増設工事に伴う経費でございます。第2項企業債償還金は287万5千円でございます。以上、支出合計は1億3,193万9千円でございます。第5条 一時借入金の限度額は2億円と定める。第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費として4,442万7千円。第7条 たな卸資産購入限度額は2千万円と定める。平成17年3月11日提出。砥部町長 中村剛志。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 新しい砥部町で発表いたしましたので、予算を目を通させていただきました。場所によっては、前年度の対比にならないといわれても、約5倍のアップしておる場所がございます。予算を考えました時に、町長も目を通されたと思いますが、まず、これ財政になるんですかね、総務課長のとこにいきますかね、食糧費は全体で一般会計でいくぐらい合計したら上がったりまじょうか。

○議長（田室博志） 松下監理財政課長。

○監理財政課長 三谷議員のご質問にお答えいたします。現在のところ私のところで、食糧費、今回17年度予算での食糧費の総額はつかみきれれておりません。申し訳ございません。以上でございます。

○議長（田室博志） 三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 諸費の区分11需用費の中で食糧費が19万あったですね。それともう一つ、先程申し上げましたように、経費の58万8千円のうちの4万6千円、すなわち1割近いもんが食糧費であっております。前年対比はしないでくださいといわれたけれど、前年で9千円の食糧費が本年は4万6千円上がっておりますよ。これ、いうたらどの節か、場所かおわかりになろうと思います。わからなんたら申し上げますよ。わかりませんか。じゃあ、ページ数申し上げます、54ページ。ここの監査委員の食糧費が前年は9千円でした。今年は4万6千円になっております。特別監査委員さんに食糧でもてなすわけじゃございませんでしようけれど、これほど上がった予算というのも金額こそ4万円といいますが、大きいんですが何か理由がございすか。

○議長（田室博志） 明賀総務課長。

○総務課長 失礼します。ただいま三谷議員さんから監査委員費の食糧費が今年が4万6千円。このことですね。昨年度の当初が食糧費5万計上しているんですけども。議員さんこれ、当初はこちらの方で、それは暫定的に1月以降に残った分だけ計上していますから。以上で説明を終わります。

○18番（三谷喜好） ここのは何に使うのかと。食糧費が多いじゃないかと。弁当代か。弁当ださんはずじゃけん、我々もでんのやけん。

○総務課長 失礼します。いまの件なんですけど、いわれるように監査時の弁当代ということで12回分、3名計上しております。

○18番（三谷喜好） 19の19万食糧費は諸費の。

○議長（田室博志） 明賀総務課長。

○総務課長 すみません。ただいまの三谷議員さんの件なんですけど、2-1-11の諸費の関係で、まず旧広田村さんの方からと旧の砥部町の分を合わせて組み上げております。まずそのうちの11万円につきましては、区長会時の飲み物代ということで5回分、1万円ずつの5万円、それと区長会の懇親会時ということで6万円計上しております。それと広田村の方より8万円の食糧費があがってきております。この件につきましては広田村の方に答弁をさせていただきます。以上です。

○議長（田室博志） 上岡広田支所長。

○広田支所長 諸費の食糧費の8万円でございますが、区長会の際の食糧費として計上をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田室博志） 他にありませんか。山本典男君。

○16番（山本典男） ちょっと、言葉のちょっとわからないんですが、教えて欲しいんですが。一般会計予算のですね37ページの調査役と書いているんですが、これはどういう仕事を、180万あたりの予算がついとんですが、これはどういう仕事をされ、また何名でやられるのか。これをあの教えて欲しいと思います。それともう一つですね、ま一、介護保険、老人保健という、そして国民健康保険、これのお金がだいたいトータルでいまちょっと計算してみたら52億ぐらいになっておって、そしてま一、ほぼ58億という一般会計の予算に近いような数字がでておるわけですが、その中でいわゆる一般会計から介護保険また老人会計そして国民健康保険、これに繰り出されておる、一般会計から繰り出されておるお金が、だいたい私がちょっと見たところですね4億8千万ぐらいあるんですね、一般会計から、だからこれがどういうふうな基金から繰り出されておるのか、一般の方から繰り出されとるのか、ま一、いろいろわからんのですが、非常にこれから一般会計からそういうところに繰り出されるということになるとやはりこれから財政的にも非常に厳しいこのお金が出てくるような形に、将来、この3つの会計は徐々に大きなりよるということになるとですね、いまからそういう一般会計じゃなくて、いろんなところから、この会計自身から繰り出すような形の趣旨にしていかなければ、なかなか一般会計もなかなか厳しんじゃないかということもあるんで、そこらの

ところ、まー、ちょっと教えて欲しいなと思うんですが。

○議長（田室博志） 明賀総務課長。

○総務課長 ただいまの山本議員さんの質問にお答えします。調査役の180万の件ですが、この調査役というのは町長の特命事項の処理をするために、人を一人雇いあげた時にいるということで、一応組ましていただいておりますが、確実にこういうことがおきるということではございません。一応、予算上、計上だけさしていただきました。以上です。

○議長（田室博志） 松下監理財政課長。

○監理財政課長 山本議員さんのご質問にお答えいたします。まず繰出金の関係、一般会計からの繰出金の関係でございますが、まず65ページをお願いいたします。この中の上のところ、65ページの上のところ28節繰出金で国民健康保険特別会計事業勘定繰出金1億983万9千円でございます。この分につきましては、法定で率が決められておりまして、国保会計の方の内容によりまして、自動的に額が決まる法定で決まっておるものがございます。その下の国民健康保険の特別会計施設勘定繰出金、この部分が国保診療所への繰出金でございますが、この部分につきましては赤字補てんということになります。次に68ページの、68ページをお願いします。上のところに28節繰出金、合計1億8,516万円あるわけですが、その一番下のところにサービス事業勘定がございますが297万円、この部分が、今回砥部町独自の事業になりますけれども、介護、デイサービスの部分の繰出がございまして、その上の部分につきましては、これも法定で決められておる分になります。あと老人保健特別会計の方への繰り出しにつきましても法定で決められておりますが、医療費が下がれば当然下がってくることはございますけれども、全体的に健康になっていただいて、その上で医療費が減っていきますれば、こういう部分が減ってくるということになります。どうぞよろしく願いいたします。以上で説明とさせていただきます。

○議長（田室博志） 他にありませんか。玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） まーこれ、うちの委員会に付託されておる問題は、省くといたしまして、2、3点お尋ねいたします。いよいよ単純な質問ですが、平成17年度の一般会計予算書の中の83ページ、負担金補助及び交付金の中で、16年度にはごみ減量化資源化対策費として147万5千円組まれておったんですが、今年度については、それが見当たらないんですが、いままでのこれは何年か計画でやっておるのか、それともこれやってもしゃあないというようなことで削減したのかお尋ねいたしたいと思えます。それが1点と。それから農村集落排水特別会計予算ですが、この件につきましても協議会の時に、特別委員会の時に説明がございましたが、広田村地区で70戸というようなこと、それから一般会計繰出金が6,600万円。それであの下水道債が3,800万円、これは下水道債については説明を受けますと過疎債で70%もんてくるということでございますが、この農村集落排水事業設備の事業費は、総額でだいたいどのくら

いな計算というか予定、計画されておるのか、まずお尋ねしたいと思います。それから公共下水道特別会計で、公共下水道事業終末処理場用地取得事業18年度から21年度まで予算組まれておりますが、いろいろちまたの噂では、買えないのではないかと、ま一、直接地主本人には聞いてはないんですが、そういう噂があるんですが、これが果たして、終末処理場用地が買えるのか買えないのかということをお尋ね、まず、お尋ねいたします。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 終末処理場の土地が買えるのか買えないのかということでございます、これは、これから申請をして、そして正式な値段が出て、最終的にご相談ということですので、いま、申し上げられませんが、いままでの処理場の予定についても、非常に困難といわれた問題でございましたが、一つ一つクリアして、いまここまでようやくこぎつけたところでございます。そういうことで、今回、値段の提示がまたできるようになれば、それを最終的なものとしてまた一生懸命交渉させていただきたいというふうに思っております。この問題については、先にも申し上げましたように、本当に困難な問題だといわれてきた部分をクリアしてきたことでございますので、あと一つはなんとかしてクリアしたいというのが私の気持ちでございます。

○議長（田室博志） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長 玉井議員さんのご質問にお答えいたします。平成16年度、ごみ資源化ということで147万5千円の予算化をしておりました。今年度につきましては、名前をちょっと変えましてごみ減量化及び再資源化推進事業費ということで159万6千円の予算化をしております。これにつきましては、皆様ご存知のとおり、要綱で定めておまして、1号事業、2号事業、3号事業、4号事業となっております通りでございます。詳しくは例規集の方をみていただいたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田室博志） 東岡下水道課長。

○下水道課長 玉井議員さんのご質問にお答えをいたします。農業集落排水施設の総事業費でございますが、約6億円でございます。以上でございます。

○議長（田室博志） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） ま一、下水道、いうたらのどもとにささつとる農業集落排水も公共下水道も砥部町の財政的にみると大変だと思うわけですが、その件で、それである順番にいきますと、終末処理場の土地は、めどが、ま一、いうたら後18、19、20、4年間ありますので、めどが一応つくというようなことで理解してよろしいのかいうのを1点。それから農業集落排水事業、ま一、先の一般質問でも申し上げましたように、70戸ぐらいのところ、6億もかけるんだったら、いま、現在のところは70戸だと思うんですが、それが全部、これ完成したあかつきには、何戸になるのかということ再度お尋ねしたいと思います。で、こういう場合には、一般質問でもやったように、こういう山村については、やっぱり合併浄化槽で取り組む方がいいんじゃないかというような

ことでございますので、そこらも合わせまして計画をし直して、するべきではないかと思えます。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長 土地の買収のめどということでございますが、これは相手もあることでありますし、一生懸命努力してできるだけ早くやりたいという気持ちでございます。

○議長（田室博志） 東岡下水道課長。

○下水道課長 玉井議員さんのご質問にお答えをいたします。70戸と申しておりますのは、今現在供用いたしております広田地区の戸数が70戸でございます。で、今回計画をいたしております総津地区につきましては210戸、約530人で計画をいたしております。で、参考までに申し上げますと、愛媛県の平成8年度から16年度までの新規採択をいたしております調整の1戸あたりがだいたい360万円、一人あたりにいたしますとだいたい110万円ということでございまして、総津地区を一戸あたりに直しますと300万円、一人あたり120万円ということで、だいたい県平均になっておるものでございます。以上でございます。

○議長（田室博志） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） まー、この問題につきましては、今後、いろいろお互いに研究しなければならないと思えますが、一つだけ最後に聞きたいと思えます。過疎債という、この前の説明では過疎債というのは、それはあの合併特例債と同じで70%の交付金が入るといようなこと、今国の財政から見て5年間ぐらいの、たったら過疎債というのが消えるというような話があったと思うんですが、それはずっと一旦借ると、借っておるとずっと交付金で、何年に5年に1回書き換えをやるのか、ずっと続けてそれが交付金でもんてくるのかというのを最後に聞きたいと思えます。

○議長（田室博志） 松下監理財政課長。

○監理財政課長 玉井議員のご質問にお答えいたします。過疎債といえますのは、過疎地域自立促進法に基づいて、その地域が過疎計画を立てまして、その計画の中に入った事業を実施する場合に、充当できる起債でございます。ご指摘のとおり、交付税の算入70%の算入がございます。で、5年でなくなるといえますのは、過疎地域自立、法律が時限立法でございますので、5年後、平成22年3月に一応その期限が切れるということでございます。あと借りました起債の元利償還については、償還が終わるまで、その交付税算入には入ってきません。以上でございます。

○議長（田室博志） 井上洋一君。

○7番（井上洋一） 単純な質問で申し訳ありませんが、合併しましたので、前年度との比較はたぶん簡単にはできないだろうという部分はあろうかと思えますが、総論としまして、旧の砥部町、旧の広田村という暫定的に考えていただいて、前年度と単純比較で特に変わった事はあるんでしょうか、ないんでしょうか。骨格予算として、政策的な部分がないのは何回も聞いておりますので、結構ですので、骨格で結構です。以上です。

○議長（田室博志） 松下監理財政課長。

○監理財政課長 井上議員さんのご質問にお答えいたします。予算の面におきまして、一般会計におきましては、それぞれの財政担当ないし、それぞれの旧町村で作成したものを、現在、17年度は持ち寄りまして、その中で骨格予算ということでございますので、経常的なものを中心に組んでおるといようなことでございますので、17年度予算においては、大きな変更点というのはないと考えております。あと、骨格予算ということでございますので、今回6月補正ないし9月補正の中で、いろいろな形のものでてくるのではないかというような考えでございます。以上でよろしいでしょうか。ご説明とさせていただきます。

○議長（田室博志） 井上洋一君。

○7番（井上洋一） あの、何が言いたいかといいますと、私が言いたいのは、三位一体改革が進んでいく中で、行財政改革が叫ばれております。財政が豊かであればこんな質問はいたしません、財政が、やっぱり歳入が減ってくるということは、歳出を考えなければならないと思っております。ということは、今後、一般会計58億ですか、現在、骨格予算組んでいらっしゃるんですが、これはやっぱり少しでも減額するという方向で、知恵を絞っていただかないと、あくまでも旧態依然の慣例に従って予算を立てているんだったら、それこそ小学生だって作れると思うんですよ。私は、前年度踏襲したらいいんですから。何が言いたいかといえば、そういうことを言いたいんです。ですからどこの部分がどうという、部分的なことを言ってるんではありません。全体的なことを言ってるんでありまして、やっぱりそういう知恵を絞っていただきたいと総論でございますので、いま結論でないと思います。来年度に向けてまたよろしくお願いします。以上です。答弁ありません。

○議長（田室博志） 他にありませんか。

[質疑なし]

○議長（田室博志） 以上で質疑は終わります。

おはかりします。議案第41号から議案第53号までの平成17年度予算に関する13件については、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第41号から議案第53号までの平成17年度予算に関する13件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月18日の本会議でお願いします。

以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会します。

午後 2時18分 散会

平成17年第1回定例会（第3日） 会議録

招集年月日	平成17年3月18日	
招集場所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成17年3月18日 午後1時 議長宣告	
応招議員	1 番 山口元之 2 番 政岡洋三郎 3 番 西岡章一 4 番 土居美智子 5 番 中村 茂 6 番 西村良彰 7 番 井上洋一 8 番 樋口泰幸 9 番 栗林政伸 10 番 土居英昭 11 番 宮内光久 12 番 大野和博 13 番 中島博志 14 番 田室博志 15 番 平岡文男 16 番 山本典男 17 番 玉井啓補 18 番 三谷喜好	
不応招議員	なし	
出席議員	出席議員は、応招議員の18名	
欠席議員	なし	
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職、氏名	町 長 中村剛志 助 役 柳田 穂 収入役 佐川秀紀 教育長 佐野弘明 総務課長 明賀 徹 企画課長 藤田正純 監理財政課長 松下行吉 税務課長 相田由紀夫 住民サービス課長 丸本正和 民生こども課長 正岡修平 生きがい推進課長 松村昇二 健康づくり課長 佐野恵美 学校教育課長 大西 潤 生涯学習課長 大野哲郎 広田支所長 上岡洋一 環境保全課長 日浦昭二 商工観光課長 西崎 悟 農林課長 大内久利 建設課長 萬代喜正 下水道課長 東岡秀樹 水道課長 辻 充則	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫	
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
議員の指名	3 番 西 岡 章 一 4 番 土 居 美 智 子	

平成17年第1回砥部町議会定例会

平成17年3月18日(金)

午後1時30分開会

○議長(田室博志) これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第33号 砥部町個人情報保護条例について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(田室博志) 日程第1、議案第33号砥部町個人情報保護条例についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(玉井啓補) 議案第33号条例制定についての総務文教常任委員会の審査報告を申し上げます。去る3月11日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第33号砥部町個人情報保護条例について、審査の結果をご報告申し上げます。今回の条例制定は、個人情報の保護に関する法律第11条の規定に基づき、個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めるとともに、町が保有するすべての個人情報の収集、保管、利用等についての基本的なルールを定め、個人情報の開示、訂正及び利用中止を求める権利を明らかにするなど、町民に対し、「自己の情報をコントロールする権利」を保障することを目的として、条例制定を行うものであります。よって、議案第33号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(田室博志) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(田室博志) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(田室博志) 討論なしと認めます。

議案第33号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(田室博志) 異議なしと認めます。

よって議案第33号砥部町個人情報保護条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第34号 砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(総務厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第2議案第34号砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についてを議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） 議案第34号条例制定について総務文教任委員会審査報告書をご報告申し上げます。去る3月11日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第34号砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、審査の結果をご報告を申し上げます。今回の条例制定は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めることを目的として、条例制定を行うものであります。よって、議案第34号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。
議案第34号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第34号砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第35号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第3議案第35号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） 議案第35号条例改正の審査報告を申し上げます。  
去る3月11日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第35号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、審査の結果をご報告申し上げます。今回の条例改正は、個人情報保護条例に基づき設置する審査会委員に対し、報酬及び費用弁償を支給するため条例の一部改正をするものであります。よって、議案第35号は、適正な改正がなされていると認め

られ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。  
議案第35号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第35号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第4 議案第36号 砥部町特別会計条例の一部を改正する条例
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第4議案第36号砥部町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） 議案第36号条例改正の審査報告のご報告を申し上げます。去る3月11日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第36号砥部町特別会計条例の一部を改正する条例について、審査の結果をご報告申し上げます。今回の条例改正は、地方財政法第6条及び同法施行令第12条の規定により、公共下水道事業は、公営企業として位置付けられ、特別会計を設置して経理を行うこととされているため条例の一部改正をするものであります。よって、議案第36号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。
議案第36号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり

決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第36号砥部町特別会計条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第37号 砥部町ペイオフ対策のための基金条例の特例を定める条例  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第5議案第37号砥部町ペイオフ対策のための基金条例の特例を定める条例についてを議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） 議案第37号条例制定の審査のご報告を申し上げます。去る3月11日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第37号砥部町ペイオフ対策のための基金条例の特例を定める条例について、審査の結果をご報告申し上げます。今回の条例制定は、4月1日から施行されるペイオフ対策として、基金に係る預金債権と借入金の相殺を行うため、基金条例の特例を定めることを目的として、条例制定を行うものであります。よって、議案第37号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第37号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第37号砥部町ペイオフ対策のための基金条例の特例を定める条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第38号 砥部町水道事業給水条例の一部を改正する条例
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第6議案第38号砥部町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任

委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） 議案第38号の条例改正産業常任委員会審査報告書をご報告申し上げます。去る3月11日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、議案第38号砥部町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、審査の結果をご報告申し上げます。今回の改正は、旧砥部町適用分と旧広田村適用分で水道料金を区分していたものを、合併協定に基づき、平成17年度より基本料金を砥部町の例により調整するものであります。よって議案第38号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第38号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第38号砥部町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第39号 平成16年度砥部町一般会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第40号 平成16年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志） 日程第7議案第39号から日程第8議案第40号までの平成16年度補正予算に関する2件を一括議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） 議案第39、40号補正予算の産業常任委員会審査報告書をご報告申し上げます。去る3月11日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、議案第39号及び議案第40号の2議案について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第39号平成16年度砥部町一般会計補正予算第1号のうち、当委員会に所管する項目については、農業費で、県営砥部地区かんがい排水事業特別助成金3,420万円、山村振興等農林漁業特別対策建設工事55万9千円を、商工費で合併に伴う窯元マップの印刷費及び観光案内板改修委託費120万8千円を、道路橋梁費で県営事業負担金612

万円を河川費で県営砂防工事負担金71万1千円を増額するなど、急を要する経費を増額する以外は、ほとんどの項目においては、事業の完了見込みや、入札による減少等に伴い、不用となる委託料、工事請負費、事務費などの減額するものであります。

次に、議案第40号平成16年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第1号については、水質汚濁防止法総量規制に伴うCOD、チッソ、リンの水質検査委託料7万円を増額する以外は、事業の清算に伴い減額するものであります。

以上、議案第39号、議案第40号の2議案については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告を、委員長報告を終わります。以上。

○議長（田室博志） 西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） ご報告申し上げます。去る3月11日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました、議案第39号について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第39号平成16年度砥部町一般会計補正予算第1号のうち当委員会に所管する項目については、保育所費で平成15年度国庫負担金返還金12万1千円を増額、児童館費で厚生指導員の手当てを報酬から賃金に組替えし、併せて34万4千円を減額補正するものの、その他の経費については、人事異動に伴う人件費補正となっております。以上、議案第39号については、適正な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） 議案第39号補正予算の審査のご報告を申し上げます。去る3月11日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第39号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第39号平成16年度砥部町一般会計補正予算第1号のうち、当委員会に所管する項目については、一般管理費で合併に伴う文書管理用キャビネットの備品購入165万円、文書広報費で、岩谷口区有線放送施設整備補助金31万3千円、会計管理費で決算書印刷代35万円、税務総務費で、広田地区の宅地鑑定評価委託料241万円、消防施設費で、消防車のスタッドレスタイヤ購入及び車両文字の書き換えに80万円、教育委員会事務局費で、広田地区の国際交流員英語指導助手の報酬93万9千円、中学校費で、浄化槽の修理代22万1千円、公債費で、高市小学校NTT債活用分の一括償還5,899万6千円などを増額補正するものの、その他の経費については、事業実績及び事業完了見込みにより、減額補正や人事異動に伴う人件費補正がほとんどとなっております。減額補正の主なものについては、企画調整費で、上尾村有地開発検討に伴う経費660万円、地域情報化推進費で、ケーブルテレビの事業補助金の604万6千円、公民館費で、教育委員会移転に伴う中央公民館改修の経費1,244万9千円などが減額されております。歳入については、国庫補助金、県補助金、地方交付税を増額し、その他の歳入については減額となっております。以上、議案第39号に

については、適切な予算補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。

討論、採決については1件ずつ行います。議案第39号平成16年度砥部町一般会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第39号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。

よって議案第39号平成16年度砥部町一般会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第40号平成16年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第40号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。

よって議案第40号平成16年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第41号 平成17年度砥部町一般会計予算

日程第10 議案第42号 平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算

日程第11 議案第43号 平成17年度砥部町老人保健特別会計予算

日程第12 議案第44号 平成17年度砥部町介護保険事業特別会計予算

日程第13 議案第45号 平成17年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算

日程第14 議案第46号 平成17年度砥部町奨学資金特別会計予算

日程第15 議案第47号 平成17年度砥部町とべの館特別会計予算

- 日程第16 議案第48号 平成17年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第17 議案第49号 平成17年度砥部町土地取得特別会計予算
- 日程第18 議案第50号 平成17年度砥部町公共下水道特別会計予算
- 日程第19 議案第51号 平成17年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第20 議案第52号 平成17年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第21 議案第53号 平成17年度砥部町水道事業会計予算

(所管常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第9議案第41号から日程第21議案第53号までの平成17年度予算に関する13件を一括議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） 議案第41号、47号、48号、50号、51号、52号、53号の当初予算、産業常任委員会審査報告をご報告申し上げます。去る3月11日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、議案第41号、議案第47号、議案第48号、議案第50号、議案第51号、議案第52号及び議案第53号の7議案について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第41号平成17年度砥部町一般会計予算のうち、当委員会に所管する項目については、基本的に骨格予算となっていますが、まず、環境保全課関係では、資源循環型社会の構築に向け、リサイクル事業を推進すると共に、ごみの適正処理・減量化を図るほか、所管施設の修繕など安全対策に万全を期し、適正管理に努めることとしております。また、処理浄化槽設置整備補助事業など生活排水対策の実施や、清潔で快適なゆとりのある生活環境づくりの経費が計上されております。次に、下水道課関係では、公共下水道事業の事業着手に向けた経費が計上されています。次に、農林課関係では、希望のもてる魅力ある農林業の確立をめざし、中山間地域等直接支払事業を推進するとともに、競争力の強化生産総合対策事業、ベンチャー農業者支援事業、有害鳥獣対策に要する支援などを行なうほか、農林土木関係では、県営土地改良事業として金毘羅下地区ため池整備を、団体営土地改良事業としては野地池改修工事を実施するほか、町単土地改良事業を推進し、農業基盤の整備を図ることとしています。また、山村振興等農林漁業特別対策事業としては情報連絡施設の整備を行います。林業関係では、林業にかかわる事業や組合に対する補助金を、また、森林の持つ他面的機能を維持するため、森林整備地域活動支援推進事業などの経費が計上されています。次に、商工観光課関係では、各観光地間の競争が激化しているが、行政区域を越えた広域的な観光の推進を図り、併せ、観光情報の発信の強化や、観光事業とイベントの充実を図ることにより観光客の誘致に努め、町製品の販路拡大を推進することとしています。また、砥部焼振興のための陶画教室及び陶芸塾の経費や、個性と魅力あるふる里づくりを推進するための経費、商工業活性化の補助金、伝統産業会館・陶芸創作

館・農村工芸体験館・交流ふるさと研修の宿・峡の館の運営経費などが計上されております。建設課関係では、一般国道・県道の整備促進に努めるほか、交通弱者にやさしい町づくりを推進し、安全で安心できる道づくりに努めるため、道路の維持費が計上されております。また、県営事業に対する地元負担金については、事業費に見合う負担金を計上しています。町内の9箇所の公園については、町民の生活に安らぎと潤いを与える場として適正な維持管理に努める経費が計上されております。公営住宅については、年次計画により古い町営住宅の建て替えを計画し、本年度は大南団地の建設工事を実施する予算編成となっています。また、広田地区にある後継者住宅等44戸の管理費用も計上されています。公共土木災害復旧については、16年度発生の7件については復旧費が計上されています。

次に、議案第47号平成17年度砥部町とべの館特別会計予算では、長引く景気の低迷のため入園者が減少し、売店収入の減額が予想されますが、より魅力ある売店経営を目指すための予算計上となっております。

議案第48号平成17年度砥部町とべ温泉特別会計予算については、施設設備の老朽化により改修が必要なため、17年度予算は対前年50パーセント増となっており、事業収入で不足する分については、基金から4,105万円の繰入れを予定しています。歳出の内容は、施設の経営・維持管理費4,911万円と、源泉井洗浄とポンプ取替え等の工事及びサウナ室の大規模改修工事費3,696万円となっております。

議案第50号平成17年度砥部町公共下水道特別会計予算については、処理場基本設計及び詳細設計、汚水管渠の基本設計及び詳細設計委託費1億314万3千円、処理場用地費3筆分1億3,812万8千円を、補償金1,023万3千円と事業着手に向けた予算となっています。

議案第51号平成17年度砥部町農業集落排水特別会計予算については、処理施設の管理運営費454万3千円及び総津地区の農業集落排水施設の建設費2億1,580万円、公債費1,212万4千円を計上した予算となっています。

議案第52号平成17年度砥部町浄化槽特別会計予算について、浄化槽の維持管理費用8,506万2千円を事業収入でまかなう健全財政予算となっています。

議案第53号平成17年度砥部町水道事業会計予算については、生活用水の安定供給を行なうため、頭ノ向、向南台地区の老朽管の布設替えおよび広瀬地区への配水管を延長する工事請負費などの経費が計上されています。なお、過年度に借り入れた企業債の償還金が増加していますが、経営改善に努め、安定した経営が保たれております。

以上、7議案については、それぞれ適切な予算編成がなされておるものと認められました。よって、議案第41号、議案第47号、議案第48号、議案第50号、議案第51号、議案第52号及び議案第53号の7議案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（田室博志） 西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） ご報告申し上げます。

去る3月11日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました、議案第41号、議案第42号、議案第43号及び議案第44号の4議案について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第41号平成17年度砥部町一般会計予算は、住民福祉の向上を図るため、経常経費の削減や事業の精選、また、事務事業の効率化に努め、必要最小限の骨格予算となっております。このうち、当委員会に所管する項目の歳出については、住民サービス課関係では、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計への繰出金等を計上している他、重度心身障害者・母子家庭・乳幼児の医療費などが計上されています。生きがい推進課関係では、介護保険事業については、介護相談員を配置し、相談事業の充実を図るほか、低所得者の負担軽減の実施などを重視したものとなっております。また、介護保険事業特別会計への繰出金が計上されています。障害者福祉については、障害者が地域で自立し、健やかに暮らせるよう、支援制度の適切な運用に努めるとともに、関係団体が独創性のある事業が出来るよう支援することとしています。高齢者福祉については、高齢者が健康で生きがいを持って生活できるよう、健康づくり介護予防事業を積極的に推進し、地域における生きがいづくりや社会参加を支援するため、生きがい活動支援通所事業、介護予防事業、独居老人ふれあい訪問事業や在宅で暮らし続けるよう在宅福祉サービスを充実する地域生活支援体制の事業費が計上されています。この他、高齢者施設の維持管理に要する経費等も計上されています。民生こども課関係では、「市町村行動計画」に基づいた子育て支援事業を推進するため、子育てと就労の両立を支援できる環境整備に取り組むこととし、保育所における延長保育、「乳幼児健康支援一時預かり事業」および放課後児童クラブの長期休暇期間中の開設も引き続き実施する経費が、それぞれ計上されております。また、児童館事業の充実に取り組むとともに、子育てへの男性参画を推進するため、地域活動クラブ補助事業をおこないます。また、各種の在宅福祉サービスを受託運営している社会福祉協議会への支援などに要する経費も計上されております。そして、青少年健全育成のため、補導員の活動費用が計上されています。健康づくり課関係では16年度に策定した「健康とベ21」の健康づくり計画の目標に沿って地域に根ざした生涯健康づくりの推進を図るため、老人保健費では、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導、機能回復訓練などに取り組む費用、保健衛生費では、小児保健医療救急医療体制の整備費用、予防費では各種予防接種の費用、母子衛生費では、乳幼児・母子の健診費用、その他保健センターの管理運営費用などが計上されております。

次に、議案第42号平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算については、事業勘定では、対前年8.3%の増となっており、その主な要因は、医療費等の増加であります。全体では、事業を運営する経費と保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金、さらに、人間ドック受診を支援する経費等が計上されています。また、財源としては、国民健康保険税で、全体の27%をまかない、残りを国庫支出金、療養給付費等交付金、一般会計からの繰入金、前年度からの繰越金等で賄っています。施設勘定は、広田地区にある国

民健康保険診療所の経費で、施設の管理運営費、医療の必要経費が計上されています。その51%は人件費となっています。その財源として、診療収入と一般会計の繰入金等で賄っています。

次に、議案第43号平成17年度砥部町老人保健特別会計予算については、予算総額で対前年比1.3%の増となっており、そのほとんどが、医療給付費の増によるものであります。歳入については、支払基金からの交付金が56.3%を占め、残りは、国県支出金、一般会計からの繰入金等に財源を求めています。次に議案第44号平成17年度砥部町介護保険事業特別会計予算については、前年対比で4.2%の増となっており、事業勘定では、4%の増となっており、そのほとんどが保険給付費の増によるものです。また、本年は、平成18年度から3年間の介護保険事業計画の策定を行う費用が計上されています。歳入については、38%を国県支出金に、32%を支払基金交付金に、残りを介護保険料、一般会計からの繰入金、介護保険関係の基金からの繰入金等に財源を求めています。

介護サービス事業勘定では、広田地区にある高齢者生活福祉センターで行うデイサービス事業の費用が計上されています。

以上、4議案については、いずれも適切な予算編成がなされておるものと認められました。よって、議案第41号、議案第42号、議案第43号及び議案第44号については原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） 議案第41号、45号、46号、49号の当初予算の審査報告について一括してご報告を申し上げます。去る3月11日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第41号、議案第45号、議案第46号及び議案第49号について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第41号 平成17年度砥部町一般会計予算のうち、当委員会に所管する項目について、合併前に旧両町村で査定し、それを合算した骨格予算であり、経常経費が主となっております。歳入については、歳入全体の29.3%を占めています町民税は若干減少すると見込んでおりますが、固定資産税が負担調整率の関係で増加すると見込んでおります。また、36.9%を占める地方交付税は現段階では合併に伴う国の支援分は見込んでおりません。その他主な歳入として9.3%を占める国・県の支出金、6.6%を占める町債、5.1%を占める繰越金で全体の87%を賄っています。また、33号線拾町交差点改良に伴う、町有地の売却による財産収入が計上されております。歳入は全般的に減額傾向にあり、三位一体改革による税源移譲の全貌が見えない状況下で、厳しい財政運営が予想されます。歳出については、議会費、監査委員費では、経常経費のみの計上となっています。総務課関係では、一般管理の経費、交通安全対策の経費、区長会の経費、防災計画やマップの作成経費、合併記念事業費、農業委員の選挙費、常備消防の経費、消防団の活動費、移動系防災行政無線の増設費用、公債費などが計上されています。なお、総務管理

費の諸費で計上しております集落活性化補助金400万円については、今後、慎重に検討し、議員の皆様とも十分に協議を重ねる旨の結論に達しておりますので、ご理解をお願い致します。企画課関係では、電算の安定稼働の経費、麻生小校区のケーブルテレビへの補助、広報の発行経費、国勢調査の経費などが計上されています。監理財政課関係では本庁及び支所の施設や町有地の管理費が計上されています。税務課関係では、適正な税徴収のための費用が計上されています。学校教育課関係では、「新しい時代を拓き、心豊かでたくましい子どもの育成」を目指す教育の推進を基本に、著しく変化する社会に対応しながら、基礎基本の確実な定着を目指した小・中学校費の予算計上がなされています。また、幼児教育の費用、教職員宿舎の管理費、山村留学センターの費用、遠距離通学の費用等が計上されています。学校給食では、衛生管理の徹底と、環境衛生設備の充実を図り、施設・設備の効果的運営に努め、安全性を基本に、栄養バランス豊かな魅力ある給食を提供する費用が計上されています。生涯学習課関係では、町民一人ひとりが生きがいをもって生涯学習に取り組むことができるよう、学習の機会や場を提供し、その成果が適正に評価される生涯学習社会の確立を図る費用、人権問題や差別の解消に向け、人権啓発活動を推進する費用、文化財保護の費用、また、社会体育では、総合公園の体育施設の適正管理に努め、町民がより安全にスポーツ活動ができる環境を整えるなどの予算計上となっております。公民館では、中央公民館、千里地区公民館、広田地区公民館の管理費、国際交流事業費、勤労青少年ホームの費用が計上されています。文化会館では、施設の管理運営費、図書館については、充実した生活を送るための資料や情報を提供する場として、それぞれ、人々に親しまれ幅広い利用に供するための維持管理運営費が、また、幼児を持つ親を対象に、絵本の読み聞かせを通して、育児の喜びや親子のふれあいの時間の大切さを普及するためにブックスタート事業の経費が計上されております。

次に、議案第45号 平成17年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算についてであります。17年度の奨学生は、高校1年生5名、2年生4名、3年生5名の合計14名を予定しています。なお、財源については、基金からの繰入と繰越金等で賄うこととしています。

次に、議案第46号平成17年度砥部町奨学資金特別会計予算についてであります。17年度の貸し付けは9人を予定しています。その財源については貸し付け金の元利収入で賄うこととしています。

次に、議案第49号平成17年度砥部町土地取得特別会計予算についてであります。17年度は公共下水道処理場用地の先行取得の費用が計上されています。その財源として、ふるさと創生基金の繰入金と、下水道用地先行取得事業債で賄うこととしています。

以上、4議案については、適切な予算編成がなされているものと認められました。よって、議案第41号、議案第45号、議案第46号及び議案第49号については原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。

討論、採決については1件ずつ行います。

議案第41号平成17年度砥部町一般会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（田室博志） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） 反対の立場から意見を述べさせられたいと思います。

6款1項及び8款4項の両方とも28節ですが、繰出金について、この項目について、私は反対の意見を述べたいと思います。

○議長（田室博志） 一般会計予算ですか。

○4番（土居美智子） はい。

私達が説明を受けました当初予算は、骨格予算ということでございますが、私が骨格予算として認識をしておりましたのは、通常、民生あるいは人件費等の義務的な経費及び既存施設の維持管理などの行政運営にかかわる経費が計上されるものと認識をしておりました。先日の公共下水道工事の説明を傍聴ささしていただきましたが、その中に同じく、旧広田村における農村農業集落排水事業についても、やはり説明を傍聴ささしていただきました。私たちが今まで、公共下水道については、再三再四、住民に説明をするように求めておりましたが、まだ金額等について定かでないということで、一度も説明はされていないと思っております。先日の新聞紙上に報道がありましたように、隣町、隣の市、東温市におきましても管渠工事については2007年までの国庫補助であり、その先についてはやはり見直しをしなければならない旨の記事が記載されておりました。私たちに説明がありました公共下水道と合併浄化槽の経済比較表及びそれに伴う返済計画につきましても、私なりに疑問点をもっておまして、何点かいま、下水道課長に正しているところです。また、今回条例の改革もありまして、企業会計で運営するというふうに説明もありました。これから先は、先程の報告の中にもありましたように、老人保健あるいは介護保険、国民健康保険等々は、ますます増大すると思えます。砥部町におきましては10年後には、おそらく高齢化が県下におきましても高水準の域に入るのはないかと私は予測しております。これらのことを考えますと、受益者負担がかかる住民にとっても大変な決断を下さなくてはならないこの問題を、やはりお金の計算よりも先に住民に詳細なる説明が必要ではないかという観点から反対の討論をささしていただきました。終わります。

○議長（田室博志） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許します。8番樋口泰幸君。

○8番（樋口泰幸） いま、土居議員から、あっ、8番樋口です。先程、土居議員の熱意ある意見に対しまして、委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。この予算は、最初の農業排水事業の工事につきましては、この予算は旧広田村の継続工事で6,633万2千円のうち、この中で過疎債3,800万円を活用する方が有利なため、一般会計から充当するものであり、私は産業建設常任委員長の報告に対しまして賛成の意を表明

するものであります。また、下水道工事の件につきましては、これを整備するため議会において、下水道整備特別委員会を設置し、審議し、結果については、必要に応じ全員協議会を開き、いままで取り組んでまいりました。都市計画法に基づく、都市計画決定の手続も完了し、17年度においては用地購入を進めるための予算であり、私は産業建設常任委員長の報告に対しまして、賛成の意を表明するものであります。各議員におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○4番（土居美智子） 反対の立場から討論をさせていただきたいと思います。

○議長（田室博志） 他に討論はありませんか。

「討論なし」

○議長（田室博志） これで討論を終わります。

議案第41号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立 15:2]

○議長（田室博志） 起立多数と認めます。

ご着席下さい。議案第41号平成17年度砥部町一般会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第42号平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第42号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第42号平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第43号平成17年度砥部町老人保健特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第43号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第43号平成17年度砥部町老人保健特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第44号平成17年度砥部町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第44号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第44号平成17年度砥部町介護保険事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第45号平成17年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第45号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第45号平成17年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第46号平成17年度砥部町奨学資金特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第46号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第46号平成17年度砥部町奨学資金特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第47号平成17年度砥部町とべの館特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第47号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第47号平成17年度砥部町とべの館特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第48号平成17年度砥部町とべ温泉特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第48号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第48号平成17年度砥部町とべ温泉特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第49号平成17年度砥部町土地取得特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第49号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第49号平成17年度砥部町土地取得特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第50号平成17年度砥部町公共下水道特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第50号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第50号平成17年度砥部町公共下水道特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第51号平成17年度砥部町農業集落排水特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第51号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第51号平成17年度砥部町農業集落排水特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第52号平成17年度砥部町浄化槽特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第52号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第52号平成17年度砥部町浄化槽特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第53号平成17年度砥部町水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第53号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第53号平成17年度砥部町水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。休憩を利用して全員協議会を行います。再開時間はありません。休憩を利用いたしまして全員協議会を開きます。

午後 2時35分 休憩

午後 3時06分 再開

~~~~~

日程第22 議案第54号 伊予地区介護認定審査会を組織する地方公共団体の数の減少について

日程第23 議案第55号 伊予地区介護認定審査会を組織する地方公共団体の数の増加について

日程第24 議案第56号 伊予地区介護認定審査会共同設置規約の変更について

日程第25 議案第57号 松山地区広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の減少について

日程第26 議案第58号 松山地区広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の増加について

日程第27 議案第59号 松山地区広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の増減等に伴う同協議会規約の変更について  
(提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 再開します。日程第22議案第54号から日程第27号議案第59号までの合併に伴う市町村等が組織する審査会及び協議会に関する6件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長 議案第54号から議案第56号につきましてご説明を申し上げます。この3議案につきましては、伊予市、双海町、中山町の合併に伴いまして、伊予地区介護認定審査会からの脱退、審査会への加入、審査会の規約変更を行うため提案するものであります。それでは、議案第54号伊予地区介護認定審査会を組織する地方公共団体の数の減少についてご説明申し上げます。この議案につきましては、17年3月31日限りで、伊予市、双海町、中山町を審査会から脱退させるものでございます。提案理由につきましては、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定に基づく議会の議決を得るため提案するものでございます。

続きまして、議案第55号でございますが、伊予地区介護認定審査会を組織する地方公共団体の数の増加についてでございますが、これは4月1日から新しい伊予市を加入させるものでございます。提案理由につきましては、先の議案第54号と同じでございます。

続きまして議案第56号伊予地区介護認定審査会共同設置規約の変更についてご説明申し上げます。これは伊予市、松前町及び砥部町が共同設置する審査会の規約変更をするものでございます。提案理由につきましては、議案第54号と同じでございます。次のページをお開きください。4月1日から施行します共同設置規約を添付いたしておりますが、現行の規約と変わったところのみご説明申し上げます。第1条で伊予市、松前町及び砥部町の3市町で審査会を設置するというふうに改正されたものでございまして、それ以外につきましては現行の規約と同じでございます。

以上で、議案第54号から議案第56号の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 藤田企画課長。

○企画課長 それではあの議案第57号から59号につきましてご説明申し上げます。この議案につきましては、松山地区広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体数の減少、増加、規約の変更でございます。

それではまず議案第57号をご覧ください。議案第57号松山地区広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の減少について、地方自治法第252条の6の規定に基づき、平成17年3月31日限りで、伊予市、中山町及び双海町が廃されることに伴い、松山地区広域市町村圏協議会から伊予市、中山町及び双海町を脱退させる。平成17年3月18日提出。砥部町長 中村剛志。提案理由でございますが、地方自治法第252条の6においてその例によるところとされた同法第252条の2第3項の規定に基づく議会の議決を求めるため提案するものであります。

続きまして議案第58号でございますが、ここでは地方公共団体の数の増加についてでございます。地方自治法第252条の6の規定に基づき、平成17年4月1日から松山地

区広域市町村圏協議会に伊予市を加入させる。提案理由は同じでございます。

続きまして議案第59号でございますが、ここでは地方公共団体数の増減等に伴う、同協議会の規約の変更についてでございます。地方自治法第252条の6の規定に基づき、伊予市、中山町及び双海町が合併の日の前日をもって松山地区広域市町村圏協議会を脱退し、伊予市が合併の日に同協議会に加入すること及び同協議会の組織の変更に伴い、次のように同協議会の規約を変更する。松山地区広域市町村圏協議会規約の一部を改正する規約。松山地区広域市町村圏協議会規約の一部を次のように改正する。第3条中「、中山町、双海町」を削る。第6条中「関係市町長および関係市町議会議長」を「会長及び委員5人」に改める。第7条を次のように改める。会長及び委員。第7条会長は関係市町長が協議して定めた市町長をもって充てる。2 会長は協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。3 会長の任期は2年とする。ただし再任されることができる。4 委員は、会長以外の関係市町長をもって充てる。5 会長及び委員は、非常勤とする。第7条の次に次の1条を加える。役員。第7条の2 協議会に役員として、会長のほか副会長1人及び監事2人を置く。2 副会長及び監事は、会長が協議会の同意を得て委員のうちから選任する。3 副会長及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。5 監事は、会計を監査し、その結果を協議会に報告する。第8条第2項中「委嘱」を「指名」に改める。第10条第2項中「委員」を「会長及び委員」に改める。付則。この規約は、平成17年4月1日から施行する。ここでこの改正の主なのでございますが、この協議会は法的根拠のある組織としての執行機関でございます。この中に、議決機関であります議員さんが委員として入ることが好ましくないというため、今回、組織から除くものがございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。はい、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 別にこの規約がどうっていうわけじゃないんですけど、まず一番目についてのは、一番最初に松山地区広域市町村の村というのがついているんですけど、まだこれは全国的にこういう呼び方をするのかなと思ってお尋ねをしたわけですが。

○議長（田室博志） 藤田企画課長。

○企画課長 ただいまの土居議員さんのご質問でございますが、協議会の名称はそのまま残っておりますので、市町村という形で残っております。

○議長（田室博志） 他にありませんか。

[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑を終わります。

討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第54号から議案第59号までの合併に伴う市町村等が組織する審査会及び協議会に関する6件を一括して採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第54号から議案第59号までの合併に伴う市町村等が組織する審査会及び協議会に関する6件については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をします。休憩時間を利用いたしまして、議会運営委員会を開催いたします。

午後 3時16分 休憩

午後 3時45分 再開

~~~~~

日程第28 発議第6号 北朝鮮による日本人拉致事件の完全解決を求める意見書提出について

(趣旨説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 再開します。日程第28発議第6号北朝鮮による日本人拉致事件完全解決を求める意見書提出についてを議題とします。本案について趣旨説明を求めます。玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 発議第6号北朝鮮による日本人拉致事件の完全解決を求める意見書提出について。上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条の規定により提出します。平成17年3月18日。提出者 砥部町議会議員 玉井啓補。賛成者 砥部町議会議員 三谷喜好。同上 山口元之。提案理由といたしまして、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決について、政府の「対話と圧力」という外交基本方針に沿って、今後の交渉に強い姿勢を要望するための意見書を提出する。北朝鮮による日本人拉致事件の完全解決を求める意見書。平成14年9月、北朝鮮は我が国の主権を侵害した国家犯罪である日本人拉致事件に対して、その事実を認め謝罪したにもかかわらず、帰国できた家族は一部であり、拉致問題の解決にはほど遠い状況が続いており、大多数の拉致被害者については、真相は全く明らかにされていない。さらに、本県出身者も含まれている拉致の可能性が否定できないいわゆる特定失踪者についても、安否に関する情報はもとより、真相究明につながる情報の提供など、北朝鮮は解決に向けた誠意を一切示していない。よって、国におかれては、このことの完全解決を目指して、北朝鮮に対し、「対話と圧力」の確固たる姿勢を持って臨み、下記事項について全力で取り組むよう強く要望する。記。1 日本政府と拉致被害者らが納得できる再調査結果を北朝鮮が提出するまでは、国交正常化交渉

の再開には慎重を期すること。2 北朝鮮が拉致を認めて謝罪してから2年が過ぎても、度重なる不誠実な対応の現状に鑑み、今後の交渉に当たっては経済制裁措置の発動も視野に入れた強い姿勢を示すこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成17年3月18日。愛媛県伊予郡砥部町議会。提出先。衆議院議長 河野洋平殿。参議院議長 扇千景殿。内閣総理大臣 小泉純一郎殿。総務大臣 麻生太郎殿。外務大臣 町村信孝殿。財務大臣 谷垣禎一殿。経済産業大臣 中川昭一殿。国土交通大臣 北側一雄殿。内閣官房長官 細田博之殿。以上でございます。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。
発議第6号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって発議第6号北朝鮮による日本人拉致事件の完全解決を求める意見書提出については、原案のとおり可決されました。
おはかりします。

ただいま、中村町長から、愛媛県町村会と愛媛県町村議会議長会の事務局統合に伴い一部事務組合の事務を統合することに関する12件、工事請負契約の変更契約の締結について1件及び砥部町過疎地域自立促進計画の策定について1件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第14として、議題にしたいと思います。ご異議ありますか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって愛媛県町村会と愛媛県町村議会議長会の事務局統合に伴い一部事務組合の事務を統合することに関する12件、工事請負契約の変更契約の締結について1件及び砥部町過疎地域自立支援計画の策定について1件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第14として、議題とすることに決定しました。

~~~~~

- 追加日程第1 議案第60号 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合の解散について
- 追加日程第2 議案第61号 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合の解散に伴う財産処分について
- 追加日程第3 議案第62号 愛媛県市町村交通災害共済組合の解散について
- 追加日程第4 議案第63号 愛媛県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に

ついて

- 追加日程第5 議案第64号 愛媛県自治会館管理組合の解散について
- 追加日程第6 議案第65号 愛媛県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について
- 追加日程第7 議案第66号 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の解散について
- 追加日程第8 議案第67号 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
- 追加日程第9 議案第68号 愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 追加日程第10 議案第69号 愛媛県市町村職員退職手当組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について
- 追加日程第11 議案第70号 愛媛県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び同組合を組織する地方公共団体の数の増加について
- 追加日程第12 議案第71号 愛媛県市町村職員退職手当組合規約の変更について  
(提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(田室博志) 追加日程第1議案第60号から追加日程第12議案第71号までの愛媛県町村会と愛媛県町村議会議長会の事務局統合に伴い一部事務組合の事務を統合することに関する12件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長 追加議案第60号から議案第71号までの12議案についてご説明を申し上げます。今回の改正は、愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合、愛媛県市町村交通災害共済組合、愛媛県自治会館管理組合、愛媛県市町村議会議員公務災害補償等組合の4組合を愛媛県市町村職員退職手当組合に統合するものであります。始めに、統合にいたりました背景についてご説明申し上げます。市町村合併の進展による県内市町村の数は、大幅な減少に伴い、愛媛県町村会及び愛媛県町村会議長会の両団体が平成17年4月1日に事務局を統合することを受け、県町村会が事務局を兼ねる退職手当組合、消防組合、交通災害組合、及び自治会館管理組合並びに県町村議会議長会が事務局を兼ねる町村議会議員公務災害補償等組合の5つの一部事務組合についても各組合の構成団体間で今後の取扱いが協議されたところでございます。その結果、いずれの組合も全県域をその区域として、構成団体の大半が共通し、共同処理する事務も相互に関連していることから、今回の県町村会と県町村議会議長会の事務局統合に合わせまして、5組合を統合することにより、組合組織のスリム化、事務局体制の整理、合理化を図ることといたしました。なお、統合方法は5つの組合の中で、構成団体数、組合財産の最も多い、愛媛県市町村職員退職手当組合に他の4組合を解散統合する方法によることとして、統合前日を持って解散する4組合の事務及び財産のすべてを退職手当組合に承継するとともに、組合の名称を愛媛県市町村総合事務組合に変更することといたしました。まず、議案第60号から議案第67号までにつきましては、愛媛県市町村職員退職手当組合を除く4組合の解散と財産処分についての

協議であり、いずれも関係する市町村の議会の議決を得なければならないとされており、提案するものであります。解散の日付はいずれも平成17年3月31日。また、同年4月1日において同日に愛媛県市町村職員退職手当組合から名称変更される愛媛県市町総合事務組合に解散する各組合が所有する一切の財産を帰属させることとしております。また、議案第68号、議案第69号では、退職手当組合の構成団体である、伊予市、伊方町の合併関係市町、及び消防、交通災害、自治会館の統合3組合を平成17年3月31日付けて退職手当組合から脱退させ、財産処分について合わせて協議をするものであります。議案第70号及び議案第71号につきましては、退職手当組合が平成17年4月1日で解散4組合の事務を継承し、同時に組合構成団体の合併による新市町、これは伊予市と伊方町でございますが、及び解散した組合に加入していて、退職手当組合に未加入の西条市及び大洲地区広域消防事務組合は、統合時に加入することとしております。また、統合に伴いまして、愛媛県市町村職員退職手当組規約を全部改正し、名称を愛媛県市町総合事務組合と変更いたしました。なお、組合を組織する地方公共団体の数は、6市12町15一部事務組合となります。ちなみに、本年4月1日愛媛県の自治体数は11市12町となり、8月1日に宇和島市、吉田町、三間町、津島町の合併がなされますと、愛媛県は11市9町、併せて20の自治体数になります。以上簡単ですが、議案の説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。  
討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第60号から議案第71号までの愛媛県町村会と愛媛県町村議会議長会の事務局統合に伴い一部事務組合の事務を統合することに関する12件を一括して採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第60号から議案第71号までの愛媛県町村会と愛媛県町村議会議長会の事務局統合に伴い一部事務組合の事務を統合することに関する12件については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

追加日程第13 議案第72号 工事請負契約の変更契約の締結について (提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 追加日程第13議案第72号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。大内農林課長。

○農林課長 議案第72号についてご説明を申し上げます。工事請負契約の変更契約の締結について。次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。契約の目的、健康管理等情報連絡施設整備工事。変更請負金額5,869万1千円。今回変更による増額724万1千円。契約の相手方、高松市一宮町258番地1。株式会社富士通ゼネラル四国支店、支店長 鋤田広明。平成17年3月18日提出。砥部町長 中村剛志。提案理由は健康管理等情報連絡施設整備工事請負契約の変更契約を締結したいので、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。以上、ご審議くださいまして、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 自分の委員会でございますので、お尋ねすることはあれでございますけれど、この入札にかかわった、何社がこの入札に参加した、その結果でございましょうか。それとおよそのパーセントを教えてくださいと幸せでございます。以上。

○議長（田室博志） 松下監理財政課長。

○監理財政課長 三谷議員さんのご質問にお答えします。この契約は、昨年ですね、広田村の方で契約されておる事項でございまして、今現在、私どもの方では、その入札の率とか、関係会社のことについては、承知しておりません。そして、この契約変更につきましては、この富士通ゼネラル社が工事を継続してやっておりますので、こちらの変更契約というふうを考えております。以上でございます。

○議長（田室博志） 暫時休憩をいたします。

午後 4時00分 休憩

午後 4時17分 再開

○議長（田室博志） 再開をします。松下監理財政課長。

○監理財政課長 失礼しました。再度、三谷議員さんのご質問にお答えいたします。入札、この契約の入札日時は、昨年11月2日でございます。入札に参加した、案内しました業者は7社、内2社が辞退いたしまして、5社で入札を実施しております。落札の率は94.2%になっております。ちなみに参加しました5社につきましては富士通ゼネラル四国支店、株式会社東芝四国支社、三菱電機株式会社四国支社、日本電気株式会社松山支店、株式会社富士通ビジネスシステム四国支店ということになっております。なお、変更内容及び事業の内容につきましては、担当課の方から説明させていただきます。

○議長（田室博志） 大内農林課長。

○農林課長 三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。旧広田村では、新山村振興等農林漁業特別対策事業で、健康管理等情報連絡施設、防災無線設備でございますが、それ

と農林水産物集出荷貯蔵施設予冷庫、野菜等を保存する冷蔵庫でございます。平成16年度、17年度の2ヵ年での整備を計画実施しております、平成16年では貯蔵施設の予冷庫、それから情報連絡施設の親局、子局、中継局設備等の機器の製作と屋外拡声子局6基の整備をするものでありましたが、事業実施にあたりまして、入札の結果、予冷庫、情報連絡施設共に入札減が生じました。すでに国からの交付金の交付額が決定しておりますので、その基準を満たさなければなりません。継続で平成17年度に予定をしております屋外拡声子局の整備を前倒しで実施して、事業の進捗を図るものでありますので、よろしくをお願いします。

○議長（田室博志） 他にありませんか。山本典男君。

○16番（山本典男） あの私は、いま、私も産建に所属しておるんですが、審議をさしていただいたんですが、その時にこの問題がでてきたのか、でてこんのかわからん。入札したのが11月の2日というようなことであれば、すでに入札をしておったという状況なんです、それが、一般会計によればですね、92ページの建設工事費、情報連絡施設建設工事7、694万7千円というのが、それじゃろかと思って想像するんですが、全く金額もわからんし、それも入札があったんじゃったら、全然数字も違うし、どういうことになっとなか、ちょっとまったくこのこと自身がわからんのですが、もうちょっとそこら辺のところ、金額を説明してほしいなど。92ページ。

○議長（田室博志） 大内農林課長。

○農林課長 山本議員さんのご質問にお答えします。先程92ページの12目山村振興等農林漁業特別対策事業費7、848万9千円というのは、17年度の事業でございます。失礼します。それから補正の方ですが、補正では、全体では285万2千円減額したわけなんですけど、15節の工事請負費を55万9千円増やしまして、防災無線の整備工事が5、869万1千円となるように差額の55万9千円を増額させていただきました。

○議長（田室博志） 松下監理財政課長。

○監理財政課長 山本典男議員さんのご質問にお答えします。この事業は山村振興等農林業特別対策事業ということで、国の補助、それから過疎債を受けて行う事業でございます、過疎計画に基づいて、広田村の方で実施されておった事業でございます。平成14年度に計画を立てまして、15、16、17年度、この3年間で事業を実施するというところでございます。で、今回、16年度、17年度で、この健康管理等情報連絡施設整備工事、これをおこなうということでございまして、16年度分として入札いたしましたのが、昨年11月2日に入札いたしました。その結果が、5、145万円で落札したわけでございます。ただし、この金額は国庫補助の内示額を下回りましたので、17年度事業として実施する事業分を前倒しして今回行うということでございます。その結果、先程、山本議員さんが持っておられたのは17年度予算でございまして、16年度一般会計の補正第1号予算の23ページをご覧になっていただきたいんですが、全体です、この16、17

を含めて1億5,600万の事業のうち、17年度、失礼しました。ちょっとすみません。

17年度一般会計予算の92ページと補正予算の23ページを見比べながらでお願いしたと思うんですが、この健康管理等情報連絡施設整備工事といいますのは、この工事費だけでいきますとトータル1億3,564万1千円ということになります。その内訳ですが、今年度、この変更契約に伴いまして、16年度事業として5,869万1千円行います。それと17年度予算書に上がっております、17年度の一般会計予算書92ページに上がっております工事請負費7,694万7千円、このトータルがこの健康管理等情報連絡施設整備工事費でございます。事業の内容につきましては、先程申しましたように、各戸への情報の伝達ということで、基地局と各家庭へ受信機を備えるものでございます。そしてこの工事と16年度の工事変更の契約と補正予算の内容についてでございますが、先程も申しましたように、国庫補助基準額を内示額を満足させるために、変更契約をするものでございますけれども、その変更契約につきましては、先程申しました、17年度分について、その一部を前倒ししてするということでございます。ここでなぜ、16年度工事請負費に55万9千円の補正が上がったかといいますと、工事内容によりまして、この予定しておりました15節、16年度15節工事請負費の金額が足らなかったと、予算上足らなかったというわけで補正をお願いし、その補正が、補正予算を議決いただいた、その後で、変更契約をださしていただいたというわけでございます。失礼します。

○議長（田室博志） 18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） これ極めて単純なことなんですがね。この間の委員会に間に合わなんだんですか、11月の2日に入札して。それ際やっと思ったら、そこで説明していただいたら、あえてこんなことここで聞くこともございませぬのですが、なぜ、あえて追加日程の中においれになったかということをお尋ねいたします。

○議長（田室博志） 松下監理財政課長。

○監理財政課長 三谷議員さんのご質問にお答えします。事務方のほうといたしましては、まず、補正予算が成立するまでは、変更契約はできないというふうに考えておりまして、補正予算の議決をいただいた上で、変更契約の議案をださしていただいて、議決をいただきたいというふうに考えておったわけでございます。

○議長（田室博志） 他にありませんか。山本典男君。

○16番（山本典男） だいたいいまの数字ので、全体像がなまらだいたいわかった。山振計画の中での、わかったんですが、今聞いてわかったんですが。なぜ、われわれが産建委員会を開いとるときに、議決の問題は別としても、説明があつて当然の話じゃないかと思うんですよ。そこら全体の、我々は端々のことをいって、増で一部をなぞって、ほしてこれを判断せいじゃのいうのはいかんのですから、全体のことを言うて、ほしていまこのことにあるということをしちつとしてくれなんだからですね。これは、後で出して後で説明するじゃのいうたてですね、そんな中途半端なことでは、我々としては説明ができたとは言えんし、また、どちらかという監理課の方と担当課の方のすり合わせも充分でない

ような気がする。このいままでの説明の範囲の中では、これは、もうちょっと広田の事業にあるにしてもですよ。当然、どういう事業なのかということ、当然、判断して頭の中へ入れて、ほして当然、これ自分の、新砥部町の議案なんですから、それを出してもらうのがあたりまえな話であって、前の村がやったことじゃから知りませんでは、すまんですよ。これは絶対、新しい現在の予算に入るとという以上は、そういう全体像をまず把握して、ほしてその中で、今現在、砥部町で審議せないかんことはこれなんだということをちゃんと位置づけしてですね、やってくれなんだからですね。我々も全く内容のなんですか、というようなことも初めて健康管理情報連絡施設整備工事なんかいうのは初めて聞いたんですよ。今さっきでたのは、情報連絡施設なんかうんぬんというけど、健康なんかいうんを略したのか略さんのか、そういう事業がないのかも知らんけど。こんなもんはですね、こんな中途半端なことではですね、やはり議会に出す前にですね、ちゃんとやはり理解して、説明できるようにして、我々に出して欲しい。これが我々の願いですから、これはお願いしておきます。

○議長（田室博志） 他にありませんか。

[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑を終わります。はい、土居美智子議員。訂正します。

○4番（土居美智子） 私もそのいるものはしかたがないって言いますか、別に増額ってここには書いてありますけれども、今年度分を前倒しするというので、金額トータルが増じゃないんだろと思うんですけども。以前にも、農村集落の時でしたかね、やはり国庫補助をもらうためかな、補助金をもらうためにお金が足りないんで前倒しにやりましたとか、こういう説明があったと記憶しておりますけれども、この補助をもらうためにいくら、一番下限の金額なんかということ把握できるんだったら、こういうめんどいことも起こらなくて済むんじゃないかと思うんですけども、そこら辺りの、私もよくわかりませんので質問しているんですけど、そこらはどういうシステムになっているのか、お尋ねしようと思います。

○議長（田室博志） 松下監理財政課長。

○監理財政課長 土居議員さんのご質問にお答えします。通常、補助事業を行う場合には事業サイドの方から計画いたしまして、それに基づいて設計なりいたしまして、計画書を提出いたします。その計画書を、提出された計画書の段階で、国なり、県なりがそれを見まして補助金の内示を出してまいります。内示をいただいた上で、入札に入るわけですが、その際に減少は起こります。ただ通常、単年度事業でありましたら、その場で額の少ないままで工事は終わる可能性が大きいわけなんですけれども、今回のような継続事業の場合には、事業量が後年度に残っておりますので、先にその部分を変更契約なりで、入れることが多いというふうに理解していただいたらと思います。

○議長（田室博志） 他にありませんか。玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） この議会では、議員に対して、いままで砥部の議会では、いろい

ろ小さい説明が付託された委員会では、細かくやっておるんですが、こういうことを、我々議員が質問せんと答弁ができませんというようなことやなく、やはり今後、農村集落下水道で、このことも本会議で質問して初めて総額の金額がわかったと、継続事業が何年かあったとしても、やっぱり総額をだいたいどのくらいで、何年計画でということをやっぱり言うてもらわんことには、自分らの頭では理解できんと、専門的ではないので、そういうことを強く要請しておきます。以上です。答弁いりません。

○議長（田室博志） 他に質疑ありませんか。

[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第72号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第72号工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
追加日程第14 議案第73号 砥部町過疎地域自立促進計画の策定について  
(提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 追加日程第14議案第73号砥部町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。上岡広田支所長。

○広田支所長 議案第73号砥部町過疎地域自立促進計画の策定についての内容説明をいたします。過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、別紙のとおり砥部町過疎地域自立促進計画を定めるため議会の議決を求める。平成17年3月18日提出。砥部町長 中村剛志。本案は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項により、広田村過疎地域自立促進計画前期5ヵ年計画を平成12年に策定しておりましたが、平成17年1月1日の合併後も、同法第33条の規定により、広田地区は引き続き過疎地域とみなして、この法律の適用を受けることとなります。この市町村計画を定めるにあたっては、当該市町村の議会の議決が必要となっており、配布のとおり砥部町過疎地域自立促進計画を提案するものでございます。内容につきましては、従来定めておりました計画、広田村の記載を砥部町に改め、計画書末尾2枚に16年度概算事業計画を載せてございますが、16年度実施計画の掲載をしてございます。なお、この市町村議会の議決にあたりましては、事前に都道府県との協議が必要とされており、すでに本計画案につきましては、愛媛県より異議ありませんとの回答を得てございます。以上で議案第73号の説明を終わります。

ご審議をいただき、ご決定をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第73号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第73号砥部町過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり可決されました。

おはかりします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長のごあいさつをお願いします。中村町長。

○町長 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、終始熱心にご審議を賜り、全議案をご議決ご承認いただきましたことに、心から感謝を申し上げます。特に、ご議決をいただきました新年度予算につきましては、適正にそして効果的に使わせていただきます。また、事業の執行にあたりましても、理事者と職員が一丸となって、知恵を出し、工夫をしながら進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。いまは誕生して間もない、幼児期のまちであります。育て方を誤らないように、たくましく、そして自立できるように育てていかなければならないと思います。どうか議員の皆様におかれましては、一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。同時に、これからの新しいまちづくりに向けまして、様々なお知恵を下さいますようお願いを申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（田室博志） 以上をもって、平成17年第1回砥部町議会定例会を閉会します。

午後 4時45分 閉会

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員